

平成 24 年度監察報告書

平成 25 年 3 月

国土交通省大臣官房監察官室

目次

第 1 監察事項及び対象機関	1
第 2 対象機関毎の担当監察官及び現地監察実施期間	2
第 3 監察結果	4
I. はじめに	4
II. コンプライアンス徹底の取組	5
1. 報 告	5
(1) 趣 旨	5
(2) コンプライアンスに関する事項	5
1) コンプライアンスの各種対応窓口設置等の状況	6
① コンプライアンスの各種対応窓口の設置等の状況	6
② コンプライアンスに関する統一対応窓口を設置している場合の職員への周知状況	9
③ コンプライアンスに関する統一対応窓口を設置していない場合の理由等	9
2) コンプライアンス対応窓口等における通報等の状況	13
3) コンプライアンス徹底のための指導等の状況	14
① 国家公務員法等の周知・指導状況	14
② 倫理に係るセルフチェック等の実施状況	15
③ コンプライアンス・ミーティング等の実施状況	16
④ コンプライアンス指導者等の養成・指導内容の状況	18
⑤ 本局（地方整備局及び北海道開発局）による出先事務所等（事務所、出張所、開発建設部）への取組状況等の巡回指導	19
⑥ 本局・事務所の業務運営方針等におけるコンプライアンスの位置付け	19
⑦ 請負契約業務におけるコンプライアンスの徹底	20
4) 退職予定職員への指導状況	20
5) コンプライアンス徹底のための局としての独自の取組等	20
6) コンプライアンス徹底に対する幹部職員の取組状況	
【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】	21

7) 不正事案発生後の取組	23
① 四国地方整備局における不正事案に係る再発防止の取組	23
② 九州地方整備局における不正事案に係る再発防止策の実施状況	25
(3) 用地取得の不正防止対策に関する事項	29
1) 不正防止対策の徹底状況	29
① 不正防止対策に係る職員への周知・徹底状況	29
② 新任用地担当管理職への指導状況	30
2) 用地取得事務に係る監査の実施状況	30
① 用地取得事務の不正防止のための一般監査の状況	30
② 用地部による不正防止のための調査の状況	31
3) 多段階チェックの実施状況	32
① 金額提示ルールの遵守	32
② 検査の強化	32
③ 交渉担当者相互間のチェック	32
④ 第三者によるチェック	32
4) 長期在職者の状況	33
5) 用地取得の不正防止対策のための独自の取組	33
6) 九州地方整備局における用地補償に関連する不正事案に係る再発防止策の実施状況	34
<u>2. 提示意見</u>	35
<u>3. 推奨事例</u>	
(1) コンプライアンスキャラバン隊による取組	37
<u>4. 追記</u>	40
III. 職員の健康安全管理徹底の取組	41
<u>1. 報告</u>	41
(1) 趣旨	41
(2) 職員の健康安全管理徹底の取組	41
1) 健康安全管理体制	42
① 健康管理者及び安全管理者の指名状況	42
② 健康管理担当者及び安全管理担当者の指名状況	43
③ 健康管理医の設置状況	43

④ 健康安全教育の実施状況	44
⑤ 職員の意見を聞くための措置	46
⑥ 健康安全管理細則の制定状況	46
2) 健康管理の状況	46
① 健康管理の現況	47
② 心の健康づくり	47
③ 業務等に応じた健康管理対策	48
④ 生活習慣病対策	51
⑤ 喫煙対策	52
⑥ 職場の環境衛生対策（換気、照明、温度などの環境条件の把握）	52
⑦ 緊急災害対策に従事する職員に対する健康管理上の措置	53
3) 安全管理の状況	53
① 職員の身の回りの安全管理対策の実施状況	53
② 業務に応じた安全管理対策の実施状況	54
③ 安全管理の周知・徹底の状況	56
④ 現地調査等における安全管理の状況	56
4) 庁舎管理の状況	59
① 庁舎管理体制の状況	59
② 秩序維持の状況	60
③ 災害防止の状況	60
5) 幹部職員の職員の健康管理徹底に係る取組状況 【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】	61
<u>2. 提示意見</u>	63
<u>3. 推奨事例</u>	
(1) 北陸地方整備局、九州地方整備局筑後川河川事務所及び国土地理院 における面接指導等に対する効果的な取組	65
(2) 近畿地方整備局、九州地方整備局宮崎河川国道事務所、北海道運輸局 及び国土地理院におけるメンタルヘルス対策に関し工夫した取組	68
1) 管理監督職員に対するサポート等	68
2) カウンセリングの利用促進	74
(3) 北海道開発局及び国土地理院における講演会等の実施に関し工夫した取組	76
(4) 北海道開発局における健康管理計画策定に関する取組	78

(5) 九州地方整備局における継続可能な健康の維持増進等に関する取組	79
(6) 北海道開発局、中国運輸局及び四国運輸局における現地調査等における 安全管理の研修に関する取組	80
(7) 国土地理院における作業安全心得の作成	81

IV. 大規模災害発生時の対応に関する取組

<u>1. 報 告</u>	82
(1) 趣 旨	82
(2) 危機管理体制の整備状況	82
1) 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の整備・運用の状況	82
① T E C – F O R C Eに関する体制の整備状況	83
② T E C – F O R C Eに関する活動計画の作成状況	83
③ T E C – F O R C Eに関する研修や訓練の実施状況	84
④ T E C – F O R C Eの活動状況	85
2) 被災状況調査を行うヘリコプター等の運用マニュアルの整備状況	88
3) 職員の危機管理意識及び危機管理対応能力を向上させるための取組の 実施状況	88
4) 防災業務計画の修正状況及び防災関係資料の職員への周知状況	90
① 防災業務計画の修正状況	90
② 防災関係資料の職員への周知状況	90
(3) 業務継続計画（B C P）に関する取組状況	91
1) B C Pの策定及び周知状況	91
2) B C Pに基づく体制等の整備状況	91
① 災害時の本部長代行等の権限及び指揮命令系統等の整備状況	91
② 本部長及び本部長権限委任代理者等の参集予定方法及び参集予定時間	91
③ 職員及び家族の安否確認の方法	92
3) 情報の収集・連絡体制、通信手段等の整備状況	92
4) 執務環境等の確保の状況	93
① 庁舎及び通信施設等の耐震対策の状況	93
② 職員及び来訪者も含めた食糧、飲料水等の備蓄の状況	93
5) B C Pに基づく訓練の実施状況及び訓練結果等を踏まえたB C Pの 見直し状況	93
① B C Pに基づく訓練の実施状況	93
② 訓練結果等を踏まえたB C Pの見直し状況	94

(4) 関係機関との連携等に関する取組状況 ······	95
1) 整備局等における関係機関との連携及び情報共有に関する取組状況 ······	95
① 関係機関との連携等に関する取組状況 ······	95
② 関係機関との情報共有に関する取組状況 ······	95
③ 地方公共団体への支援に関する取組状況 ······	96
④ 地方公共団体へのリエゾンの派遣に関する取組状況 ······	96
2) 整備局等における民間団体との協定の締結状況 ······	97
3) 運輸局における関係機関との連携及び情報共有に関する取組状況 ······	98
① 関係機関との連携等に関する取組状況 ······	98
② 関係機関との情報共有に関する取組状況 ······	100
③ 地方公共団体への支援に関する取組状況 ······	102
④ 地方公共団体へのリエゾンの派遣に関する取組状況 ······	102
(5) 訓練や実災害への対応を踏まえた課題に対する措置状況 ······	104
(6) 大規模災害への対応に関する各機関における独自の取組状況 ······	105
(7) 大規模災害への対応に関する各機関の長の取組状況 【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】 ······	108
 <u>2. 提示意見</u> ······	112
 <u>3. 推奨事例</u>	
(1) 九州地方整備局における T E C – F O R C E の拠点整備に関する取組 ······	114
(2) 四国地方整備局における港湾機能の早期復旧に向けた関係者間の連携体制の構築 ······	115
(3) 北陸地方整備局における大学との連携・協力に関する取組 ······	116
(4) 東北運輸局における今後の防災対策向上に向けた取組 ······	117
(5) 四国運輸局における津波対応型救命艇の開発に関する取組 ······	118

第1 監察事項及び対象機関

平成24年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

(1) 監察事項

- ① コンプライアンス徹底の取組
- ② 職員の健康安全管理徹底の取組
- ③ 大規模災害発生時の対応に関する取組

(2) 対象機関

北陸、近畿、四国、九州の各地方整備局及び北海道開発局（四国は①及び③）

北海道、東北、関東、中国、四国の各地方運輸局

国土地理院

第2 対象機関毎の担当監察官及び現地監察実施期間

表1 地方整備局及び北海道開発局

対象機関	担当監察官	実施期間
北陸地方整備局 本局 富山河川国道事務所 金沢河川国道事務所	総括監察官 小林 利之 監察官 浮谷 高司 監察官 越智 俊光 監察官 藤井 利幸	8月21日から 8月24日まで
近畿地方整備局 本局 和歌山河川国道事務所 大阪港湾・空港整備事務所	総括監察官 松脇 達朗 監察官 藤井 利幸 監察官 武藤 秀樹 監察官 芳倉 勝治	9月10日から 9月13日まで
四国地方整備局 本局 徳島河川国道事務所 小松島港湾・空港整備事務所	総括監察官 松脇 達朗 監察官 浮谷 高司 監察官 芳倉 勝治	10月 9日から 10月12日まで
九州地方整備局 本局 筑後川河川事務所 宮崎河川国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 監察官 村田 誠 監察官 武藤 秀樹 監察官 五十嵐祥二	9月25日から 9月28日まで
北海道開発局 本局 旭川開発建設部 網走開発建設部	総括監察官 小林 利之 監察官 村田 誠 監察官 越智 俊光 監察官 五十嵐祥二	7月30日から 8月 2日まで

表 2 地方運輸局

対象機関	担当監察官	実施期間
北海道運輸局 本局	総括監察官 小林 利之 監察官 内山 正人 監察官 中庄司勇次	7月2日から 7月3日まで
東北運輸局 本局	総括監察官 小林 利之 監察官 福澤 隆志 監察官 中庄司勇次	8月30日から 8月31日まで
関東運輸局 本局	総括監察官 松脇 達朗 監察官 斎藤 孝志 監察官 中庄司勇次	9月20日から 9月21日まで
中国運輸局 本局	総括監察官 松脇 達朗 監察官 内山 正人 監察官 中庄司勇次	10月1日から 10月2日まで
四国運輸局 本局	総括監察官 小林 利之 監察官 斎藤 孝志 監察官 中庄司勇次	8月6日から 8月7日まで

表 3 国土地理院

対象機関	担当監察官	実施期間
国土地理院	総括監察官 小林 利之 監察官 浮谷 高司 監察官 武藤 秀樹 監察官 藤井 利幸	7月24日から 7月25日まで

第3 監察結果

I. はじめに

国土交通行政の円滑な推進を図るために、綱紀を保持するとともに、行政の効率性及び透明性を高め、国民の信頼を確保することが必要である。

(1) 国土交通行政の円滑な推進を図るために、公務員倫理を始めとするコンプライアンスの確保及び用地取得における不正防止対策の徹底を図ることが必要である。

(2) 職員の心身の健康の保持増進及び安全の確保は重要であり、その徹底に努めていくことが必要である。

(3) 大規模災害の発生に備え、常日頃から、対応体制や関係機関との協力・連携体制を整える等、万全の準備をしておくことが必要である。

このような状況を踏まえ、平成24年度においては、

- ① コンプライアンス徹底の取組
 - ② 職員の健康安全管理徹底の取組
 - ③ 大規模災害発生時の対応に関する取組
- に関する監察を実施した。

なお、本報告書は監察実施期間における監察内容を踏まえたものとしているが、以下に掲げた提示意見に対しては、監察対象機関において順次適切な措置を講じている。

Ⅱ. コンプライアンス徹底の取組

1. 報 告

(1) 趣 旨

国土交通省職員による収賄事案や国家公務員倫理法（平成11年8月13日法律第129号）及び国家公務員倫理規程（平成12年3月28日政令第101号）に抵触し、懲戒処分を受ける事案が近年においても発生しており、特に今年度は、高知県内の直轄事務所における入札談合等関与行為に対する公正取引委員会からの改善措置要求があったところである。繰り返される不祥事により損なわれた国土交通行政に対する国民の信頼を回復するためには、日々の業務遂行はもとより、関係事業者等との関わり方に関してもコンプライアンスの徹底を図ることが強く求められているところである。

また、公共工事における用地取得に関し、「用地取得の不正防止対策について」（平成12年12月25日建設事務次官通達）（以下「平成12年事務次官通達」という。）及び「用地取得の不正防止対策について」（平成14年1月29日国土交通事務次官通達）（以下「平成14年事務次官通達」という。）等に基づき、用地取得の不正防止対策に努めているところである。しかしながら、平成22年に地方整備局において、公共工事の用地補償に関する不正事案が発生しており、公共工事の用地取得における不正防止対策に関し、その徹底が強く求められているところである。

以上を踏まえ、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局及び国土地理院（以下「地方支分部局等」という。）におけるコンプライアンスの徹底及び用地取得の不正防止対策に係る取組について監察を実施した。

(2) コンプライアンスに関する事項

国土交通行政の円滑な推進を図るために、公務員倫理を始めとするコンプライアンスの徹底を図ることが必要である。

国家公務員倫理法等の施行に関しては、平成13年1月6日、国土交通省発足に際して、国土交通事務次官（国土交通省倫理監督官）より、「国土交通省職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備等について」が通知され、国家公務員倫理法等及びこの通達の遵守を徹底するとともに、職員に対して十分な周知を図り、その運用に万全を期すこととされている。

国家公務員倫理法等に関する取組に係る監察については、これまで

- ・平成13年度は、国家公務員倫理規程の周知状況、国家公務員倫理規程に基づ

く飲食等の許可手続の処理状況、非違行為への対処の状況

- ・平成17年度及び18年度は、国家公務員倫理法等に基づく承認、報告等の処理状況、国家公務員倫理法等の周知状況
- ・平成21年度及び22年度は、職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備状況、国家公務員倫理法等に基づく届出等の処理状況、職員からの相談への対応状況
- ・平成23年度は、国家公務員倫理法等の施行・運用状況、周知状況、国家公務員倫理法等に抵触すると思われる行為に係る情報があった場合の対応及び職員の倫理の保持に関する幹部職員の取組状況について実施してきたところである。

今年度は、昨年度と同様の事項の他に、コンプライアンスの各種対応窓口設置等の状況、コンプライアンス・ミーティングの実施状況及びコンプライアンス徹底のための地方支分部局等としての独自の取組等を新たに加えて監察を実施した。

その結果は、次のとおりであり、各地方支分部局等においては、国家公務員倫理法等の周知、コンプライアンス指導者の養成や事務処理に的確に取り組み、コンプライアンスの徹底に務めていた。

1) コンプライアンスの各種対応窓口設置等の状況

① コンプライアンスの各種対応窓口の設置等の状況

職員からの通報窓口の整備については、「入札談合の防止について」（平成19年3月8日）において、秘匿性の高い「コンプライアンス窓口」を内部及び外部に設置することとされており、また、「当面の入札関係不祥事の再発防止対策について」（平成20年6月26日。以下「当面の再発防止対策」という。）においても、発注事務を対象とした現行の内部報告制度に加え、他の事務について法令や国家公務員倫理規程等に抵触すると思量する事実を把握した場合の内部報告制度を整備するよう定められているところである。

各地方支分部局等においては、本省からの通知等に基づき、国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程、官製談合防止法、セクハラ・パワハラ等の各種窓口が設置され、またそれぞれの窓口の責任者及び担当者の指名がなされていた。（表Ⅱ-1）

なお、一部運輸局においては、契約手続関係の窓口が未設置であるところがあった。

表Ⅱ－1 コンプライアンスの各種対応窓口設置等の状況

地方整備局、北海道開発局及び国土地理院

責任者の指名	北陸地整	近畿地整	四国地整	九州地整	北海道開発局	国土地理院
倫理関係	局長	人事計画官、人事企画官	人事課長、人事企画官	局長	首席監察官	院長
発注者綱紀保持関係	適正業務指導官	適正業務指導官	適正業務指導官	適正業務指導官、港政調整官	首席監察官	院長
官製談合関係	適正業務指導官	契約管理官、適正業務指導官、契約課長	適正業務指導官、經理調達課長	適正業務指導官、港政調整官	首席監察官	総務部長
セクハラ関係	人事課長	人事計画官、人事企画官	人事課長、人事企画官	人事計画官、人事企画官	職員課長	人事課長
パワハラ関係	人事課長	人事計画官、人事企画官	人事課長、人事企画官	人事計画官、人事企画官	職員課長	人事課長
その他	なし	人事計画官	なし	適正業務指導官、港政調整官	首席監察官	
担当者の指名	北陸地整	近畿地整	四国地整	九州地整	北海道開発局	国土地理院
倫理関係	人事課課長補佐、港政調整官	統一対応窓口	統一対応窓口	人事計画官、人事企画官	統一対応窓口	適正業務指導官
発注者綱紀保持関係	適正業務指導官、港政調整官	統一対応窓口	統一対応窓口	適正業務指導官、港政調整官	統一対応窓口	適正業務指導官
官製談合関係	適正業務指導官、契約管理官	統一対応窓口	統一対応窓口	適正業務指導官	統一対応窓口	契約管理官
セクハラ関係	セクハラ相談員	統一対応窓口	統一対応窓口	人事計画官等、人事企画官等	職員課課長補佐他	セクハラ苦情相談員
パワハラ関係	人事課課長補佐、港湾空港総室長	統一対応窓口	統一対応窓口	人事計画官	職員課課長補佐	
その他	なし	統一対応窓口	統一対応窓口	適正業務指導官、港政調整官	入札契約監察官、監察官	
統一対応窓口	適正業務指導官	適正業務指導官	適正業務指導官	なし	入札契約監察官、監察官	

塗りつぶしは外部窓口（弁護士）がある場合を示す。

地方運輸局

責任者の指名	北海道運輸局	東北運輸局	関東運輸局	中国運輸局	四国運輸局
倫理関係	総務部長	各部長	局長	局長	総務部長
契約手続関係	未設置	総務部長	未設置	未設置	総務部長
セクハラ関係	人事課長	各部長	人事課長	総務部長	セクハラ相談員
パワハラ関係	人事課長	各部長	人事課長	総務部長	苦情相談員
その他					

担当者の指名	北海道運輸局	東北運輸局	関東運輸局	中国運輸局	四国運輸局
倫理関係	人事課担当官	庶務担当課長	統一対応窓口	人事課長	統一対応窓口
契約手続関係	未設置	会計課長	未設置	総務課長	統一対応窓口
セクハラ関係	セクハラ相談員	庶務担当課長	セクハラ相談員	職員苦情相談員	統一対応窓口
パワハラ関係	苦情相談員	庶務担当課長	統一対応窓口	職員苦情相談員	統一対応窓口
その他					

② コンプライアンスに関する統一対応窓口を設置している場合の職員への周知状況

北陸地方整備局、近畿地方整備局及び四国地方整備局並びに北海道開発局においては、統一対応窓口が設置され、内部窓口及び外部窓口の担当者が指名されており、また、職員がいつでも通報等ができるようインターネットにその趣旨を掲載し周知していた。**(資料Ⅱ-1)**

なお、四国運輸局では、「苦情相談員」を設置し、内部職員への統一対応窓口としていた。

③ コンプライアンスに関する統一対応窓口を設置していない場合の理由等

九州地方整備局、北海道運輸局、東北運輸局及び中国運輸局並びに国土地理院においては、統一対応窓口を設置していないが、これは個別事案に応じて、それぞれの部署で対応してきており、そのことで特段の問題が生じていないためという理由である。

しかしながら、地方支分部局ごとに窓口の担当者が異なっていたり、また、統一対応窓口の設置は職員の立場からすると通報等を行おうとする際の利便性を増すことと考えられることから、未設置の局においては今後、設置への検討を行うことが望ましい。

資料Ⅱ－1 統一対応窓口の例（四国地方整備局）

国四整適業第9号
国四整港総第355号
平成24年3月26日

次長、各部長
各事務（管理）所長 殿

局長

「職員のコンプライアンス相談・報告窓口」について

「コンプライアンス指導者の配置について」（平成23年10月21日付け国四整適業第2号、国四整港総第230号）に基づき、コンプライアンス指導者としての配置及び各事務所等における「各種通報制度」の周知を図ってきたところであるが、各種通報制度の窓口が輻輳していることから、平成24年1月に暫定的な措置として、各担当ごと分かれていた内部受付窓口を一元化するとともに、外部窓口についてもコンプライアンスに係る全てを受け付けることとしていたところである。

今回、今年度の発注者綱紀保持委員会において提案された通報窓口に対する意見を基に、別紙「職員のコンプライアンス相談・報告窓口」とおり各種通報制度の窓口を一元化するとともに、インターネットを利用した相談・報告（匿名によることも可能）ができるシステムを構築した。また、「通報」という言葉から連想されるマイナスのイメージを払拭するため、窓口の名称も「コンプライアンス相談・報告窓口」としたものである。

これらの措置については、四国地方整備局建設行政WANインターネットに掲載しているので、貴下職員に周知・徹底を図られたい。また、本省においても職員情報の通報窓口として、公益通報及び倫理通報窓口が設置されているので、併せて周知されたい。

なお、コンプライアンス指導者の配置について（平成23年10月21日付け国四整適業第2号、国四整港総第230号）のうち「別添「各種通報制度」」に係る部分は廃止する。

この取扱いは、平成24年4月1日から適用する。

別 紙

職員のコンプライアンス相談・報告窓口

制 度	事務所窓口	本局窓口	外部窓口
法令違反行為の相談・報告 (公益通報窓口)			
倫理規程違反行為等の相談 ・報告 (公務員の倫理等に関する 通報窓口)	事務担当副所長 (副所長の置か れていない事務 所にあっては総 務課長、管理所 にあっては管理 所長とする。)	適正業務指導 官	発注者綱紀保 持担当弁護士
発注者綱紀保持規程に基づ く相談・報告 (発注事務に関し規程の抵 触した報告・通報)			

※上記の措置に関する取扱い等については別添資料を参考とされたい。

職員のコンプライアンス相談・報告窓口

① コンプライアンスに関する相談や報告をする場合は…

あなたの **所属長** に相談・報告してください

◆ 所属長以外にも、相談・報告の窓口を設置しています

② 面談・電話・メール・ファックス等による窓口としては…

事務所における窓口として

事務担当副所長 (※1)

本局における窓口として

適正業務指導官

外部の窓口として(※2)

発注者綱紀保持担当弁護士

(**匿名**での受付も可能)

※1 副所長が置かれていない場合は**総務課長**、管理所は**管理所長**とする。

※2 外部窓口は相談・報告を受け、適正業務指導官に取り次ぎを行いますが、弁護士が相談に対し直接アドバイス等(相談・回答)を行うものではありません。

③ パソコンからの相談・報告窓口としては…

イントラから相談・報告ができます

(また、**匿名**による報告も可能です)

▷ いずれの相談・報告も**不利益な取り扱いをすることなく**、また**秘密も厳守**します。
(他人に損害を加える目的などの不正の目的の場合は除く)

▷ **匿名による報告も可能**ですが、調査結果等のお知らせや事実関係に係る追加情報のお願いができないなど、結果として相談・報告に十分なお答ができない場合がありますので、ご了承ください。

2) コンプライアンス対応窓口等における通報等の状況

職員から倫理監督官への届出の受理及び申請に対する承認等の手続きは適正に行われていた。職員からの相談は年間十数件程度の実績であり、届出等は、数十件に及ぶ局もあるが、これは賀詞交換会等の懇親会の出席に関する届出である。

コンプライアンス対応窓口における通報等については、平成23年度に（表II-2）の通り通報等があり、事実関係を調査した結果、所定の手続きに則り、内規に基づく処分等が行われていた。北海道運輸局では、処分後に直ちに全職員あてに指導徹底のメールを送付し、注意喚起を行っていた。

また、各地方支分部局等における相談・報告等の窓口の利用状況は総じて少ない傾向にある。工夫を凝らした周知徹底を図るなど、窓口設置の趣旨が活かされる取組を進めていく必要がある。

なお、国家公務員倫理法等違反行為に係る処分については、平成23年度は国家公務員全体で27名（懲戒処分13名、矯正措置14名）（国家公務員倫理審査会公表）となっており、減少傾向にはあるが、依然、国家公務員に対する国民の目には厳しいものがある状況である。

表II-2 コンプライアンス対応窓口における通報等の状況

機関名		北 陸 地 整	近 畿 地 整	四 国 地 整	九 州 地 整	北 海 道 開	北 海 道 運	東 北 運	東 北 運	中 國 運	四 國 運	國 土 地 理
事項等												
倫理管理官の処理する事務	届出	0	0	0	1	0	1	0	0	1	2	0
	承認	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	職員からの相談	9	2	4	-	11	9	94	0	0	20	3
	贈与等	14	55	4	51	17	0	217	1019	307	17	22
	株取引等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	所得等	2	0	1	0	3	0	1	1	0	0	1
	処分	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	公表	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
倫理法に抵触したと思われる 行為に係る通報	職員からの情報 提供	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
	外部からの情報 提供	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0

	処分	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
	公表	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
発注者綱紀保持規程等に 抵触する事案に関する報告	内部	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	外部	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
事業者等からの不当な働き かけに係る報告		0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0
セクハラ	内部	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	外部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パワハラ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0

※ 略称：地方整備局→地整、運輸局→運

今年度の監察対象機関のみ記載。本局のみ集計

3) コンプライアンス徹底のための指導等の状況

① 国家公務員法等の周知・指導状況

(i) 国家公務員倫理法等及び関係する通知等については、文書による通知、電子メールによる伝達、各種の会議の際の講義、インターネットや共通フォルダへの掲載等により、周知を図っていた。また、各地方支分部局等においては、自ら企画・実施する研修において、必ずコンプライアンスに関する講座を設けるようにしており、研修生に受講させていた。

四国地方整備局においては、適正業務指導官が全事務所職員を対象に事務所コンプライアンス講習会を平成22年度に7回、23年度は12回開催し、コンプライアンス全般について講義を行っていた。また、外部講師を招いての講習会も実施していた。

(ii) 有資格事業者等に対するコンプライアンスの周知や協力要請については、一般競争参加資格認定通知書を送付する際にパンフレットを同封する、公務員倫理週間若しくは年末年始において関係業界団体あてに協力要請を行う、あるいは局ホームページに「綱紀保持対策のお知らせ」等を掲載するなどの方法により実施していた。

北海道開発局においては、コンプライアンスの周知に関して以下の独自の取組を行っていた。

- ・本局幹部職員等が、5月から6月にかけて関係業界団体に対し、コンプライアンス強化計画等について説明会を開催し（22年度27回、

23年度39回)、理解と協力を求めていた。

- ・国家公務員倫理週間の取組の一環として、ポスターやパンフレットを受注実績業者約2,500社に送付していた。

② 倫理に係るセルフチェック等の実施状況

国家公務員倫理法・倫理規程のセルフチェックについては、昨年度の定期監察において、実施率の向上に加え実施結果についても今後の対策に結びつけるため分析するよう指導を行っていることから、平成22年度及び23年度におけるセルフチェックの実施状況及び分析状況について監察を実施した。

実施状況は(表II-3)のとおりであり、その結果、地方支分部局等ごとに実施状況に大きな差がみられた。

表II-3 セルフチェックの実施状況及び分析状況

機関名	実施状況及び分析状況
北陸地方整備局	平成22年度及び23年度とも100%という非常に高い実施率で行われていた。平成22年度の実施結果については、正答率の低い項目については解説をインターネットに掲載することで職員に周知を図っていた。平成23年度は倫理講習会の中で実施したため、セルフチェックシートの回収及び分析を行っていなかった。
近畿地方整備局	平成22年度は、91%という高い実施率であったが、平成23年度は各職員が任意で実施することとしていた。平成22年度の実施結果については、正答率の低い設問の解説をインターネットに掲載して職員に周知を図っていた。
四国地方整備局	平成22年度は一部事務所で適宜実施、平成23年度は85%という実施率であった。実施結果については、正答率の低かった設問のうち注意が必要な事例については、特に詳しい解説を職員向け広報誌に掲載し、周知を図っていた。
九州地方整備局	平成22年度及び23年度とともに、全職員を対象に実施した。平成22年度は、管理職のみを集計対象としたが、平成23年度は全職員を対象に集計し、97%の実施率であった。実施結果については、正答率の低かった設問について解説を行った実施結果報告書を作成し、研修、講習会、ミーティング等で活用し、周知を図っていた。
北海道開発局	平成22年度は92%、平成23年度は99%という高い実施率であった。実施結果については、正答率の低かった設問について、ポイン

	トや解説を作成するとともに、過去の違反事案等を掲載した解説を作成し、コンプライアンス通信で周知を図っていた。
北海道運輸局	平成22年度は93%、平成23年度は97%という非常に高い実施率で行われていた。実施結果については、局内のインターネットに掲載していた。
東北運輸局	平成22年度及び23年度とも100%という非常に高い実施率で行われていた。実施結果については、局内のインターネットに掲載していた。
関東運輸局	平成22年度及び23年度とも100%という非常に高い実施率で行われていた。実施結果については、広報誌「新しいぶき」に掲載するとともに、研修等で解説を行っていた。
中国運輸局	平成22年度及び23年度とも100%という非常に高い実施率で行われていた。実施結果については、局内のインターネットに掲載していた。
四国運輸局	平成22年度及び23年度とも100%という非常に高い実施率で行われていた。実施結果については、局内のインターネットに掲載していた。
国土地理院	平成22年度及び23年度とも100%という非常に高い実施率で行われていた。

地方支分部局等においては、平成22年度は一部の地方整備局において管理職員のみの実施、若しくはセルフチェックシートをインターネットに掲載し職員の任意で実施させた局もあったが、平成23年度については、いずれも実施率は高く、実施結果と分析結果をインターネットに掲載していた。

しかし、監察を実施したすべての地方運輸局（以下「運輸局等」という。）及び国土地理院では、セルフチェックは実施されたが、正答率が低い設問に対する解説を行うなどの分析は行われていなかった。

③ コンプライアンス・ミーティング等の実施状況

コンプライアンス・ミーティングについては、「当面の再発防止対策」において、各職場において職員相互間で綱紀保持に関する確認や意見を出し合う「発注者コンプライアンス・ミーティング」を定期的（四半期に1回）に実施することとされていることから、地方整備局、北海道開発局及び国土地理院（以下「整備局等」という。）において監察を実施した。

平成22年度及び23年度の実施状況は（表II-4）のとおりであり、未実施から高い出席率で実施したところまで、大きな差がみられた。

表II-4 コンプライアンス・ミーティングの実施状況

機関名 ＼年度	平成22年度		平成23年度	
	出席率	開催数	出席率	開催数
北陸地方整備局	51%	2回	74%	2回
近畿地方整備局	86%	4回	87%	3回
四国地方整備局	未実施		58%	7回
九州地方整備局	未実施		4%	2回
北海道開発局	74%	10回	80%	11回
国土地理院	未実施			

※ 地方整備局は本局のみ集計

北陸地方整備局では、平成22年度はコンプライアンス・ミーティングを実施していない部署があったため低い率となったものであり、23年度は実施した部署においては、ほぼ100%に近い出席率となっていた。

近畿地方整備局では、非常に高い出席率となっており、また、ミーティングにおいては、マンネリ感をもたれないよう過去にあった不祥事事例や具体的な事態を想定したテーマを設定するなど工夫をしていた。

四国地方整備局では、平成22年度は未実施であり、また、平成23年度においても出席率が低いが、これは全職員に参加を義務づけていないことなどが原因であった。

九州地方整備局では、平成22年度は未実施であり、また、平成23年度においても出席率が極端に低く、港湾空港関係では未実施の状況であった。今後、コンプライアンス・ミーティングの実施に向けての取組が必要である。

北海道開発局では、コンプライアンス・ミーティングを職場内ミーティングとして実施しており、コンプライアンスに関するだけでなく、業務改善に関する意見・提案等を受けたり、また職場内のコミュニケーションの強化にも活用するなど幅広い内容で取り組んでいた。そのため、実施回数が非常に多く、職場単位で年平均10回近く開催していた。

コンプライアンス・ミーティングは、職員のコンプライアンスに関する意識の向上に資するだけでなく、職場のコミュニケーションを深めるうえでも重要な機

会となるものである。さらには、職場の環境や仕事の進め方に対する意見の具申や職員のモチベーションの確保に役立つ場合があり、整備局等においては、コンプライアンス・ミーティングの定期的な実施に積極的に取り組むとともに、また、実施にあたってはマンネリ感をもたれないようにするなどの工夫を凝らして取り組む必要がある。

④ コンプライアンス指導者等の養成・指導内容の状況

コンプライアンス指導者等の養成状況については、地方支分部局等においては担当者を指名するとともに、講義及び勉強会を実施して人材を養成していく。

北陸地方整備局では、事務所の副所長（事務）及び総務課長を対象に、人事課担当補佐が講師となり勉強会を実施していた。一部事務所では副所長（事務）が講師となり、適正業務指導官作成の「発注者綱紀保持研修テキスト」を用いて講習会を開催していた。

近畿地方整備局では、管内の5事務所にコンプライアンス担当建設専門官を配置し5ブロック化し、管内の事務所に併任せ、その建設専門官を対象として本局でコンプライアンス講習を実施していた。コンプライアンス担当建設専門官は、管内の事務所を5つに分割したブロック単位で行う全事務所対象のコンプライアンスに関する相互チェック（以下「コンプライアンストレーニング」という。）を実施し、指導を行っていた。

四国地方整備局では、法令遵守意識の徹底や不適切な行為の未然防止と不適切な行為があった場合の適切な対応を図るため、本局各部筆頭課長及び各事務所の事務担当副所長を平成23年10月にコンプライアンス指導者として指名し、本局でコンプライアンス指導者講習会を開催していた。

九州地方整備局では、平成19年度に外部のコンプライアンス指導者養成講座により7名、20年度には養成されたインストラクターを講師としてインストラクターを29名養成していた。ただし、これ以降は養成していない。養成されたインストラクターは、コンプライアンスキャラバン隊の講師として、各事務所を巡回し、講習会やミーティング等を開催し指導していた。

北海道開発局では、平成22年度から各開発建設部の発注者綱紀保持担当者（次長、総務課長及び副所長（事務）又は総務課長）を対象に、本局で講習会を実施し、指導者として養成していた。また、本局幹部・開発建設部長級、本局課長・企画官級、開発建設部次長・事務所長級職員を対象にコンプライアンスに関する講演・討議を実施し、指導者として養成した。これら指導者が各職場においてコンプライアンス講習会及び職場内ミーティングを実施し職員を指導していた。

⑤ 本局（地方整備局及び北海道開発局）による出先事務所等（事務所、出張所、開発建設部）への取組状況等の巡回指導

小規模な体制の事務所等におけるコンプライアンスの徹底については、本局が補完する体制を整備し、その取組状況をチェックし指導する必要があることから、今年度新たに監察を行った。

北陸地方整備局では、平成22年度は実施なし、平成23年度は発注者綱紀保持規程・同マニュアルに基づき、執務環境チェックを実施し、受付窓口や打合せスペース等の設置状況について調査及び指導を行っていた。

近畿地方整備局では、平成22年度及び23年度とも、コンプライアンストレーニング及びブロックコンプライアンス・ミーティングの中で、適正業務指導官が事務所の副所長（事務・技術）及び総務課長に講話を行った。

四国地方整備局では、適正業務指導官が事務所へ出向き、コンプライアンスへの取組状況や重点的に取り組んでいるポイント及びコンプライアンスについての徹底すべき事項などについて周知及び指導を行っていた。

九州地方整備局では、平成22年度及び23年度とも実施していなかった。

北海道開発局では、本局幹部職員が各開発建設部本部及び事務所等を訪問し、コンプライアンスや業務改善等について、指導及び意見交換を行っていた。

⑥ 本局・事務所の業務運営方針等におけるコンプライアンスの位置付け

北陸地方整備局では、事務所へのコンプライアンスに関する指導として「適切な事業執行確保について」（平成15年4月総務部長他通知）により、各事務所において国家公務員倫理法及び同規程の遵守状況等を年1回以上チェックしていた。

近畿地方整備局では、工事の発注者として「受発注者パートナーシップ2012」を作成し、その中でコンプライアンス講義を行うことを明記し、各種研修や会議で講義を行い職員の意識向上に努めていた。

四国地方整備局では、「四国地方整備局人材育成基本方針」（平成23年12月）において、コンプライアンスに関する資質・能力を筆頭に位置付け、人材育成に取り組んでいる。地方整備局の各部・各事務所においても基本方針を受けて「人材育成年度計画」を定め、コンプライアンスに関する能力向上を図るよう指導していた。

九州地方整備局では、年度当初に策定する「九州地方整備局の重点課題と実施方針」において、コンプライアンスの徹底を重点課題として位置付けている。各事務所においても実施方針を受けて業務運営方針等を定め、コンプライアンスに

関する能力向上を図っていた。

北海道開発局では、再発防止対策として平成21年2月に「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」を策定、以後改定も行い、業務運営に反映させていた。また、全課所において業務の推進に関する基本的な方針として作成している業務推進工程表にもコンプライアンスに関する取組を位置付け、推進していた。

⑦ 請負契約業務におけるコンプライアンスの徹底

近年発生している不祥事事案は、契約の締結や変更等の手続きに関するチェックが働いていないことが原因の一つと考えられることから、「当面の再発防止対策」で定められた変更契約に係るチェックの強化等について、監察を実施した。

各地方整備局とも大幅な変更契約をしようとするときは、本局の事前確認を得ることとしていた。また、北陸地方整備局、四国地方整備局及び北海道開発局では、契約変更事務を的確に実施するため、「土木工事設計変更ガイドライン（案）」等を作成し、ホームページに掲載等して事業者等に周知を図っていた。

4) 退職予定職員への指導状況

退職予定職員に対しては、各地方支分部局等とも退職者の視点での国家公務員倫理法・倫理規程、入札談合等関与行為、再就職規制制度などについて、説明や指導するとともに、退職後に入札談合行為への関与など国民の疑惑を招くような行為をしない旨の「確認書」を提出させていた。

5) コンプライアンス徹底のための局としての独自の取組等

コンプライアンスを徹底するための取組は、不祥事事案が発生するたびに策定された再発防止対策や地方支部分局等での独自の取組などがあるが、長い期間にわたって取り組まれているものもあり、マンネリ感が生じたり、危機感が風化するおそれもある。そのため、地方支部分局等においてコンプライアンスの徹底のために特に取り組んでいることや取組の工夫ぶりについて監察を実施した。

北陸地方整備局では、公務員の不祥事等に関する新聞情報等があれば、その都度職員に周知し、綱紀保持などが意識できるような雰囲気作りを行っていた。

近畿地方整備局では、本局が主催するすべての研修においてコンプライアンスの講義を実施している。また、綱紀の保持や不正事案の再発防止対策を一層的確に推進するため、平成19年に本局に主任監査官を統括者とするコンプライアンス・チームを設置し、平成20年には再発防止対策に基づき各事務所に副所長（事務）を統括とするコンプライアンス・チームを設置した。さらに平成21年には

事務所コンプライアンス・チームを5つにブロック割りしたブロックコンプライアンス・チームを設置し、本局の適正業務指導官等がブロックと事務所のコンプライアンス・チームの運営指導にあたる3層の体制を独自に構築し、日常のリスクマネジメントから不祥事対応までを包括した総合的な取組を推進していた。

四国地方整備局では、各種の通報窓口を一元化した統一対応窓口を設置とともに、メールで匿名でも通報ができる窓口をインターネット上に設置した。

九州地方整備局では、職員が自ら学習できるようインターネット上に発注者綱紀保持規程や同マニュアル、同セルフチェックシート、同パンフレット、講習会用パワーント等を教材の提供として掲載していた。また、コンプライアンスキャラバン隊による講習会を継続して実施し、その中でワークショップによる職員参加型の講習会を実施していた。

北海道開発局では、本局及び各開発建設部に「コンプライアンス推進本部」を設置し、「推進プログラム」を用いて再発防止対策として「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」に定められた各種の取組の実施状況を適時・適切に管理していた。

6) コンプライアンス徹底に対する幹部職員の取組状況【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】

コンプライアンスの徹底を図るために、幹部職員は自らを律することはもちろんのこと、先頭に立って部下職員の倫理観の涵養及び保持の徹底を図るとともに、職員が自らの職務に自信と誇りを持って取り組むことができる職場環境を作ることが求められている。

今年度の監察においても、一昨年、昨年度に引き続き幹部職員自身のコンプライアンスに対する認識及び取組に対する姿勢並びに組織としての取組状況を確認するため、幹部職員（表II-5）に対する個別ヒアリングを実施した。

表II-5 コンプライアンスに関する個別ヒアリングの対象者

対象機関名	対象者
北陸地方整備局	局長、総務部長、総務部総括調整官（港湾空港部局担当）
富山河川国道事務所	事務所長、副所長（事務、技術）
金沢河川国道事務所	事務所長、副所長（事務、技術）
近畿地方整備局	局長、総務部長、総務部総括調整官（港湾空港部局担当）
和歌山河川国道事務所	事務所長、副所長（事務、技術）
大阪港湾空港事務所	事務所長、副所長（事務、技術）

四国地方整備局 徳島河川国道事務所 小松島港湾空港事務所	局長、次長、総務部総括調整官 事務所長、副所長（事務、技術） 事務所長、副所長（技術）
九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 筑後川河川事務所	局長、副局長、総務部総括調整官（港湾空港部局担当） 事務所長、副所長（事務、技術） 事務所長、副所長（事務、技術）
北海道開発局 網走開発建設部 旭川開発建設部	局長、開発監理部長 開発建設部長、次長 開発建設部長、次長
北海道運輸局	局長、総務部長
東北運輸局	局長、総務部長
関東運輸局	局長、総務部長
中国運輸局	局長、総務部長
四国運輸局	局長、総務部長
国土地理院	院長、総務部長

個別ヒアリングの結果、次のとおり職員のコンプライアンスに対する意識の向上と徹底に向けた取組に対する考えを聞くことができた。

- ・コンプライアンスについては、トップとして自らの言葉で職員に語りかけることが必要である。また、職員が独りよがりに思い込むことがないよう、お互いに意識を高めあうことが必要である。
- ・不祥事については事案を分類して、それぞれに応じた対策をきめ細かく講ずることが肝要である。職員が受け身ではなく、公共の利益を増進する職務に「誇り」をもって取り組むようリーダーシップを発揮したい。
- ・風通しのよい職場作りを心がけていること、これは単に意思疎通を図るということだけでなく、職員がお互いの仕事をカバーしあえるような環境をつくることに取り組んでいる。
- ・関係法令の遵守だけでなく、国民目線の対応が重要であり、事業者への行政処分等の機会を捉えて国民に対して深い説明等を行うことにより、仕事の姿勢を理解してもらうよう努めている。

職員のコンプライアンスに対する意識を高めるためには、幹部職員自らが率先してコンプライアンスの徹底のために真剣に取り組む姿勢を見せること、そして

その取り組みをマンネリ化や風化させることなく継続的に行うことが必要である。幹部職員は、引き続き自身のコンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、組織において計画的な取組を継続すること、また、日常の業務指導の中でも繰り返し意識の喚起を行うことが重要である。

7) 不正事案発生後の取組

国土交通行政への国民の信頼を回復するため、コンプライアンスの徹底に取り組んできたところであるが、依然として一部職員による不祥事が発生し、国家公務員倫理法等違反行為により処分されている状況にある。

また、四国地方整備局に関しては、本監察実施後に、高知県内の直轄事務所における入札談合等関与行為に対して公正取引委員会より改善措置要求があつたところである。

① 四国地方整備局における不正事案に係る再発防止の取組

四国地方整備局においては、平成23年度に国家公務員倫理法等違反により、職員が懲戒処分される事案が発生しており、不正事案発生後の緊急的取組として、以下の取組を実施した。

(i) 全職員への周知

四国地方整備局の全職員に対して、局長が直接メールによる送信を行い、事案の周知及び職員一人ひとりがコンプライアンスの徹底と綱紀の厳正な保持のもと職務の遂行に当たるべく、意識の徹底を図った。

(ii) 緊急会議の開催について

本局各部長及び事務所長を緊急招集し、事案の内容及び今後取り組むべき具体的な対策等についての明確な周知を行い、指導的立場としての幹部職員のコンプライアンスの徹底と綱紀の厳正な保持に対する意識の徹底を図った。

(iii) 緊急コンプライアンス・ミーティングの開催について

本局各部及び全事務所において、緊急コンプライアンス・ミーティングを実施した。

(iv) 各事務所に対するコンプライアンスの指導について

事務所におけるコンプライアンスに関する周知の徹底を図るため、本局総務部の各官が、各事務所に出向いて直接指導を行った。

平成23年度の不正事案に係る再発防止に向けた取組として、以下の取組を実施しているところである。

(i) コンプライアンス指導者

職員に対して、法令遵守意識の徹底やコンプライアンスの重要性について啓発を図るとともに、不適切な行為の未然防止と不適切な行為があった場合の早期かつ適切な対応を図るため、本局各部筆頭課長及び各事務所の副所長（事務）をコンプライアンス指導者として指名し、その任に当たることを明確にした。また、講習会を開催するとともに、コンプライアンスの情報の共有を図って、指導者としての資質向上を図ることとしている。

(ii) コンプライアンス・ミーティングの拡充

職員相互間でコンプライアンスに関して再確認するとともに、意見を交わすことにより、関係法令の遵守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の涵養を目的にしたコンプライアンス・ミーティングを毎月 1 回以上実施することとしている。

(iii) 通報制度の拡充と周知

各種の通報窓口を適正業務指導官が一元的に受け付ける統一対応窓口を設置するとともに、外部にコンプライアンス全般の窓口を設けた。また、すべての窓口において、メール及び匿名での通報を可とし、職員に広く周知するため、インターネットのトップページに「コンプライアンス関係」のカテゴリーを設置した。

(iv) コンプライアンス指導者によるブロックワーキングの開催

コンプライアンス・ミーティングのテーマの選定、ミーティングの効果的な実施方法、講習会の開催等を検討するとともに、コンプライアンス指導者としての資質向上を図るため、近隣事務所によるブロックごとにコンプライアンスに関する勉強会をブロックワーキングとして開催することとしている。

(v) コンプライアンスの取組への指導

本局の適正業務指導官及び港政調整官により、本局及び各事務所に出向いてコンプライアンスに関する取組状況の確認及び指導を行うこととしている。

(vi) 四国地方整備局主催の研修での講義の開催及び充実

本局で実施している研修のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を可能な限り取り入れている。また、講義内容についても、従前より取り組んでいる発注者綱紀保持規程の理解度の向上を目的とした講義とともに、コンプライアンス意識及び倫理に関する内容も取り入れた講義内容とすることとしている。

(vii) コンプライアンス講習会の開催

本局及び全事務所において、コンプライアンス指導者を講師として講習会を開催する。また、他の行政機関及び民間企業等のコンプライアンス担当者等を外部講師とするコンプライアンス講習会を開催することとしている。

② 九州地方整備局における不正事案に係る再発防止策の実施状況

九州地方整備局においては、平成22年度に発注事務に関連する不正事案が発生したため、当面の取組として再発防止の取り組みを取りまとめ、平成23年3月10日に局長名で「発注事務に関連する不正事案に係る再発防止の取組について」（以下「再発防止通知」という。）を通知した。

再発防止通知においては、①綱紀保持のさらなる徹底（職員の意識の向上と啓発）、②国家公務員倫理法違反等に係る内部報告窓口の拡充、③積算担当者と業者との接触の回避、④調査基準価格等の管理の4つの施策を実施することとしているが、そのうち①、②に係る取組の実施状況について監察を実施した。

（i）綱紀保持のさらなる徹底（職員の意識の向上と啓発）

再発防止通知においては、コンプライアンスキャラバン隊による講習会の実施及び事務所の発注者綱紀保持担当者（副所長等）による取組、倫理規程及び発注者綱紀保持規程の周知等を実施していくこととしている。

また、専門家によるコンプライアンスに関する講習会の実施及び職員研修におけるコンプライアンスに関する講義の充実等の施策を実施することとしている。

（ii）国家公務員倫理法違反等に係る内部報告窓口の拡充

再発防止通知に基づき、職員が国家公務員法や国家公務員倫理法等に抵触すると思われる事実を確認したとき、国家公務員倫理保持担当弁護士に報告できるよう新たに窓口を設置していた。

4つの施策の実施状況は（**資料II-2**）のとおりである。

資料Ⅱ－2 九州地方整備局 再発防止の取組状況

再発防止対策		措置状況	担当部・課
	取組状況及び実施方針		
1. 綱紀保持の更なる徹底（職員の意識の向上と啓発）			
(1)コンプライアンスキャラバン隊による講習会の実施			
キャラバン隊による講習（コンプライアンスの概念、過去の事案を使った守るべき法令やルール）、オフサイトミーティング形式のワークショップの実施 コンプライアンスに対する意識啓発	<p>キャラバン隊による講習会は、平成23年度においても継続して実施していく</p> <p>これまでのコンプライアンスの理論、ワークショップに加え、遵守すべき各種法令・規則等の解説や発注事務における具体的な留意点等を整理し、これらが風化・形骸化しないよう取り組んでいく ワークショップのテーマも過去に生じた事案をもとに、組織としての自浄作用がより発揮できるよう職員の意識を更に高めることとする</p> <p>講習会の教材には視覚に訴えるものも取り入れる</p> <p>講習会等の受講実績をチェックし、未受講者に対し受講を促していく</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務所発注者綱紀保持担当者（事務副所長等）やインストラクターによる講習会や各ブロックで実施した倫理講習と連携した講習会を実施している。 (その他) <ul style="list-style-type: none"> 各事務所においてコンプライアンスマーティングを実施しやすくするため、その手法や事例をまとめた手引きを作成し、平成24年度当初に各事務所宛送付した。 <p>ワークショップの題材については、過去の不祥事や、報道されている他機関の不祥事の中から身近のものを抽出し、題材としている。 H24においても、少なくとも知っておかなければならぬ法令、ルール又は留意すべきポイントについてわかりやすく解説することにより継続的に理解の深化を図っていく。</p> <p>講義用パワーポイントや配付資料に、イラスト等を導入し、イメージに訴える資料作りに努めている。 今後は、インターネット資料やマニュアル等にも表形式やイラスト等導入を図り、見やすさやより印象に残る資料作りに努める。</p> <p>H22度までに全員受講となったため、H23年度以降は第2段階として受講回数をリセットし、順次受講状況を記録している。</p>	適正業務指導官 適正業務指導官 適正業務指導官
(2)事務所の発注者綱紀保持担当者（副所長等）による取組			
法令、ルール又は関係する事案について、管理職会議等を通じた計画的かつ持続的な周知による職員の意識向上とフォローアップ	倫理規程及び発注者綱紀保持規程の周知徹底、セルフチェックシートの活用、コンプライアンスカードの携帯の徹底（平成23年1月18日付け事務副長あて通知文書）	<ul style="list-style-type: none"> これまで、周知すべき事項について、管理職会議で部下職員に周知するよう指示するにとどまっていた事務所が大半であった。今年度は、管理職が部下職員にヒアリングをおこなったり、部下職員に意見交換をさせ、その結果をとりまとめたものを事務副所長が報告書の形でとりまとめるといった取組を実施するなど、副所長等が各管理職の取組状況を把握しながら指導する事務所が増加してきている。 しかしながら、これまで同様、周知依頼にとどまり、フォローアップが十分にできていない事務所も見受けられることから、良い取組をおこなっている事務所の手法を紹介するなど、十分な取組ができるよう継続した指導をおこなっている。 倫理セルフチェックシートの活用状況は、多くの事務所で実施しているため、今後は、誤解やわかりにくい点についてとりまとめ、重点的に指導を図る。 コンプライアンスカードの携帯状況は、すべての事務所で携帯状況を確認し、所持していない者に対して再交付をおこなっている。 また、発注者綱紀保持規程に関するセルフチェックシートを新たに作成し、H24.3以降活用している。 	人事課 適正業務指導官
(3)コンプライアンスに関する講習会の拡大			
倫理に関する講習会及び外部の専門家による「行政における不正事案の問題点及び防止策」の講習会実施	<p>倫理の講習会を、平成23年度、全事務所を対象に実施計画を作成のうえ実施</p> <p>「行政における不正事案の問題点及び防止策」の講習会を専門の弁護士等により、平成22年度は2回実施。 平成23年度は受講者を職種別又は階層別毎に実施することを検討</p>	<p>倫理講習会については、各事務所又はブロック単位で調整を図り、全地区に本局職員を派遣し講習会を実施している。</p> <p>H23.3.22、3.25に弁護士を講師に招き、本局、福岡地区、佐賀地区的事務所職員を対象にコンプライアンス講習会を実施し、平成23年度は、職種別階層別毎の会議等においてコンプライアンスに関する講義を実施した。平成24年度は、外部講師の選定及び講習会の実施時期について早期に調整を行い、開催を予定している。</p>	人事課 適正業務指導官 用地部
(4)職員研修			
研修所で実施する職員研修	平成23年度の職員向け研修32コース全てにおいて、コンプライアンスの講義又は講話等の時間を設け、職員の意識啓発に努める	全39コースの計画研修において、コンプライアンス講義または、講話におけるコンプライアンス意識の啓発をおこなう。 過去の不祥事における周囲の職員が留意すべきであった点や、自身が不祥事を起こしたときに失うものの多さ、大きさを重点的に伝えていく。	人事課 企画課

電気通信担当課長(土木職等)に対する研修	土木職等から初めて電気通信担当課長になった職員に対し、電気通信業務の内容(電気通信施設の整備・運用・保守、災害対応等)、関係法令、入札契約制度、積算基準など、電気通信担当課長として必要な知識等を習得するための研修を実施 平成22年度においては3月までに実施し、23年度以降からは年度当初に実施する	H22.3.18、H23.4.26、H23.6.3にそれぞれ5名の計15名の対象者に対し実施。 平成24年4月の人事異動により新たに電気通信担当課長(土木職等)となつた職員8名に対して実施した。	情報通信技術課
(5)倫理法・倫理規程セルフチェックシート(e-ラーニング)			
倫理法・倫理規程に関するセルフチェックシートの活用 発注者綱紀保持規程に関するセルフチェックシートの作成	倫理法・倫理規程に関するセルフチェックシートの活用状況を把握し全職員が活用するよう取り組む	国家公務員倫理週間(12/1~7)において、25問のセルフチェックシートを作成し、全職員(非常勤職員も含む)を対象に、インターネットのアンケートシステムを活用し、セルフチェックを実施(回答率約95%)した。 また、セルフチェックの集約結果を各部・各事務所へ情報提供し、職場での会議や管理職ミーティング等で正解率の低かった設問等の解説をするなどして職員の理解を図った。	人事課
	発注者綱紀保持規程に関するセルフチェックシートを作成する 活用状況も把握し全職員が活用するよう取り組む	平成24年3月にインターネットに掲載。 全職員に周知を図り、定期的な活用状況の把握をおこなっていく。	適正業務指導官
(6)不正事案の集成			
不正行為を働けばどうのような事態になるか職員にわかりやすく発注者綱紀保持マニュアルに掲載する	発注者綱紀保持マニュアル改正のうえ掲載し、職員に周知し認識を高める	刑法や、いわゆる官製談合防止法に違反した場合の罰則については、マニュアルに掲載済み。 今後、マニュアルの中においてもイラスト等を活用し、職員が目を通したときにイメージを持たせるよう修正する予定。	人事課 適正業務指導官
(7)コンプライアンスマーチィング			
各事務所において主体的に行うことができるよう、テーマとして、行政機関に係る報道事案等過去の事案等を情報検索できる環境の整備	テーマとする題材について、職員向けのインターネットに掲載し、容易に検索できる環境の整備	行政機関で生じた不正事案については、インターネット上にその概要を掲載し、常時閲覧可能な状態としている。 また、本局から事務所副所長等に対し、不正事案の掲載されたインターネット上の記事のアドレスを定期的に送信している。	適正業務指導官
(8)入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律・独占禁止法に関する講習会			
公正取引委員会による講習会の開催	平成23年度は、年度当初の事務所長会議、副所長会議及び工事発注担当課長(工務課長、管理課長、電気通信担当課長)会議並びに品質確保課長会議で講習会を実施する。 工事発注担当課長については、他の課長よりも重点的に実施する その他の職員に対しては、事務所との調整を行い実施計画を作成のうえ実施	事務所長会議をはじめとした各種会議において公取委に講師を依頼し、講習会を実施した。(H23年度10回) (実施時期・内容・対象会議は別紙のとおり。) H24においても継続して実施する。	技術管理課
		各ブロックにおいて、公取委に講師を依頼し、講習会を実施した。(H23年度10回) (実施時期・内容・対象会議は別紙のとおり。) H24においても継続して実施する。	適正業務指導官

2. 国家公務員倫理法等違反に係る内部報告窓口の拡充				
職員が国家公務員法や国家公務員倫理法等に抵触すると思われる事実を確認したとき、国家公務員倫理保持担当弁護士に報告できるよう新たに窓口を設置	窓口設置及び報告要領について、職員に対し十分に周知する		文書発出、公報掲載済み 副所長会議においても周知依頼をおこなっている。 各ブロックでおこなっている倫理講習会においても周知している。	
人事課				
3. 積算担当者と業者との接触の回避				
工事費の積算に際して見積徴収が必要な場合は、契約担当課が事務所長名で見積徴収を行う	契約管理官、技術開発調整官名で通知文書を発出し、職員周知を行う		平成23年2月24日付け契約管理官、技術開発調整官名で「土木工事等における積算に必要な歩掛見積もり徴収等について」の通知文書を受け、事務所においては平成23年度も年度当初に幹部会を開催し、指導の周知を図った。また、事務所によっては、徴収依頼等にあたっての「様式」「積算に必要な歩掛・材料・機器等の事務処理フロー図」を作成や発注担当課、契約担当課、品質確保担当の事務手続きにおける分担の明確化を図るなどの対応を行い、併せて所内勉強会を行い、関係職員に周知した。 結果、見積徴収実績のある全事務所(19事務所)において通知文書のとおり実施していたところである。今後も、事務所長会議等機会ある毎に必要に応じてフォローアップしていくこととしている。	契約課 技術管理課
4. 調査基準価格等の管理				
予定価格だけでなく、調査基準価格等に関する情報管理の徹底 調査基準価格が記載されている請負工事費計算書案の作成は、管理職員が自ら一般管理費等の積算を行うことを徹底 請負工事費計算書案作成のシステム起動時にICカードを活用することについて検討	管理職員が自ら一般管理費等の積算を行うことの徹底 請負工事費計算書案作成のシステム起動時にICカードを活用することについて検討	平成22年12月27日の事務所長会議を受け、事務所においては平成23年度も年度当初に幹部会を開催し、管理職員が自ら一般管理費等の積算を行うよう指導の周知を図った。 また、副所長会議後には、所内幹部会において徹底するよう周知している。	技術管理課	
平成23年2月22日の事務連絡を受け、幹部会等で業務システムの起動に必要なID・パスワードを1月毎に変更し、厳格に管理を行うよう周知している。 今後も、事務所長会議等機会ある毎に必要に応じてフォローアップしていくこととしている。			技術管理課	

(3) 用地取得の不正防止対策に関する事項

用地取得の不正防止に係る取組については、平成12年事務次官通達及び平成14年事務次官通達において、金額提示ルールの遵守、検査の強化、多段階チェックシステムの強化等の徹底、充実・強化を図ることとされている。

さらに、平成22年5月九州地方整備局において、用地補償に関連する不正事案が生じたことにより、「用地取得の不正防止対策の的確な実施について」（平成23年2月15日土地・水資源局総務課長通知）（以下「総務課長通知」という。）が発出され、各地方整備局等で不正防止対策を実施する上でのより具体的な留意事項等を取りまとめて、不正防止対策の的確かつ確実な実施に努めることとされている。

用地取得の不正防止対策に係る取組の監察については、平成13年度に平成12年事務次官通達の項目のうち、組織全体の取組、多段階チェックシステムの確立等の取組の状況について、平成14年度に平成12年事務次官通達及び平成14年事務次官通達の項目のうち、多段階チェックシステムの強化、契約の同時一括処理、委任払いにおける支払通知の徹底、本局監査等の実施、土地取得単価の範囲の公表、人事配置上の配慮の状況を中心に実施してきたところである。

今年度は、昨年度に引き続き、総務課長通知に掲げられた用地取得の不正防止対策の徹底に係る取組、用地取得に係る監査の実施状況、多段階チェックの実施状況等について監察を実施し、一昨年度不正事案の発生した九州地方整備局、昨年度倫理法違反の事案があった四国地方整備局についても、監察の対象とした。

その結果は次のとおりであり、各地方整備局等においては、不正防止対策の周知、徹底を行い、更なる不正防止対策に係る取組を進め、再発防止に努めていた。

1) 不正防止対策の徹底状況

① 不正防止対策に係る職員への周知・徹底状況

(i) 不正防止対策の周知・徹底に係る周知文書等による周知状況

各地方整備局等においては、用地取得の不正防止対策に関し、文書による通知及び電子メールによる伝達により、周知・徹底している。

(ii) 不正防止対策の周知・徹底に係る会議の活用による周知状況

総務課長通知において、管内の定期的な用地担当管理職会議等において、事務所における不正防止対策の実施状況についてのフォローアップ調査の結果や個々の取組事例等について紹介し、不正防止対策に係る意識が希薄化しないよう努めているとされている。

各地方整備局等においては、管内事務副所長及び用地担当課長等会議等において、不正防止対策の重要性等を指導し、周知・徹底を図っていた。

(iii) 不正防止対策の周知・徹底に係るインターネットへの掲載による

周知状況

各地方整備局等においては、本局のインターネット等を活用し、通知文書を掲載するとともに、掲載されたことについて、メール等で周知を図っていた。

(iv) 不正防止対策に係る講座を有する研修、講演会等の実施状況

平成12年事務次官通達において、各地方整備局等や本省で実施する用地研修において、意識啓発に関する研修項目を設けることとされている。

各地方整備局等においては、階層別研修や用地専門研修等の講義内容に不正防止対策についての講座を設けるなどするとともに、コンプライアンス講演会を開催するなどして、意識啓発に取り組んでいた。

(v) 「総務課長通知」の周知・徹底の状況

地方整備局等においては、関係会議等の機会を捉えて総務課長通知の内容を周知・徹底していた。

(vi) 不正防止対策の周知・徹底に係る独自の取組の状況

北海道開発局においては、「総務課長通知」を受け、当局が独自に作成した「コンプライアンスパッケージ」に掲載するとともに、本局ホームページ及びインターネットに掲載し、周知していた。

② 新任用地担当管理職への指導状況

総務課長通知において、初めて事務所等の用地担当管理職になる者に対して、本局の課長以上の管理職が不正防止対策の重要性、各対策の意味等について、教示することが適当であるとされている。

北海道開発局においては、過去の不正事例を参考に指導を行っており、北陸地方整備局においては、新任副所長、新任担当課長を本局に集めて会議を開き、本局から不正防止対策の内容や意義等について、関連資料等により指導していた。近畿地方整備局においては、新任事務担当副所長に対し、用地事務講習会を開催し、その中で不正防止に係る取組みを指導していた。

2) 用地取得事務に係る監査の実施状況

① 用地取得事務の不正防止のため的一般監査の状況

平成12年事務次官通達において、用地取得事務に対する本局監査の強化を図ることとしている。

各地方整備局等においては、用地取得の不正防止のため的一般監査を実施し、不正防止の観点からの着眼点を定め、実施していた。(表II-6)

表 II－6 用地取得事務の一般監査の状況

機 関 名	実 施 状 況
北陸地方整備局	平成13年度から実施（おおむね3年で一巡） 毎年度監査項目を定めて実施
近畿地方整備局	平成13年度から実施（おおむね3年で一巡）、昨年度から監査項目以外に、新たに「意見交換会」を実施
四国地方整備局	平成13年度から実施（2年で一巡） 一般事務、用地事務、技術関係の通常業務に対する監査で、毎年度実施 平成24年度から重点事項として監査項目に加えて実施予定
九州地方整備局	平成13年度から実施（おおむね3年で一巡） 毎年度監査項目を定めて実施
北海道開発局	平成15年度に全開発建設部を対象に実施して以降、平成23年度まで未実施。平成24年度から監査項目を定めて実施。おおむね3年で一巡する予定

② 用地部による不正防止のための調査の状況

総務課長通知において、事務所における用地取得事務に対する本局による監査を行うことは別に、用地部により、事務所における不正防止対策の実施状況について、フォローアップ調査をすることが適当であるとされている。

各地方整備局等においては、用地部による不正防止のための調査を実施するとともに、不正防止対策の観点からの調査の着眼点を定め、その結果を会議等により周知し活用していた。（表II－7）

表 II－7 用地部による不正防止のための調査の状況

機 関 名	実 施 状 況
北陸地方整備局	平成22年度から実施 全事務所（会計検査または一般監査対象事務所以外）を対象に毎年度「用地取得事務調査」を実施
近畿地方整備局	平成14年度から実施 「近畿地方整備局用地事務運用指針」に基づき実施 昨年度から調査事項の内容等改善に向け、新たに「意見交換会」を実施

四国地方整備局	平成22～23年度実施 平成24年度からは、重点事項として一般監査と同時に実施予定
九州地方整備局	平成22年度から実施 当分の間、全事務所を対象にフォローアップ調査を実施
北海道開発局	平成21年度から実施。毎年度、全開発建設部を対象にフォローアップ調査を実施

3) 多段階チェックの実施状況

① 金額提示ルールの遵守

平成12年事務次官通達等において、用地交渉に当たっての地権者等への補償金額の提示（変更の場合を含む。）は、事務所長の決裁後に行うことを徹底するとともに、事務所長は、契約の決裁の際、その提示金額を確認することとされている。

各地方整備局等においては、事務所長決裁後に地権者への補償金額を提示するとともに、事務所長は、契約の決裁の際、その金額を確認していた。

② 検査の強化

平成12年事務次官通達等において、土地の引渡等の完了検査は、当該土地等の取得等に関する契約に直接携わらない職員が行うとされている。

各地方整備局等においては、事務副所長等当該土地等の取得等に直接携わらない職員が完了検査を実施していた。

③ 交渉担当者相互間のチェック

平成14年事務次官通達においては、用地交渉は二人以上の担当者で行うことと徹底するとともに、用地交渉記録の作成を共同で行い、契約関係書類、支出負担行為関係書類及び支払関係書類を必ず相互にチェックすることとされている。

各地方整備局等においては、用地交渉は二人以上で実施し、用地交渉記録を作成し、契約関係書類、支出負担行為関係書類及び支払関係書類を必ず相互にチェックを実施していた。

④ 第三者によるチェック

平成14年事務次官通達においては、第三者におけるチェックの確立として、用地補償に係る契約の締結及び支出負担行為については、決裁等に当たり、契約に直接携わった職員以外の第三者（原則として管理職）が、用地交渉記録や物件等把握システム等により物件等の状況を確認し、記録に留めることとされている。

各地方整備局等においては、事務担当副所長等によるチェックを励行とともに補償金明細表等上に押印した書類の写しを保存するなどして、用地補償に係る契約の締結及び支出負担行為に係る決裁時にチェックの根幹資料としていた。

4) 長期在職者の状況

平成14年事務次官通達において、用地買収等の予算執行等の事務について特定の職員に職務権限が集中することのないように配慮するとともに、同一の職員が同一の職に長年在職することのないように人事配置の適正化を期することが明記されている。

各地方整備局等においては、人事配置上の配慮をし、3年を目途として同一の職に長年在職しないよう適切な人事管理に努めていた。地域の事情等から、用地職員についても一部に3年を超える長期在職者が見られたが、5年を超える長期在職者はいなかった。

5) 用地取得の不正防止対策のための独自の取組

北陸地方整備局においては、公共用地の取得に関し、適切な補償を行うために専門的知識を持つ第三者からのチェックを受けることを目的した「用地補償アドバイザーミーティング」を年2回、実施していた。これは、補償の適正化のみならず、不正防止にも効果があると考えられる。

近畿地方整備局においては、本局用地部職員と事務所用地担当職員との間で用地事務について意見交換を実施し、その意見等を運用方針の改正に反映しており、意思疎通が図られていた。

四国地方整備局においては、昨年度実施したフォローアップ調査時のチェック項目を取りまとめた「用地取得の不正防止等セルフチェックシート」を作成し、各事務所用地担当課長が不正防止対策事務を実施する際の便利なツールとして活用していた。

北海道開発局においては、開発建設部用地担当職員が不正防止対策の自己点検を行い、その結果を本局用地課に報告し、本局がそれをチェックした結果をフィードバックする取組を行っていた。

6) 九州地方整備局における用地補償に関する不正事案に係る再発防止策の実施状況

九州地方整備局においては、平成23年3月7日付け局長通知、「用地補償に関する不正事案にかかる再発防止策について」に基づく各施策及び再発防止対策検討委員会の指導・助言等を踏まえ、(1) 用地補償手続きの改善として、補償物件の確認は現地確認により実施、算定の基礎となる土地調書・物件調書決裁に業務委託成果品との照合と現地確認の徹底、さらに補償金算定調書決裁時に土地調書・物件調書確認の徹底、業務委託成果品と補償金明細表の写しを電子データで保存、用地交渉に関するお知らせの権利者への手交及び身分証明書の提示を徹底するとともに、(2) 立竹木伐採手続き等の斡旋依頼等に対する対応方針、(3) 高齢者に配慮したきめ細やかな用地取得交渉の実施、(4) 業務受託者への業務指示手続きの徹底等、具体的な運用や留意事項について取りまとめ、通知文書を発し、これらの通知を踏まえた不正防止対策の実地調査を行い、その結果を反映させた留意事項も用地企画課長事務連絡として発出していた。

2. 提示意見

- ア 各地方支分部局等の局長をはじめとする幹部職員は、コンプライアンスの徹底を図るため、自らを律するのはもちろんのこと、先頭に立って現場の部下職員に語りかけその倫理観の涵養及び保持の徹底を図るとともに、職員が自らの職務に自信と誇りを持って取り組むことができる職場環境作りに取り組むこと。
- また、各種取組に当たっては、他人事と受け止めている職員や過去の習慣や考えに囚われている職員の意識を確実に変えることができるよう、法令とともに法令の背後にある社会規範の趣旨・考え方の理解を深めるよう工夫すること。
- 例えば、座学による一方的な指導だけでなく、討論方式などにより職員が主体的に研修に参加する方法を導入するなどの工夫が必要である。
- イ 各地方支分部局等において、判断の難しい事案については、上司や本局のしかるべき職員等に相談していくことが定着するような取組の工夫を行うとともに、報告・相談体制の設置の趣旨が活かされるよう、コンプライアンスの各種窓口の利用促進を図ること。
- ウ 各整備局等においては、コンプライアンス・ミーティングについては、原則として所属職員全員が参加して、過去にあった不祥事事例や具体的な事態を想定したテーマを設定して、一人一人の職員の理解が深まるよう取組の工夫を行うこと。
- エ 各運輸局においては、セルフチェックについては高い実施率で行われていたが、結果の分析については詳細に行われていない。正解率が低い質問に対するフォローアップの実施、分析の結果明らかとなった課題を踏まえて、事後の周知・指導内容に反映させるなど今後の取組について工夫を講じること。
- オ 北陸地方整備局及び各運輸局においては、コンプライアンスの徹底のため様々な取組が行われているが、マンネリに陥ることなく職員の興味を引き、指導効果を上げるため、さらには指導教育の面以外でも不正が起こりにくいような仕事の進め方や執務環境の見直し等の取組の実効性をあげるための工夫を講じること。
- カ 北海道運輸局及び四国運輸局においては、コンプライアンスや防災対策等の重要事項については、インターネットの構築等により、ダイレクトに関係資料にたどり着けるようシステムを構築すること。

- キ 四国地方整備局においては、今般の高知県内の直轄事務所における入札談合等関与行為の事実関係の解明も踏まえつつ、コンプライアンス徹底のための実効性を高める取組を、さらに工夫を凝らして進めること。
- ク 四国地方整備局においては、本局各部筆頭課長及び各事務所の事務担当副所長をコンプライアンス指導者としてその任に当たることを明確にしたが、今後は、技術系職員の中からも、コンプライアンス指導者を指名するなど整備局全体のコンプライアンス意識を、現場により密着した形で、強化・推進していくこと。
- ケ 九州地方整備局においては、不祥事の発生を踏まえ取りまとめた「用地補償に関連する不正事案に係る再発防止対策について」に基づく各施策について、継続して推進すること。
- コ 北海道開発局においては、用地取得の不正防止のための一般監査をこの3年間実施していなかったので、今後は、総務課長通知に基づき、用地取得に関する監査を実施すること。

3. 推奨事例

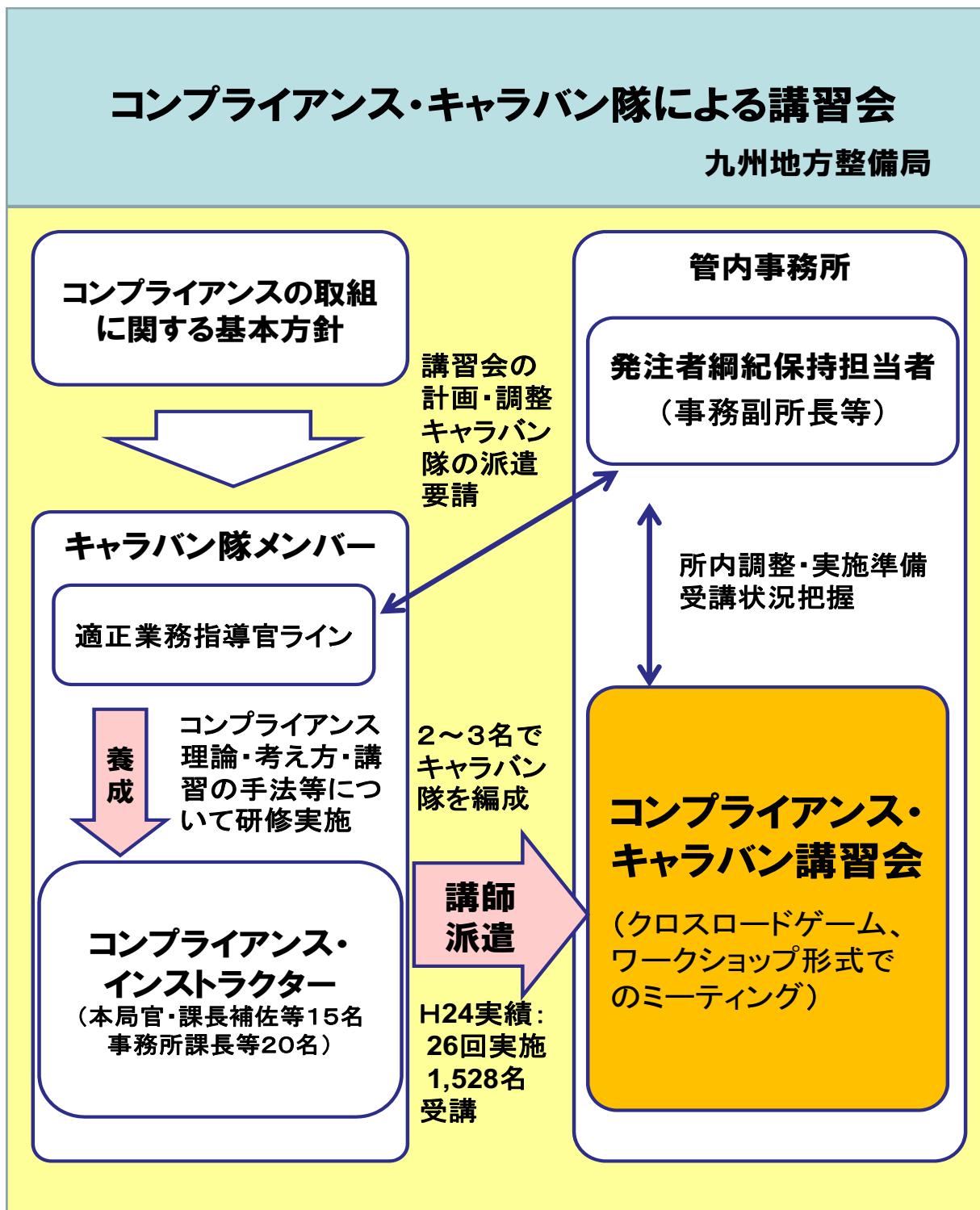
(1) コンプライアンスキャラバン隊による取組

九州地方整備局においては、平成23年2月に策定された「発注事務に関する不正事案に係る再発防止の取組について」に基づき、綱紀保持の更なる徹底の一環として、コンプライアンスキャラバン隊による講習会を実施した。

これは、2～3名の職員インストラクターが各事務所に出向き、前半は、コンプライアンスの概念や過去の事案を示し、職員として守るべき法令等について講義を行い、後半は、職員が参加するクロスロードゲーム、ワークショップ形式でのミーティングを実施し、コンプライアンスに対する意識や関心を職員自らが高めるよう工夫しているものである。（資料Ⅱ－3）

資料Ⅱ－3

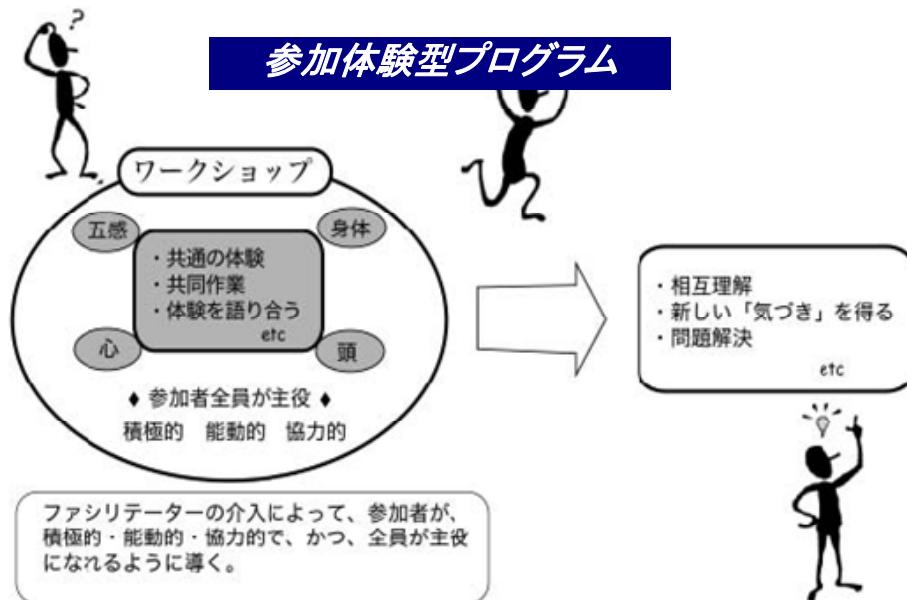
九州地方整備局におけるコンプライアンスキャラバン隊による取組



正解がないゲーム！

- クロスロードゲームには正解がありません。
- しかし、他人の意見を聞き、話し合うことによって、
 - 1. 立場による意見(価値観)の違い、十人十色
 - 2. 自分の知らなかつたことへの気づき
- によって、意思決定に必要な情報や前提条件についてお互いの理解を深めあう必要性を認識することができます。
- このゲームは、多種多様な関係者が互いの価値観の違いに気付き、その違いを乗り越えて合意が形成されるための一助となるべく利用されています。
(コミュニケーションツール)

やってみましょう「ワークショップ」



4. 追記

平成24年10月17日、公正取引委員会は、国土交通省に対し、高知県内における国土交通省（高知河川国道事務所、土佐国道事務所）の土木工事発注に関し、両事務所の副所長が建設業者代表取締役社主に対し総合評価点数等を教示していたことについて、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行い、同日、これに加えて、改善措置要求が今回で三度目になることを踏まえて、国土交通省全体として再発を確実に防止するために効果的な改善措置を求めるとした要請を行った。

過去二度の改善措置要求を受けて国土交通省が取りまとめた改善措置を含むコンプライアンスの取組に関しては、これまで、国土交通省の監察基本計画における監察事項として繰り返し取り上げ、四国地方整備局を含む各地方整備局等に対し監察を行ってきたところである。にもかかわらず、今回の事態が起きたことは誠に遺憾である。

今回の事態を受けて、発注業務を担う職員を含む全職員が、改めて綱紀の厳正な保持に万全を期すとともに、省を上げて今回取りまとめられた再発防止対策を徹底して行うことが必要であるが、それと同時に、これまでのコンプライアンスの取組では今回の不正行為を防止することにつながらなかったことを踏まえ、これまでの監察を検証し、実効性が上がるよう改善していくことが必要である。

具体的には、事前に書面監察を行った上で現地監察を行う現行の定期監察に加えて、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により抽出した事務所に対する抜き打ちの本省特別監察を実施することとする。また、定期監察については、各地方整備局等の監査や本省関係部局との連携を強化するとともに、監察の手法を改善し、各地方整備局等のコンプライアンスに関する取組の外形面だけでなく、取組による成果の検証、検証を踏まえて各地方整備局等が実施する改善の具体策等について、幹部職員や担当者からヒアリングを実施する等きめの細かい突っ込んだ監察を実施することとする。これらにより、今回の事案を踏まえ取りまとめられた再発防止対策の一環として各地方整備局等が新たに策定する「コンプライアンス推進計画」を出発点とする、省全体のP D C Aサイクルが的確に機能するよう、貢献してまいりたい。

III. 職員の健康安全管理徹底の取組

1. 報 告

(1) 趣 旨

職員の心身の健康の保持増進及び安全管理を通じて、十分な行政サービスの提供と職員の勤務能率を確保するためには、職員の健康の保持増進及び安全管理に関する人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）、国土交通省職員健康管理規則（平成13年国土交通省訓令第70号）（以下「国土交通省規則」という。）等に定められた手続を遵守する必要がある。

また、日常の事務又は事業の用に供する庁舎等における秩序の維持を図り、かつ、災害の防止に資するため、国土交通省庁舎の管理に関する訓令（平成13年国土交通省訓令第65号）に定められた手続を遵守する必要がある。

以上を踏まえ、地方整備局、地方運輸局及び国土地理院（以下「地方支分部局等」という。）における職員の健康安全管理徹底の取組について監察を実施した。

(2) 職員の健康安全管理徹底の取組

職員の健康管理については、国家公務員法第71条（能率の根本基準）において、「職員の能率は十分に發揮され、且つ、その増進がはかられなければならない」（第1項）、「この根本基準の実施につき必要な事項は人事院規則で定める」（第2項）とされている。職員の健康管理については、この規定を受けて、「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）」等が定められている。

また、同法第73条（能率増進計画）に基づき内閣総理大臣が定める「国家公務員福利厚生基本計画」には、「職員の保健に関する事項」（第1項第2号）及び「職員の安全保持に関する事項」（第1項第4号）について定めることとされている。

これらを踏まえ、国土交通省においては、「国土交通省職員健康管理規則」が定められており、地方支分部局等の長が遵守すべき事項が規定されている。

地方支分部局等においては、健康管理に必要な体制を整備し、職員の健康の保持増進対策及び職員の安全管理対策を推進している。

職員の健康管理に関する取組に係る監察については、昨年度に実施し、主に次に掲げる意見を提示したところである。

- ・健康管理医を速やかに設置すること
- ・職員の健康管理及び安全管理に関して職員の意見を聴くための必要な措置を講じること
- ・国家公務員福利厚生基本計画の運用指針（以下「運用指針」という。）に規定するVDT健康診断について、適正に実施すること。
- ・運用指針に規定する臨時の健康診断の受診率を改善すること。
- ・防火、避難等の訓練を毎年確実に実施すること。
- ・所定様式による設備等の検査結果記録書の保存を行うこと。
- ・職員による公用車の運転に関し、自らが定めた内規に従った手続を確實に行うこと

また、庁舎等の管理については「国土交通省庁舎の管理に関する訓令」が定められており、地方支分部局等においては同訓令に基づく手続きにより庁舎等の管理を実施している。

今年度は、上記の提示意見等を踏まえ、人事院規則10-4等及び国土交通省規則に規定する内容が遵守されているか、国土交通省庁舎の管理に関する訓令に定められた手続を遵守しているかについて監察を実施した。

その結果は次のとおりであり、各地方支分部局等においては、昨年度の監察における指摘及び大臣官房福利厚生課からの通知により、職員の健康安全管理体制の整備、健康安全確保に向けた個別の取組及び庁舎管理の取組についておおむね的確に実施していたが、一部に適切さを欠く事務処理が見られた。

1) 健康安全管理体制

国土交通省においては、国土交通省規則第2章（健康安全管理体制）の規程に基づき、健康安全管理の実施に関し必要な体制を整備し、健康安全教育を実施し、また、職員の意見を聴くために会議の開催等を行ってきたところである。

今年度は、各地方支分部局等において、人事院規則10-4等及び国土交通省規則に基づく必要な体制が整備されているかについて監察を実施した。

① 健康管理者及び安全管理者の指名状況

健康管理者は、人事院規則10-4第5条（健康管理者）において、次に掲げる事務を行うこととされている。

- ・職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- ・職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること。

- ・職員の健康診断又は面接指導（医師が問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）の実施に関すること。
- ・職員の健康管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
- ・前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に必要な事項に関するこ

また、安全管理者は、人事院規則10－4第6条（安全管理者）において、次に掲げる事務を行うこととされている。

- ・職員の危険を防止するための措置に関するこ
- ・職員の安全のための指導及び教育に関するこ
- ・施設、設備等の検査及び整備に関するこ
- ・職員の安全管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関するこ
- ・前各号に掲げるもののほか、職員の安全管理に必要な事項に関するこ

国土交通省規則第4条では、「健康管理者及び安全管理者を、それぞれ文書をもって指名するものとする」とされている。

各地方支分部局等においては、東北運輸局を除き、健康管理者及び安全管理者を文書により適切に指名していた。東北運輸局においては、過去に役職を指名したのみで、人事異動によって新たに指名する職員に対して通知等をしていなかった。

② 健康管理担当者及び安全管理担当者の指名状況

健康管理担当者及び安全管理担当者は、人事院規則10－4第7条（健康管理担当者及び安全管理担当者）において、「健康管理者の事務を補助する者として健康管理担当者を、安全管理者の事務を補助する者として安全管理担当者をそれぞれ置かなければならない」とされている。

国土交通省規則第4条では、「健康管理担当者及び安全管理担当者を、それぞれ文書をもって指名するものとする」とされている。

各地方支分部局等においては、東北運輸局を除き、健康管理担当者及び安全管理担当者を文書により適切に指名していた。東北運輸局においては、過去に役職を指名したのみで、人事異動によって新たに指名する職員に対して通知等をしていなかった。

③ 健康管理医の設置状況

健康管理医は、人事院規則10－4第9条（健康管理医）において、「指

導区分の決定又は変更その他人事院の定める健康管理についての指導等の業務を行なうものとする」とされている。また、人事院規則10－4の運用について第9条関係において、人事院の定める健康管理についての指導等の業務は、次に掲げるものとされている。

- ・健康診断又は面接指導の実施についての指導
- ・健康管理の記録の作成についての指導
- ・健康教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置についての指導
- ・職員の健康障害の原因の調査及び再発防止措置についての指導
- ・上記に掲げるもののほか、職員の健康管理に関する業務で医学に関する専門的知識を必要とするもの

国土交通省規則第7条では、「部局の長は、医師である職員のうちから健康管理医を指名し又は医師である者を健康管理医として委嘱しなければならない」(第1項)、「健康管理医の指名、解除又は委嘱は、別記様式第1による健康管理医指名・解除確認簿又は健康管理医委嘱通知書をもって行うものとする」(第2項)とされている。

各地方支分部局等においては、近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所、北海道運輸局、中国運輸局を除き、健康管理医を規定された内容及び様式により適切に指名又は委嘱していた。近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所においては、年度途中からの委嘱となっていた。北海道運輸局及び中国運輸局においては、健康管理医を継続して設置していたにもかかわらず、本来担うべき職務内容となっていない不適切な状態が続いていた。

④ 健康安全教育の実施状況

健康安全教育は、人事院規則10－4第13条(健康安全教育)において、「各省各庁の長は、職員を採用した場合、職員の従事する業務の内容を変更した場合等において、職員の健康の保持増進又は安全の確保のために必要があると認めるときは、当該職員に対し、健康又は安全に関する必要な教育を行なわなければならない」とされている。

国土交通省規則第10条では、「部局の長は、人事院規則10－4第13条の規定による健康又は安全管理に関する必要な教育を行わなければならない」とされている。

各地方支分部局等においては、表III－1のとおり健康安全教育を実施していた。

表III－1 健康安全管理教育の実施状況

		機関名(※)									
		北陸地整	近畿地整	九州地整	開発局	北海道運輸	東北運輸	関東運輸	中国運輸	四国運輸	國土地理院
行事等											
る研 教修 育・ 講演会 等によ り	新規採用者研修、事務職員研修、担当者研修会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	健康管理講演(習)会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	メンタルヘルス対策の講演(習)会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	健康関係セルフチェック	○	○	○	○		○		○	○	○
	生活習慣病対策講演(習)会等	○		○					○	○	
	自走運転・交通安全対策講演(習)会等	○		○					○	○	
	救急講習等	○		○				○		○	
	その他			d							h
よ会 り議 周等 知に	定例会議(所課長会議等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	健康管理委員会、職場環境委員会等	○	○	○	○				○	○	
	担当者会議(カウンセラー会議等)		○	○	○		○		○		
	その他										
にネイ 掲載ト 等ラ	健康管理関係の資料、情報等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	カウンセリング利用のお知らせ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	診療所からのお知らせ	○	○	○	○				○		○
	その他	a	c	e							
等事 の務 發連 出絡	健康安全関係行事実施のお知らせ等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	関係規則、通達等の通知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	健康安全に係る啓発、注意喚起関係文書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	b		f						g	
その他	健康安全関係のポスターの掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	健康安全関係のパンフレット、冊子の配布等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	庁内放送による周知、啓発等	○	○	○	○		○	○			
	健康安全関係ビデオ上映等	○		○							○
	その他										i

※略称：地方整備局→地整、北海道開発局→開発局、運輸局→運輸

- a 健康管理医からの高血圧やインフルエンザ対策等の日常における健康管理に関する助言を掲載
- b 「精神・行動の障害により療養のため長期間職場を離れた職員の円滑な職場復帰について」発出
- c 各年度のメンタルヘルス対策方針を掲載(カウンセリングの利用促進等)
- d 現場での業務に従事する職員を対象に、安全管理に関する講習会を実施
- e 各年度の健康管理計画並びに作成に際して職員から寄せられた意見及び回答を掲載
- f 「厚生・共済通信」発行
- g 定時退庁促進メールに併せて、健康安全に関する情報を継続的に提供
- h 健康ルネッサンス講座
- i 禁煙週間の取組として、たばこの自動販売機の停止日及び全館禁煙時間の設定

⑤ 職員の意見を聞くための措置

職員の意見を聞くための措置は、人事院規則10-4第14条（職員の意見を聞くための措置）において、「各省各庁の長は、職員の健康管理及び安全管理に関して職員の意見を聞くために必要な措置を講じなければならない」とされている。

国土交通省規則第11条では、「部局の長は、職員の健康管理及び安全管理に関して職員の意見を聞くため、会議の開催その他必要な措置を講じなければならない」とされている。

各地方支分部局等においては、職員の意見を聞くための措置として、健康安全管理委員会等の会議の開催、インターネットでの意見受付、提案箱の設置等を行っていた。

⑥ 健康安全管理細則の制定状況

国土交通省規則第31条では、「部局の長は、（中略）必要があるときには、健康安全管理細則を定めることができる」とされている。

各地方支分部局等においては、東北運輸局、関東運輸局及び中国運輸局を除き、部局長からの事務の委任、健康管理者、安全管理者等の指名基準、指名様式の制定等を記載した健康安全管理細則を制定していた。

また、健康安全管理細則を制定していた各地方支分部局等からは、昨年度の監察を実施した地方支分部局と同様に、細則に上記指名様式（「指名・解除確認簿」）を定めること等で、人事異動発令のたびに個別の指名通知書等の作成及び交付することが不要となり、事務の簡略化が図られたとの意見があった。

さらに、このような事務の簡略を図るため、中国運輸局においては、健康安全管理細則の策定を検討中とのことであった。

2) 健康管理の状況

職員の健康管理の状況については、人事院が実施した「国家公務員長期病休者実態調査」（調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日）では、精神・行動の障害による長期病休者が平成8年度から20年度までの12年間で約7倍に増加している結果となっていた。また、総務省が設置した「福利厚生施策の在り方に関する研究会」の報告書（平成22年6月）において、心を病む職員の増加、長時間勤務、ワーク・ライフ・バランスの推進により、公務環境が大きく変化し厳しくなっていることから、福利厚生施策の在り方についての再構築が必要と提言されており、これを踏まえ、平成

23年4月6日に国家公務員福利厚生基本計画が改正されたところである。

このため、今年度は、地方支分部局等における国家公務員福利厚生基本計画及び国土交通省職員健康管理規則に係る健康管理の取組について監察を実施した。

① 健康管理の現況

(i) 職員の超過勤務等の把握の状況

各地方支分部局等においては、職員に継続して長時間の超過勤務をさせた場合に実施する臨時の健康診断、面接指導等の措置に必要な超過勤務時間について、月単位での把握等をしていた。

(ii) 国家公務員健康週間に際する取組

平成23年度の国家公務員健康週間(平成23年10月1日～7日)に際して、各地方支分部局等においては、職員に対して、庁内放送、メール等による周知、講習会、講演会等の開催による啓発等に取り組んでいた。

② 心の健康づくり

(i) 心の健康に関する知識の普及等について実施した内容

運用指針1(1)⑤(体系的な教育の実施)においては、「心の健康づくりのための教育を効果的に行うために、管理監督者(特に管理職員)に対する教育研修の参加を義務づけるなど対策を強化するとともに、一般職員への教育・啓発についても、継続的・発展的に実施するなど、職員の地位、職種等に応じた体系的な研修カリキュラムを作成し実施する」とされている。

各地方支分部局等においては、管理職員対象として、メンタルヘルス講習(eラーニング)、外部講師による講習会(事例研究等)、管理職員用の冊子の配布等を実施していた。また、一般職員対象としては、外部講師による講話・講習会、一般職員用の冊子の配布、関係資料(メンタルヘルスチェックシート等)のインターネットへの掲載等を実施していた。

(ii) 内部カウンセラー及び外部カウンセラーの設置状況

運用指針1(1)⑥(カウンセリング制度の充実及び利用促進)においては、「カウンセリング制度が整備されていない省庁においては、その導入に努めるとともに、整備されている省庁においては、制度の充実及び活性化に努めるほか、制度について職員に周知を図り、制度

の利用促進に努める」とされている。

各地方支分部局等においては、内部カウンセラーを設置していた。

また、東北運輸局及び中国運輸局を除く各地方支分部局等においては、外部カウンセラー等を設置していた。

(ⅲ) カウンセラー利用に関する職員への周知方法及びカウンセラーの利用状況

運用指針1(1)⑧（カウンセリングに関する理解と知識の普及）においては、「専門家による講話の実施、カウンセリングに関する情報の提供等を通じて、職員のカウンセリングに関する理解を促進し、知識の普及に努める」とされている。

各地方支分部局等においては、メール、インターネット、広報誌等を利用してカウンセラー利用に関する周知を行っていた。

内部カウンセラーの利用については、北陸地方整備局及び近畿地方整備局を除き、実績がないか極めて少なものであった。北陸地方整備局及び近畿地方整備局においては、新規採用職員、新任の管理監督職員、他府省から転入してきた職員等に対して、体験カウンセリングを積極的に受けるよう推奨していた。

外部カウンセラーの利用については、設置されている各地方支分部局等において、内部カウンセラーと比較して多くの利用実績があった。

また、カウンセリングの利用促進に当たっては、プライバシー等の秘密が厳守される等の利用しやすい環境整備、メンタルヘルス講習会等によるカウンセリングに対する職員の理解促進、セルフチェック等による心のストレスに対する自覚等が重要と認識して取り組んでいるといった意見があった。

③ 業務等に応じた健康管理対策

(i) VDT健康診断の実施状況

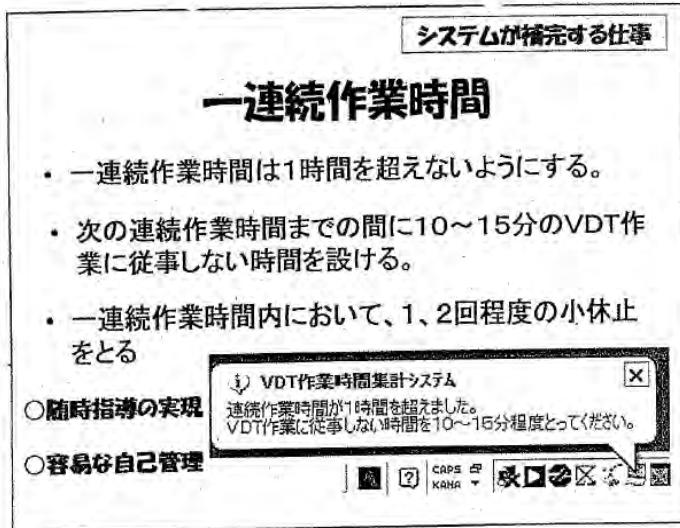
運用指針1(3)①（VDT作業従事職員の健康管理）においては、「VDT作業に長期又は長時間従事する職員については、「VDT作業従事職員に係る環境管理、作業管理及び健康管理の指針」（平14.12.16人事院事務総局勤務条件局長通達）に基づき、照明や作業時間等に関する適切な環境管理及び作業管理並びに健康診断の実施に努める」とされている。

各地方支分部局等においては、北陸地方整備局、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、中国運輸局、四国運輸局を除き、運用指針に

定められた健康診断を実施していた。北海道運輸局においては、本局に勤務する事務職員については対象外と誤認していた。北陸地方整備局においては、対象職員個々の作業実態の適切な把握を行っていなかった。東北運輸局及び関東運輸局においては、特定のシステム作業従事者のみがVDT作業に該当すると誤認していた。中国運輸局においては、職場の勤務実態を踏まえて人事院の上記指針に規定する作業区分Bとしたが、受診は希望者に限定していた。四国運輸局においては、健康管理医に相談なく、総合的な健康診査の検査項目で代用可能と判断して受診を希望者に限定していた。

また、北海道開発局においては、VDT作業従事職員の作業管理に当たって、自動的に作業時間が記録されるシステムを構築しており、各従事職員の作業データを的確に把握・分析するとともに、VDT作業にかかる臨時の健康診断においても、本作業データを活用し適切に実施していた。また、作業時間に応じて、パソコンの画面上に休憩を促す等の注意メッセージが表示されるようになっていた（資料III-1）。本システムによりVDT作業時間において職員の申告による曖昧さを回避でき、VDT作業従事職員の健康管理にとって有効な取組である。

資料III-1 VDT作業時間が記録されるシステム



(北海道開発局資料)

(ii) 超過勤務を行う者に対する健康診断及び面接指導の実施状況

運用指針 1 (3)②（超過勤務を行った職員の健康管理）においては、「長期又は長時間の超過勤務によって職員の健康及び福祉に及ぼされる影響を未然に防止するため、特に長時間の超過勤務を行った職員については、医師による面接指導を実施するなど管理監督者がメンタルヘルス面を含めその健康管理に配慮すべき旨の徹底、健康診断結果の活用等に努める」とされている。

長時間の超過勤務をさせた職員に対する臨時の健康診断について、近畿地方整備局、九州地方整備局宮崎河川国道事務所及び同局筑後川河川事務所では、職場の実態を踏まえ各自定めた臨時の健康診断の実施基準を満たした対象者に対する受診率が低い状況が見受けられた。

面接指導については、各地方支分部局等において、長時間の超過勤務を行った職員から申出があった場合については、医師による面接指導を実施することとしていたが、対象者数に対して、申し出て面接指導を受けた職員数が極めて少ない状況にある地方支分部局等があった。一方、北陸地方整備局においては、面接指導の目的・趣旨を網羅した健康相談という形で、健康管理医によって実施し、九州地方整備局筑後川河川事務所においては、事務所独自の面接指導要領を作成するなどして積極的に取り組み、国土地理院においては、臨時の健康診断の結果を踏まえ保健師からの強い勧奨を行うとともに健康管理医によって臨時の健康診断と同時実施することで効率性を高めることにより、それぞれ高い実施率となっていた。

この面接指導制度の趣旨は、人事院事務総局福祉局長通知「面接指導等の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日職職 - 96 ）で示されているところであり、長時間労働と脳・心臓疾患及び精神疾患等との関連性が強いとする医学的知見等を踏まえて平成 18 年 4 月 1 日に労働安全衛生法が改正され、民間企業に対して医師による面接指導制度が導入され、公務に対しても同じ趣旨により導入されたものである（人事院規則 10-4 等の改正）。しかしながらその導入の背景や制度の趣旨が、管理者及び職員に十分理解されておらず、臨時の健康診断と重複したものと誤解されていることなどが実施率の低い原因と考えられる。面接指導は、長時間の超過勤務を行った職員に対する健康管理上重要な措置であるので、申し出ない対象者に対しては、目的・趣旨等を周知徹底し、これを十分理解した上で申し出るか否かの判断を行うよう指導するとともに、対象者が面接指導を受けない具体的な理由

をよく把握した上で有効な対策に取り組む必要がある。

④ 生活習慣病対策

(i) 定期健康診断の実施状況

運用指針 1 (4) ①（定期健康診断の充実及び結果の活用の促進）において、定期健康診断の実施項目が定められている。

各地方支分部局等では、すべての項目を実施していた。

(ii) 健康診断を受診できなかった者に対する措置状況

国土交通省規則第 17 条では、「職員は、やむを得ない理由により（略）健康診断を受けることができなかつたときは、当該理由が消滅した後、速やかに、当該検査項目について、医師による健康診断を受けなければならない」とされている。

各地方支分部局等においては、予備日を設定した上で、受診できなかつた職員に対して、メール等にて受診を呼びかけていた。また、各地方支分部局等においては、近畿地方整備局を除き、やむを得ない理由のある職員を除くすべての職員が定められた検査項目について医師の健康診断を受けていた。

(iii) 健康診断結果の適切な管理方法

運用指針 1 (4) ①（定期健康診断の充実及び結果の活用の促進）においては、「健康診断結果の的確な管理及び本人への適切な周知・指導に努める」とされている。また、国土交通省規則第 19 条においては、「部局の長は、健康診断又は面接指導を行った医師が健康に異常又は異常を生じるおそれがあると認められた職員について、その医師の意見書及びその職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を健康管理医に提示し、指導区分の決定を受けるものとする」（第 1 項）、「部局の長は、指導区分の決定または変更を受けた職員に対して、指導区分通知書を交付しなければならない」（第 3 項）とされている。

各地方支分部局等においては、北海道運輸局、関東運輸局、中国運輸局、四国運輸局を除き、健康診断の結果を各職員に周知するとともに対象職員に対しては指導区分通知書を交付していた。北海道運輸局、関東運輸局、中国運輸局及び四国運輸局では、健康管理医による指導区分の決定が行われていなかった。

(iv) 生活習慣病予防及び突然死防止に関する理解と知識の普及・啓発のための取組の実施状況

運用指針 1 (4)においては、「生活習慣病予防に関する理解と知識

の普及健康づくりに関する職員の自助努力を促すため、健康に関する情報の提供、行事の開催、医師による講話の実施等を通じて生活習慣病予防に関する職員の理解を促進し、知識の普及に努める」(③)、「突然死の原因の大部分を占める循環器疾患を予防するため、循環器疾患に関する情報の提供、医師による講話の実施等を通じて、突然死防止に関する理解を促進し、知識の普及に努める」とされている。

各地方支分部局等においては、近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所、九州地方整備局筑後川河川事務所、中国運輸局を除き、啓発資料の配付、講演会、ビデオ上映等により周知を図っていた。

⑤ 噫煙対策

(i) 噫煙所及び喫煙コーナーの設置状況、排煙設備の有無

運用指針 1 (5) (喫煙対策)においては、「喫煙による喫煙者自身の健康への影響及び職場における受動喫煙による非喫煙者の健康への影響を考慮し、場所の指定及び排煙設備等の設置により受動喫煙防止対策を徹底する（略）」とされている。

各地方支分部局等においては、喫煙室又は喫煙コーナーを設置し、喫煙室に必要な排煙設備を設置していた。

(ii) 職員への喫煙と健康に関する知識の普及・啓発のための取組の実施状況

運用指針 1 (5) (喫煙対策)においては、「（略） 喫煙者に対し受動喫煙を含む喫煙に関する情報の提供、医師による講話の実施等を行うとともに、禁煙希望者に対しては禁煙プログラムの紹介等による禁煙支援を行い、喫煙対策を推進する」とされている。

国土地理院において禁煙週間中の取組として、たばこの自動販売機の停止日や全庁舎内禁煙時間を設定していたほか、各地方支分部局等においては、禁煙週間及び世界禁煙デーの周知、ポスターの掲示を行う等の禁煙支援の措置を実施していた。

⑥ 職場の環境衛生対策（換気、照明、温度などの環境条件の把握）

運用指針 1 (6) ① (職場の環境衛生状態の把握)においては、「換気、照明、温度、湿度（略）等の職場の環境条件の測定、職場の巡回チェック等を通じて職場の環境条件を的確に把握する」とされている。

各地方支分部局等においては、外部委託等による測定又は合同庁舎管理者による測定が行われていた。

⑦ 緊急災害対策に従事する職員に対する健康管理上の措置

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、全国の地方支分部局等から職員がTEC-FORCEや業務支援として被災地に派遣され、緊急災害対策に従事している。国土交通本省では、本省内各局に「緊急災害対策等に従事する職員に対する健康管理上の措置について」（平成23年3月25日 大臣官房福利厚生課長補佐事務連絡）を発出し、各局健康安全の管理担当者に対し、所属職員の健康管理上の措置について適切な対応を依頼したところである。

被災地に職員を派遣した各地方支分部局等においては、被災地に派遣した職員に対して、臨時の健康診断の実施、休養を取らせるために超過勤務の抑制、外部の健康相談窓口の紹介、体験カウンセリングの実施等の取組を実施していた。

3) 安全管理の状況

職員の安全管理については、人事院規則及び国土交通省規則に規定する内容の遵守状況に加え、国土交通省では平成20年から公用車の管理業務委託台数を削減した結果、職員自らによる公用車運転の機会が一段と増加している状況を踏まえて、公用車を運転する職員への交通法規の遵守の徹底及び交通安全意識の向上のための取組に関し、監察を実施した。

① 職員の身の回りの安全管理対策の実施状況

職員の身の回りの安全管理対策については、消火、避難等の用具及び設備の整備及び点検の状況並びに防火、避難等の訓練実施の状況に関し、監察を実施した。

(i) 国土交通省規則第26条においては、「消火、避難等の用具及び設備の整備に努め、随時点検を行わなければならない」とされている。

各地方支分部局等においては、消火器等の消火、避難等の用具及び設備が確実に整備されるとともに、それらの点検も確実に実施されていた。

(ii) 国土交通省規則第26条においては、「必要に応じ防火、避難等の訓練を行わなければならない」とされている。

各地方支分部局等においては、北陸地方整備局本局及び金沢河川国道事務所、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所、九州地方整備

局本局並びに国土地理院を除き、平成23年度に防火、避難等の訓練が実施されていた。

避難訓練については国土交通省規則とは別に、平成21年6月1日の改正消防法の施行により、法令で定められた一定規模以上の大規模施設の管理者は防災管理者を選任すること、及び消防法施行規則第51条の8第3項の規定により、「防災管理者は、避難訓練を年1回以上実施しなければならない」と義務付けている。

九州地方整備局においては、平成13年度に避難訓練を実施以来一度も実施されておらず、本監察を通じて、同局が庁舎管理者である本局庁舎（福岡第2合同庁舎）について、当該義務対象であるかどうか所轄の消防署へ防災管理者から確認させたところ、義務対象であることを確認し、平成24年8月に避難訓練を実施した。

また、北海道開発局本局においては、合同庁舎全体の避難・消火訓練が実施されたことは確認できたが、来庁者用の駐車場確保の必要があり訓練のための避難場所が十分に確保できない状況であること等を理由として、参加した職員が5名に止まっていた。

さらに、国土地理院においては、平成24年3月に実施を予定していたところ、雨天により中止となり、予備日についても業務上の都合により実施することができず、結果的に中止となつたままであった。

避難訓練は、人事院規則に基づき職員に対する災害発生の危険が急迫したときに的確かつ円滑な措置を講ずるために実施するものであるほか、消防法に基づき大規模高層ビルにおける防災体制の整備のために実施するものであることを認識し、適切な対応をすることが必要である。なお、消防法改正への対応については、避難訓練以外の項目も確認し必要な改善を講ずることが必要である。

② 業務に応じた安全管理対策の実施状況

業務に応じた安全管理対策については、国土交通省規則に規定する設備等の検査及び記録の状況並びに設備等の設置等の届出の状況と、自動車等を運転する職員への交通法規の遵守の徹底及び交通安全意識の向上のための取組の実施状況並びに自動車運転手以外の職員が公用車を運転する場合の取扱いに関し、監察を実施した。

(i) 国土交通省規則第27条においては、「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第32条第1項の検査を行ったときは、そ

の結果を所定様式による設備等の結果記録書に記録し、当該設備の廃止後1年間保存しなければならない」とされている。なお、人事院規則10-4第32条第1項に規定する検査が必要な設備等とは、人事院規則10-4別表第7又は別表第8に掲げる設備等（例としてボイラー、エレベーター）をいう。平成24年3月の改正により専門機関に委託して検査を行った場合においてその検査報告が所定の様式の各項目を満たしているときは、その検査報告をもって所定の様式に代えることができるとされている。

各地方支分部局等においては、設備等の検査が適切に実施されていた。

(ii) 国土交通省規則第28条においては、「人事院規則10-4第33条及び10-5（職員の放射線障害の防止）第12条に規定する設備等に関する事項を人事院に届出をする事項があるときは、設備届を作成し、速やかに国土交通大臣に提出しなければならない」とされている。

人事院規則10-4第33条においては、「設備等を設置、変更、廃止したときは、当該設備等に関する事項をすみやかに人事院に届け出なければならない」とされており、対象となる設備等とは、人事院規則10-4別表第7又は別表第8（人事院の定める設備等に限る。）に掲げる設備等をいう。

人事院規則10-5第12条においては、「エックス線装置を設置、変更、廃止したときは、当該エックス線装置に関する事項をすみやかに人事院に届け出なければならない」とされている。

各地方支分部局等においては、これら必要な設備届の作成及び提出が適切に行われていた。

(iii) 自動車等を運転する職員への交通法規の遵守の徹底及び交通安全意識の向上のための取組の状況については、各地方支分部局等においては局内の様々な会議の機会を利用して交通安全に関する注意を促したり、地元警察署等外部講師を招いた交通安全講習会を定期的に開催するなど、適切に実施されていた。

(iv) 自動車運転手以外の職員が公用車を運転する場合の取扱いについては、各地方支分部局等においては、自動車運転手以外の職員が公用車を運転する場合の手続等を定めた内規を制定し、内規に基づいて適正な運行管理及び交通事故対応を行っていた。なお、手続の内容として各地方支分部局等においては、公用車を運転する職員の事

前登録、運転開始前の責任者の承認、万一の交通事故発生時の対応等を規定していた。

なお、各地方運輸局では運転開始前に必ずアルコール検知器を使用したチェックが行われていた。

③ 安全管理の周知・徹底の状況

安全管理の周知・徹底については、安全教育及び安全に関する普及啓発並びに災害又は事故に係る報告の提出状況に関し、監察を実施した。

(i) 各地方支分部局等においては、国家公務員安全週間の機会を利用し、交通安全講習会の開催等により、職員に対する安全管理のための教育が適切に行われていた。また、国家公務員安全週間にに関する周知についても、執務室におけるポスター掲示、庁内放送等により、適切に行われていた。

(ii) 国土交通省規則第29条においては、「職員の勤務する場所において人事院規則に該当する災害又は事故が発生したときは、当該災害又は事故の発生の日から15日以内に重大災害報告書及び放射線事故発生報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない」とされている。また、「職員の勤務する場所における年度分の職員の災害の発生状況等について、毎年5月末日までに年次災害報告書及び船員年次災害報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない」とされている。

各地方支分部局等においては、いずれの報告書についても適切に提出されていた。

④ 現地調査等における安全管理の状況

現地調査（測量、用地測量、調査業務の監督・検査等）、現場監督（工事の監督・検査）、現地管理（巡視、施設点検、現場パトロール等）、実地検査（鉄道・自動車・海運の保安検査、鉄道の開業前監査、船舶検査等の現地検査等）等ヘルメットを着用して行うような業務（以下「現地調査等」という。）を行う職員の安全管理に関する取組について、監察を実施した。

(i) 現地調査等における安全管理に関する文書等

現地調査等における安全管理に関する文書等について、各地方支分部局においては、職員の安全管理に対する心得や注意事項を記載した文書を安全管理のルールとして使用、又は安全管理に係る文書を参考

として使用するとともに、管理職等の経験に基づく注意事項を職員に周知し、安全管理に努めていた。(表Ⅲ－2)

表Ⅲ－2 現地調査等における安全管理

地方支分部局等	文書等による安全管理
北陸地方整備局	「労働安全衛生規則」、「堤防点検標準要領」等に従い又はこれらを参考にして、2人体制で実施する、保護帽、安全帯、保護具を使用するなどの安全管理をしていること、インターネットに掲載している災害事例集や熱中症予防の文書を安全管理に活用していること、また、現地調査に行く職員の健康状態を確認することなどにより安全管理を行っている。 富山河川国道事務所では、特殊車両指導及び取締りを行う際に、毎回、実施計画に「車両との接触、手や足の挟め等事故のないよう周囲に十分注意を」と記載し、参加者に配布して注意喚起をしている。
近畿地方整備局	「T E C – F O R C E 隊員手帳」、「局職員衛生及び作業安全心得」、「港湾工事安全ポケットブック」、「工事安全ハンドブック」等に従い又はこれらを参考にして、防護帽の着用等の安全管理をしている。 和歌山河川国道事務所では、現地調査等の際の安全管理のリストを作成し、今後の活用方法を含め所内で検討している。
九州地方整備局	「労働安全衛生規則」、「土木工事安全施工技術指針」、「建築工事安全施工技術指針」、「港湾工事安全施工指針」等を参考にして、保護帽の着用等の安全管理をしている。
北海道開発局	「労働安全衛生規則」を参考にして、保護帽、安全帯、保護具の使用などの安全管理をしている。
北海道運輸局	鉄道保安検査においては「監査安全心得」等の文書、船舶検査等の現地検査においては、服装、酸欠、足元、石綿に関する注意事項を記載した文書（後述）を執務室内に掲示することにより安全管理をしている。 上記のような文書のない部署においても、段差、列車との接触、乗下船時の転落等に注意するよう指示し、安全管理をしている。
東北運輸局	船舶検査業務における安全確保について詳細にとりまとめた文書を作成するとともに、鉄道事故処置業務の注意事項として安全管理事項を盛り込んだ手引き、及び鉄道管理業務における安全確保に関する事項を取りまとめた安全心得を作成している。また、服装、酸欠、足元、石綿に関する注意事項を記載した文書（後述）を執務室内に掲示することにより安全管理をしている。
関東運輸局	鉄道保安監査業務では同要領に監査員の状態を確認等をするため点呼等を行うこと、外国船舶監督業務では管内基本方針に安全上配慮すべき事項を記載して通知することなどにより安全管理をしている。
中国運輸局	外国船舶監督業務においては管内基本方針に安全上配慮すべき事項を記載し、また、服装、酸欠、足元、石綿に関する注意事項を記載した文書（後述）を掲示することにより安全管理をしている。 業務中ヒヤリ・ハット事例集等（後述）を作成し局内打合せを行い安全管理をしている。

四国運輸局	<p>船舶検査業務における安全確保について詳細にとりまとめた文書を作成、また、服装、酸欠、足元、石綿に関する注意事項を記載した文書（後述）を掲示することにより安全管理をしている。</p> <p>上記のような文書のない部署においても、これまで検査の経験から感電、列車との接触等に注意するよう指示し安全管理に努めている。</p>
国土地理院	<p>「測量作業安全心得」（測地部）、「作業安全心得集」（応用地理部）、「測量業務安全心得」（測地観測センター）、「研究業務等に伴う測量・調査作業安全心得」（地理地殻活動研究センター）等の文書（後述）に、服装、緊急連絡先を把握する等の責任者の心得等を記載し、これを現地調査を行う職員に周知することにより安全管理をしている。</p> <p>現地調査を行う班を編成する時に班員の中から安全管理者を指名し、この者が班としての安全管理をし、班員に対しても安全確保についての指示・指導をしている。</p> <p>東日本大震災の被災地において測量等の作業に従事する職員の安全確保として、当該災害の特性を踏まえて防じんマスクの着用を徹底するほか必要に応じてゴーグル及びゴム手袋の着用を指示する通知を発出し、安全管理に努めている。</p>

北海道運輸局、東北運輸局、中国運輸局、四国運輸局においては、「現場執行業務における安全確保に関する注意喚起」として、ヘルメットは顎ひもをしっかりと顎にかける等の服装に関する事項、バラストタンク、二重底、ホールド等に入る前に酸素濃度又は換気を確認する等の酸欠防止に関する事項、上架時、船舶にのぼるための梯子は、固定してあることを確かめてからのぼる等の足下に関する事項及び石綿に関する事項を記載した書面を当該業務に携わる職員がわかるように執務室内に掲示して安全確保に努めていた。（資料III－2）

資料III－2 現場執行業務における安全確保に関する注意喚起の掲示状況



中国運輸局においては、局内の職員が業務中に重大事故が起きるかもしれないと思ってヒヤッとした、ハッとした出来事を取りまとめた「業務中におけるヒヤリ・ハット集」を管内会議の際に配付を行い周知して安全管理をしていた。

国土地理院においては、測量作業等における災害・危険を防止し、安全かつ快適に作業を遂行できるよう、登山、道路上での作業等の作業安全心得等、雷、毒蛇、スズメバチ、災害用伝言ダイヤル等について記載した安全作業心得を各部門で取りまとめ、周知を図ることにより安全管理をしていた。

(ii) 現地調査等における安全管理に関する研修等

現地調査等における安全管理に関する研修について、各地方支分部局等においては、現地調査等を行う職員が業務中の安全を確保するための留意事項等を習得するため、職員を対象とした研修を行うほか、地方支分部局で発注した工事の請負業者における工事安全協議会等に職員を参加させることなどの取組をしていた。

北海道開発局においては、特に現場での業務（監督、検査、視察等）に携わる職員などの安全確保を図るため、同局における公務上災害対策等の現状についての説明や、労働安全に関する外部コンサルタントから労働災害防止のための具体的対策等についての講演等を実施していた。

東北運輸局、中国運輸局及び四国運輸局においては、船内、造船所等での業務に携わる職員の安全確保を図るため、地方公共団体の技術センターや民間企業の安全教育施設を使用して座学のほか、高所危険体験、電気危険体験、足場昇降及び足場上の移動体験等の安全体感訓練を実施していた。

4) 庁舎管理の状況

庁舎管理については、「国土交通省庁舎の管理に関する訓令」に規定する手続きの遵守状況に関し、監察を実施した。

① 庁舎管理体制の状況

各地方支分部局等において、「総括庁舎等管理責任者による事務の総括の状況」、「庁舎の目的外使用許可の状況」、「庁舎における物品の販売等

の許可の状況」及び「庁舎におけるビラ、ポスター等の掲示の許可の状況」に関し、監察を実施した。

各地方支分部局等においては、東北運輸局を除き、適切に行っていた。東北運輸局においては、「国土交通省庁舎の管理に関する訓令」第6条では、庁舎等の目的外使用を許可する場合、あらかじめ申請書を提出させ、庁舎等管理責任者が許可書を交付して行うこととされているところ、書面による申請・許可は行わず口頭で処理していた。

② 秩序維持の状況

各地方支分部局等においては、庁舎における立入り制限等の措置、禁止、中止、退去命令及び撤去命令の実績がいずれもなかった。

③ 災害防止の状況

各地方支分部局等において、「庁舎警備委託の状況」、「火気の使用許可の状況」、「火気責任者の配置の状況」、「保安試験等の実施状況」、「立ち入り禁止区域における必要な措置の実施状況」、「施錠設備の整備状況」、「鍵の保管方法についての定めの状況」、「施錠設備の状態についての点検の実施状況」、「庁内巡回の状況」、「災害及び非常の際に通報すべき官公署及び職員並びに通報手段の定め等の状況」及び「災害防止のための必要な設備の配置等の定め等の状況」に関し、監察を実施した。

各地方支分部局においては、近畿地方整備局（港湾空港部）及び同局大阪港湾・空港整備事務所、北海道開発局旭川開発建設部、関東運輸局並びに国土地理院を除き、適切に行っていた。

近畿地方整備局本局（港湾空港）においては、「鍵の保管方法の定め」について必要な措置を講じていなかった。ただし、庁舎管理者（近畿財務局神戸財務事務所）が措置を講じていることについて確認できた。

近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所においては、「施錠設備の整備」、「鍵の保管方法の定め」、「施錠設備の状態の点検」、「庁舎等の巡回」、「非常時の通報すべき官公署・職員・通報手段の定め、表示」及び「災害防止設備の配置・取扱方法の定め、表示」について必要な措置を講じていなかった。ただし、庁舎管理者（民間）が措置を講じていることについて確認できた。

北海道開発局旭川開発建設部においては、「鍵の保管方法の定め」について必要な措置を講じていなかった。ただし、庁舎管理者（北海道財務局旭川財務事務所）が措置を講じていることについて確認できた。

関東運輸局においては、「鍵の保管方法の定め」、「施錠設備の状態の点検」、「庁舎等の巡回」及び「災害防止設備の配置・取扱方法の定め、表示」について必要な措置を講じていなかった。ただし、庁舎管理者（関東財務局横浜財務事務所）が措置を講じていることについて確認できた。

国土地理院においては、「鍵の保管方法の定め」及び「非常時の通報すべき官公署・職員・通報手段の定め、表示」について必要な措置を講じていなかった。

これらの地方支分部局等においては、庁舎管理者が別に定める庁舎管理規則に従った庁舎管理を行うことは適正な手続きであるが、その場合、「国土交通省庁舎の管理に関する訓令」の定める手続きを省略するのであれば、同訓令第24条に基づく特例承認を受ける必要があるところ、いずれも受けていないことを確認した。

5) 幹部職員の職員の健康安全管理徹底に係る取組状況【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】

職員の健康管理に関し、幹部職員は、先頭に立って部下職員の健康管理の徹底を図り、職員の心身の健康の維持増進及び安全の確保を図ることが求められている。

今年度の監察において、職員の健康管理に関して幹部職員が常日頃からどのようなことを心がけ、具体的にどのような取組を行っているか、幹部職員に対する個別ヒアリングを実施した。

表III－3 職員の健康安全管理の徹底に関する個別ヒアリングの対象者

対象機関名	対象者
北陸地方整備局 富山河川国道事務所 金沢河川国道事務所	総務部長、総務部総括調整官（港湾空港部門担当） 事務所長 事務所長
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 大阪港湾・空港整備事務所	総務部長、総務部総括調整官（港湾空港部門担当） 事務所長 事務所長
九州地方整備局 筑後川河川事務所 宮崎河川国道事務所	副局長、総務部総括調整官（港湾空港部門担当） 事務所長 事務所長
北海道開発局 旭川開発建設部 網走開発建設部	開発監理部長 部長 部長
北海道運輸局	総務部長
東北運輸局	総務部長
関東運輸局	総務部長

中国運輸局	総務部長
四国運輸局	総務部長
国土地理院	総務部長

※ 九州地方整備局は副局長が総務部長を兼務している。

個別ヒアリングの結果、幹部職員は職員の健康と安全が業務運営の基本であるとして、職員の健康の維持増進と安全の確保に向けた強い意志のもと、次のような取組を行っていた。

- ・特に長時間の超過勤務を行う職員や災害現場に派遣された職員に対する臨時の健康診断等に力を入れている。
- ・メンタルヘルス対策として、内部及び外部カウンセラーの活用を図っている。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて他の機関の取組も見ながら進めている。
- ・毎年、重点目標を定め組織一体として健康管理に取り組んでいる。
- ・職員自ら運転する機会が増加していることから、管理監督者にあっては、天候状態を踏まえた運行の可否を的確に把握するとともに、呼気中のアルコールチェック、超過勤務状況等を踏まえた体調状況の確認等について厳格に行っている。
- ・職場における積極的なコミュニケーションを大事にしている。
- ・東日本大震災以降は特に業務過多となつたため、厳しい環境におかれた職員のメンタル面に重点を置き、職場へのヒアリング等を行っている。
- ・毎回テーマを変えて健康安全等に関する注意喚起のメールを発信している。
- ・定期健康診断等を通じた職員の健康状態の把握、メンタル面の対応等に引き続き積極的に取り組んでいる。
- ・「こころの病」のおそれのある職員からのSOSを事前に早期に察知し、医師を交えた3者面談を行うこと等の点に気をつけている。
- ・現地調査等の際の安全心得を整理し周知するとともに、現地調査等の際には班員から安全管理者の指名を行っている。

国土交通行政を円滑に遂行するためには職員の健康管理が不可欠であり、人事院規則、国土交通省職員健康管理規則、国土交通省庁舎の管理に関する訓令及び関連する規則等に示された手続を遵守していくことが必要である。

2. 提示意見

- ア 各地方支分部局等においては、国土交通行政を円滑に遂行するためには職員の健康安全管理が不可欠であることから、人事院規則、国土交通省職員健康管理規則、国土交通省庁舎の管理に関する訓令及び関連規則等に示された手続の遵守を徹底し、職員の健康の維持増進と安全の確保を推進すること。
- イ 東北運輸局においては、健康管理者、安全管理者等の異動に係る指名に当たって、対象職員に対し通知等をすること。
- ウ 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所においては、健康管理医を年度当初から速やかに指名又は委嘱すること。
- エ 北海道運輸局及び中国運輸局においては、生活習慣病等の職場の実情を踏まえた健康管理対策等について、健康管理医と十分な連携を図って、企画・推進すること。
- オ 東北運輸局及び中国運輸局においては、外部カウンセラーが設置されていないこと、平成23年度におけるカウンセラー利用実績が皆無であることを踏まえ、本省及び人事院に設置されている心の健康相談等を活用することなどを含め、カウンセリング制度の充実・活性化に努めること。
- カ 北陸地方整備局、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、中国運輸局及び四国運輸局においては、運用指針に規定するVDT健康診断について、適正に実施すること。
- キ 近畿地方整備局、九州地方整備局宮崎河川国道事務所及び筑後川河川事務所においては、運用指針に規定する臨時の健康診断の受診率を改善すること。
- ク 北陸地方整備局、九州地方整備局筑後川河川事務所及び国土地理院を除く各地方支分部局等においては、人事院規則10-4等に基づく医師による面接指導の対象者に対して、目的・趣旨等を周知徹底し、これを十分理解した上で申出するか否かの判断を行うよう指導すること。さらに、申出が少ない具体的な理由を面接指導の対象者から確認し、要因を把握した上で有効な対

策に取り組むこと。

- ケ 近畿地方整備局においては、国土交通省規則第17条に基づき定められた検査項目について、対象職員すべてが医師の健康診断を受けるよう措置すること。
- コ 北海道運輸局、関東運輸局、中国運輸局及び四国運輸局においては、運用指針等に規定する健康管理医による指導区分の決定について、適正に行うこと。
- サ 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所、九州地方整備局筑後川河川事務所及び中国運輸局においては、運用指針に規定する生活習慣病予防及び突然死防止に関する理解と知識の普及・啓発のための取組を適切に実施すること。
- シ 北陸地方整備局本局及び金沢河川国道事務所、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所並びに国土地理院においては、防火、避難等の訓練を毎年度確実に実施すること。
- ス 九州地方整備局においては、改正消防法への対応について、避難訓練に限らず他の項目も確認し、必要な改善を速やかに講ずること。
- セ 北海道開発局においては、避難・消火訓練について職員の安全確保の観点から現行の実施体制で充分かどうか検討すること。
- ソ 近畿地方整備局本局（港湾空港）及び大阪港湾・空港整備事務所、北海道開発局旭川開発建設部、東北運輸局、関東運輸局並びに国土地理院においては、庁舎管理について、「国土交通省庁舎の管理に関する訓令」（以下「訓令」という。）に定められた所定の手続きをとること。
他官庁等が庁舎管理者である場合に、訓令の定める手続きを省略するのであれば、訓令第24条に基づく特例承認を受けること。

3. 推奨事例

(1) 北陸地方整備局、九州地方整備局筑後川河川事務所及び国土地理院における面接指導等に対する効果的な取組

北陸地方整備局においては、面接指導が導入される以前から、前月75時間以上の超過勤務を行った職員に対し、独自に作成した「健康相談及び臨時健康診断用の問診票」を使用して、健康管理医による健康相談として、問診及び指導を実施していた。**(資料III-3)**

この健康相談は、面接指導の目的及び趣旨を網羅した内容となっているとともに、北陸地方整備局に根付いており、他の地方支分部局等における面接指導の実施状況と比較して高い実施率となっていた。

資料III-3 長時間の超過勤務を行った職員に対する健康管理について

事務連絡
平成10年10月28日

健康管理者 殿

総務部 福利厚生官

「長時間の超過勤務を行った職員に対する健康管理について」(平成10年10月28日付け厚生課長事務連絡)の運用について

標記について別紙のとおり定めたので、その実施に当たっては十分留意されるようお願いします。

別紙

記Iについて

(1) 健康管理者は毎月、勤務時間報告書等により職員の勤務時間を把握し、健康相談及び臨時健康診断を実施すること。

職員への周知については別添様式により所属長を通じて行うこと。

(2) おおむね75時間以上の超過勤務を行った職員について健康相談を行い、2箇月連続したら、臨時健康診断を行う。3箇月連続以後についても、この順を繰り返していくこと。

(3) 検査項目は、次のとおりとする。

①健康相談

自覚症状及び他覚症状の有無の検査及び血圧測定とする。

健康相談に際しては、健康管理医へ職員の超過勤務の状況を伝えておくこと。

②臨時健康診断

原則として、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、血圧測定、尿（糖、蛋白）及び肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）とする。

(4) 一般定期健康診断、特別定期健康診断及び人間ドックを実施した月は、この通知による措置を行わないことができるものとする。

(北陸地方整備局資料より監察官室作成)

九州地方整備局筑後川河川事務所においては、平成23年度当初まで面接指導の実施率が低かったことを踏まえ、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神疾患等の発症予防のため、事務所独自で策定した「面接指導要領」に即して、管理監督職員から「面接指導の受診通知書」を面接指導対象者全員に手渡すとともに受診するよう指導するなどの取組の結果、大幅に改善され、他の地方支分部局等における面接指導の実施状況と比較して高い実施率となった。

(資料III-4)

資料III-4 面接指導要領

面接指導要領（筑後川河川事務所版）

- 1 筑後川河川事務所では、別紙「面接指導の受診通知書」を面接指導の対象者全員に通知することにより面接指導を実施し、脳血管疾患・虚血性心疾患及び精神疾患等の発症予防に努めていく。
- 2 管理監督者は、事務所長からの「面接指導の受診通知書」を面接指導対象者に手交し、面接指導を受診するよう指導する。

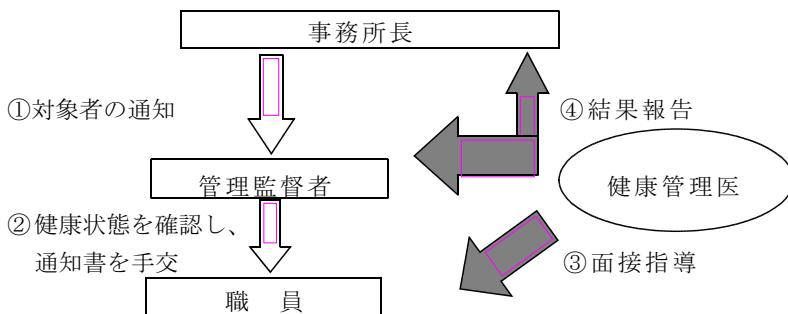
＊＊参考＊＊

平成18年4月1日から施行された人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）及び運用の一部改正により、医師による面接指導が導入されました。

医師（健康管理医）による面接指導は、長時間勤務と脳血管疾患・虚血性心疾患等の発症との関連性が強いとする医学的見地を踏まえ、これらの疾病（精神疾患を含む）の発症を予防する目的で行うものであり、面接指導は、本人の申し出を受けて行うこととなっています。

なお、面接指導の対象者の通知は、前月の超過勤務時間が80時間以上の者又は45時間以上の超過勤務を連續して3ヶ月した者に対して行っています。

面接指導の流れ（筑後川河川事務所版）



(九州地方整備局資料より監察官室作成)

国土地理院においては、臨時の健康診断の結果を踏まえて保健師から面接指導について強い勧奨を行っていることや、健康管理医が面接指導と臨時の健康診断の双方を実施することで、面接指導と臨時の健康診断を同時に効率的に実施することが可能となり、その結果、他の地方支分部局等における面接指導の状況と比較して高い実施率となっていた。また、健康管理医がメンタルヘルス相談員を兼務しており、管理監督職員からの相談のみならず本人を交えての相談もしやすく、ケアを行いやすい職場環境となっており、健康の維持増進に関して健康管理医と適切な連携を図りやすい環境となっていた。

これらの取組は、面接指導が長時間労働による脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神疾患等の発症を予防する目的・趣旨で導入されたにもかかわらず、職員の申出を前提とするため取組が受身になり、実施率が上がっていない現状を踏まえると効果的な取組であり、高く評価できる。

(2) 近畿地方整備局、九州地方整備局宮崎河川国道事務所、北海道運輸局及び国土地理院におけるメンタルヘルス対策に関し工夫した取組

1) 管理監督職員に対するサポート等

近畿地方整備局においては、メンタルヘルス講演会の資料を活用して、「メンタルヘルス初期対応重点ポイント」のリーフレットを作成し、管理監督職員に配付した結果、該当する職員に対して医療機関への受診を促す時期が明確になったという効果があった。(資料III-5)

資料III-5 メンタルヘルス初期対応重点ポイント

(総務部厚生課)

管理監督者の皆さんへ

～「いつもと違う」部下の把握と対応～

キーワードは2つ「眠れていますか？」と「好きなことは楽しめていますか？」

○部下職員が遅刻・早退・欠勤が増える、仕事の能率が悪い、思考力・判断力が低下、報告や相談、職場での会話がなくなる、表情に活気がなく・動作にも元気がない、ミスが目立つなどの徴候が見受けられた場合、初期対応として、「どうしたの？」と問い合わせ、話をよく聞くことが大事です。

そのうえで、重要なポイントは、『睡眠はとれているか？』と『好きなことは楽しめているか？』のこの2点を確認することが大事です。

○部下職員が『眠れない。』更に『楽しめない。』いう返答があり、そのような状態が連続している場合は、速やかに、事務所長、副所長及び健康管理に報告するとともに、事務所長又は副所長の指示を受けたうえ、健康管理と連携して、医療機関への受診を勧めて下さい。 (「心の健康づくりの手引き」による)

○部下職員が『眠れている。』更に『楽しめている。』という返答があった場合は、通常どおりの日常業務における相談等として対応して下さい。

○部下職員が普段と違う言動が見られたときは、職員に積極的に話しかけて事情を聞き、必要に応じ同僚等に職員の状況を聞いて下さい。

(「心の健康づくりの手引き」による)

○部下職員が相談に来たときは、その相談内容が、本人の心理的レベルなのか、勤務環境レベルなのか、あるいは医療的レベルなのか、見極める必要がありますので、健康管理と相談して対応して下さい。

また、相談内容の状況によっては、『睡眠はとれているか？』と『好きなことは楽しめているか？』のこの2点を必ず確認して下さい。

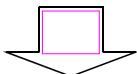
(注)①上記「健康管理」とは、事務所は「総務課長」、本局は「人事企画官」です。

また、「事務所長」、「副所長」は、本局においては、「港湾空港部長」、「総括調整官」、「課長等」と読み替えて下さい。

②管理監督者は、2点の確認のみにより、職員に「医療機関受診を促す」のではなく、必ず上記により対応するよう留意して下さい。なお、裏面のスキームは、参考として添付したものです。

「いつもと違う」部下の把握と対応

- 遅刻・早退・欠勤が増える
- 仕事の能率が悪い、思考力・判断力が低下
- 報告や相談、職場での会話がなくなる
- 表情に活気がなく、動作にも元気がない
- ミスや事故が目立つ



「いつもと違う」部下に
「いつもと違うがどうした？」と問い合わせ、話を聞く
医療的レベルではないか確認を忘れない

(出典：平成22年度「メンタルヘルス講演会」レジュメ抜粋（講師：渡辺洋一郎）)

いつもと違う従業員～まず確認すべきこと～

◆ 状態レベルのチェック

好きなことは楽しめるか？
睡眠はとれているか？

N O

医療機関受診を促す

Y E S

話を聞く

【メディカルモデル】

【ビジネスモデル】

(出典：平成22年度「メンタルヘルス講演会」レジュメ抜粋（講師：渡辺洋一郎）)

(近畿地方整備局資料より監察官室作成)

九州地方整備局宮崎河川国道事務所においては、事務所独自の取組として、管理監督職員の経験が異なっていても、不調の気配が感じられる職員の状態を把握するための十分な情報が得られるように「健康ヒアリング」としてあらかじめヒアリングすべき内容を定め、その後の対策に移行する際にも状況説明が円滑に行えるフォーマットを作成し、管理監督職員に配布して活用していた。（資料III-6）

資料III-6 健康ヒアリング

健康ヒアリング		平成 年 月 日
■所属・氏名等		
所属・氏名	課・出張所	(. . 生)
担当業務		
住所〔宿舎〕 〔自宅〕		
単身赴任者の帰省方法及び時間	単身・帯同	
家族構成		
通勤方法・時間		
超勤状況（3ヶ月）		
健康診断結果		
■ストレス度チェック		
自己評価		
他者評価		
■面談内容		
Q1 眠れているか。		
A1		
Q2 疲れていないか。		
A2		
Q3 食欲はあるか。		
A3		
Q4（単身赴任者及び独身者）食事はどうしているか。（自炊、外食、弁当等）		
A4		
Q5 心配事はないか。		
A5		
Q6 ストレス解消法はあるか。		
A6		
Q7（その他）		
Q7		

（九州地方整備局資料より監察官室作成）

国土地理院においては、管理監督職員用として、心の健康づくりの基礎知識、メンタル面の不調への早期対応、職場復帰・再発防止等を盛り込んだ「心の健康づくりの手引き」を独自に作成し、活用していた。(資料III-7)

資料III-7 心の健康づくりの手引き

心の健康づくりの手引き (管理監督者用)

I 心の健康づくりの基礎知識

- 心の健康づくりは、職員や家族にとってだけでなく、職員が高い意気を持って能力を発揮し、公務の効率的かつ効果的な提供の観点からも重要な問題である。
- うつ病は誰でもなりうることを理解する等、心の病気への偏見をなくした上で、職場の心の健康づくりの必要性を認識し、心の健康に関する正しい知識を持つことが必要である。
- 心の不健康な状態を引き起こす原因は様々であるが、仕事や家庭でのストレスが深層になるほど心の不健康な状態になる可能性が高まる。
- (仕事上のストレス要因)
 - 長時間勤務・過重な心理的負担のかかる勤務・上司・同僚・部下等との人間関係の悪化・昇任による責任の増大
 - 転勤・配置換えによる勤務環境の変化・単身赴任に伴う勤務環境・家庭關係の変化など
- (家庭におけるストレス要因)
 - 経済的問題・職員又は家族の健康・親子関係・夫婦関係等の家庭内の八人間関係・家族の介護・子の教育・進路など
- 職場の管理監督者(課長等)及び職員本人はともどり、職場の同僚、健康管理医、主治医、家族等が協力・連携し、積極的に取り組むことが必要である。

II 心の不健康状態への早期対応

1. 職員の状態 - (管理監督者から職員への周知・指導)
 - ストレスやその対処法に関する知識を習得し、ストレス解消を図る。
 - 心の不健康に早期対応するためには、自分自身で変化に気づくよう努めることが重要である。そのためには、メンタルヘルス・シート(国土地理院内部ページ・メンタルヘルスの自己チェック)の活用などを方法がある。
 - 医療機関・健康管理医・相談窓口を積極的に活用する。
2. 管理監督者(課長等)の役割
 - 仕事の進め方、職場の人間関係、性格(積極性、社交性、協調性、等)など職員の日常の状態を把握し、職員の行動の変化等に早急に気づく。
 - 職員との個別関係を構築し、信頼して心の状態を察知できるようにする。
 - 普通と違う言動が見られたときは、職員に積極的に近づいて事情を聞き、必要に応じ同僚等に職員の状況を聞く。
 - (問題と思える質問の例)
 - 表情が暗くなり元気がなくなる。・欠勤、遅刻、早退が増え。・仕事の効率が低下する。・ミスが増える。・積極性や決断力が低下する。・飲食

による問題を起こすようになる。・自殺が減ら問題の人と評ひ合いが悪くなる。・身だしなみが落ちなくなる。・体調の悪さを訴える。

○ 心の不健康な状態である可能性がある場合は、健康管理管理者(本院は厚生課長、地方開発部等は管轄課長・支所長・所員)と相談し、専門家への受診、相談等を勧奨する。職員と話し合は、悩みを受け止め、精神的負担を与えないようにする。特に、うつ病やうつ状態の場合には、次のような対応は望ましくないでの注意する。

-「強張る」などの激励をする。
-「そんなことどうする」など批判がましいことを言う。
-「そんなんの氣の障りの方の問題だ」「気にしないことが大事」など、気分の問題にする。
-「もうおしゃれしない」、「筋力が足らないなど、努力の問題にする。
-レクリエーション、旅行などの気分転換を勧める。など

○ 危険な状態にある場合は、健康管理管理者、家族等と役割分担を行い、職員を一人にしないように配慮する。専門家への受診等に当たっては、専門家に職員の状況の説明を行うなど、診療、相談に協力するよう努める。

Ⅲ 円滑な職場復帰及び再発防止

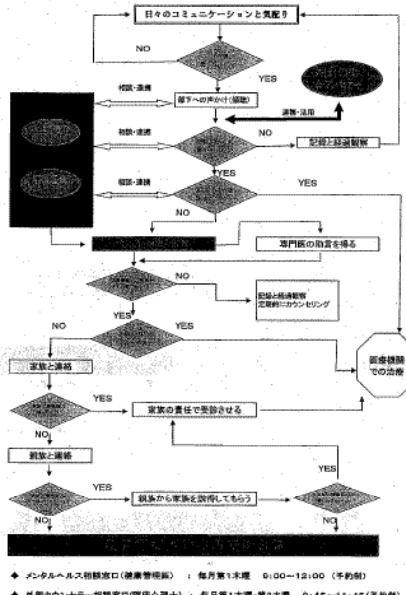
1. 受入方針の作成

- 管理監督者は、職員が職場を離れた直後から、職員同窓会の会員、職員の回復状態、今後の見込み等を把握しておく。
- 《主治医から収集する情報》 症状の程度、今後の見通しなど
《職員・家族から収集する情報》 家庭での療養状況、職員又は家族の職場への希望など
- 管理監督者は、職場復帰が遅いと判断された場合は、職員の意向、主治医の意見、(家族の意見)を確認した後に、健康管理管理者及び健康管理者の意見を確認した上で、次の2つを実施し、受入方針を策定する。
 - ① 職員の状態、症状の治療状況、職場復帰後の見通し等
 - ② 病歴内容、職員の業務運行能力と職務の量や質との適合性、職場復帰後の状況等
- 管理監督者は、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した者のうち「試し出勤」の実施を希望する者について、「試し出勤」実施要領に基づき計画を作成する。

2. 職場復帰

- 受入方針の実施に先立ち、管理監督者は、職員の同意を得た上で、同僚等が知つておくべき情報をあらかじめ周知する。
- 管理監督者は、勤務状況、就業時間、休憩時間等の職員の状況に注視し、ストレス要因の調査を行ふとともに、定期的に職員の状況等を健康管理管理者・人事担当部署等へ報告する。
- その後は、管理監督者は受入方針の実施と見直しを行い、必要に応じて受入方針の見直しを行ふ。

[いつもと違う部下に気づいたときの対応フロー]



(国土地理院資料)

また、職場復帰後の再発者が多い現状を踏まえて、円滑な職場復帰への第一歩である試し出勤を行うに当たっては、保健師との面談や外部カウンセラーとのカウンセリングを実施するなどして当該職員の状況を詳細に観察し、把握した情報を健康管理医や主治医と共有するといった取組を行っていた。

(資料 III-8)

資料 III-8 試し出勤

円滑な職場復帰及び再発防止

検査結果 生年月日 平成23年3月

心の健康の状態により、患者のため就業規制を受けた職員の円滑な職場復帰及び再発防止のためには、職場復帰の実現と職場での心の状態を大切に作成し、それを実現・実現することができる。実現においては、職員のプライバシーに十分配慮しながら、職員、管理者がお互いに十分連携を取らなければなりません。主治医・健康管理医との連携も一つつの取り組みとなります。

ステップ1 従事者の情報

職員が従事する業務の内容に十分考慮する。職員の心の状態に関する情報を実現していく職員の立場から、職場復帰の実現と職場での心の状態を大切に作成し、それを実現・実現することができる。実現においては、職員のプライバシーに十分配慮しながら、職員、管理者がお互いに十分連携を取らなければなりません。

ステップ2 受入方針検討前までの情報収集

職員が従事する業務の内容に十分考慮する。職員の心の状態に関する情報を実現していく立場から、職員、主治医等の担当に考慮しながら職員の立場から、今後の見込みについて検討を行なう。

また、職場中の職員の健康管理に関して、主治医が、職場復帰が可能であるという判断レベルで職場復帰に関する意見と記入することができるよう、あらかじめ主治医に対して職場復帰が可能とされた職場復帰能力の内容や職務手帳作成手順に関する情報を提供する。(図解1)

職場復帰前

ステップ3 受入方針の検討

職員から職場復帰の意欲表示及び主治医又は健康管理医により職場復帰が可能となる判断の立場から、職場復帰の立場からの職場復帰が認められた場合における判断をなすときは、健康管理医とともに職員と面談し、職員の都合を考慮して、職場復帰の立場からの職場復帰の立場を確認する。

受入方針の検討は、職員の立場を踏まえ、より職場復帰の立場を踏まえて受入方針の立場を踏まえてか、必ず対応の意思を明確にし、健康管理医の意見を踏まえている。

検討は、可能な範囲で友に寄ける準備の整備を行い、それを踏まえて行う。

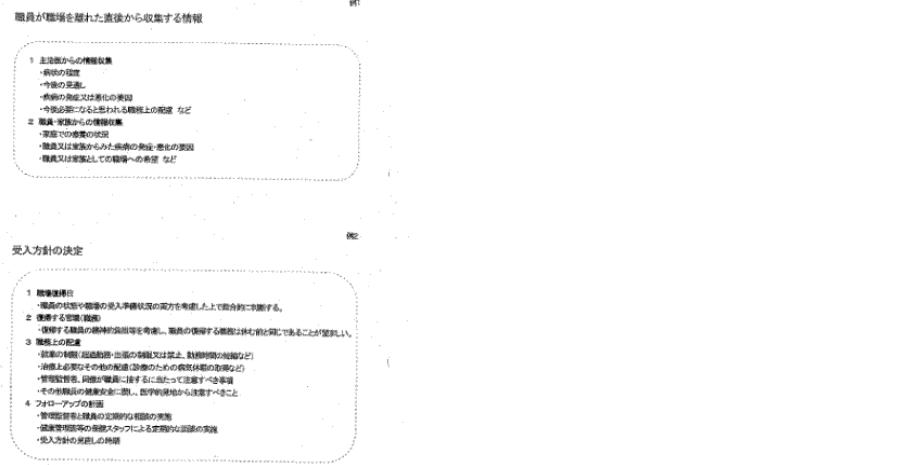
① 職員の立場の整理

今後の職場復帰の必要性及び治療状況についての概要の整理

・職務行動・業務を含む立場や業種の新規性

② 管理運営の立場の整理

・組織の構成要因・立場の有無



(国土地理院資料より)

これらの精神疾患に係る円滑な職場復帰及び再発防止については、職場の健康管理上特に重要な課題と認識して、職場復帰の見極めの難しさ、生活が不規則になりがちな独身者に対するサポートの困難さ等の課題を認識した上で、定期的な面談の実施、主治医の診察への所属長等の同行など、取り組むべきポイントを適切に定めており、また、取組みの結果についても評価を行っていた。

これらは、メンタルヘルスの重要性が増している職場の実情・課題を踏まえるととても有効な取組であり、高く評価できる。

2) カウンセリングの利用促進

近畿地方整備局においては、カウンセラーア会議を活用して、相談しやすい環境整備、カウンセラーの活用促進の取組等について意見交換を行い、現状の改善に取り組んでいた。その取組の一環として、新任の内部カウンセラーを写真付で紹介し、内部カウンセラーの名簿に連絡先としてメールアドレスを追加して表示するとともに、内部及び外部カウンセラーによる巡回カウンセリングの機会を活用して、新規採用職員や他府省からの転入者等を対象に体験カウンセリングを推奨する等の取組を行っていた。(資料III-9)

資料III-9 巡回カウンセリングの留意事項にかかる通知(抜粋)

平成23年7月1日

各事務所 総務課長 殿

総務部 福利厚生官

巡回カウンセリングの留意事項等について

1. 共通留意事項

①日程調整

- ・カウンセラーとの日程調整は、遅くとも実施日の1ヶ月前には行っておくこと。
- ・最寄駅からの送迎の必要の有無について、カウンセラーに確認しておくこと。

②職員周知

- ・所内会議等でカウンセリング、メンタルヘルス講習会の実施日程等を所内に周知しておくこと
- ・掲示板への掲示文の掲示と庁内放送を行うこと。
(掲示文(案)は、別紙のとおり放送文(案)は別紙のとおり)
- ・1週間、前々日及び前日には庁内放送を行うこと。
- ・カウンセリング実施日の当日は、庁内放送は行わないこと。

③カウンセリング室(会議室等)の設営

- ・カウンセリング室は、できるだけ静かな場所でプライバシーが確保できる独立した場所を確保し、仕切り等で部屋の内部が見えないようにすること。
- ・使用中や待機中は、ドア等に「使用中」「待機中」の掲示を行うこと。

2. 外部カウンセラーによるカウンセリング

- ①外部カウンセラーについては、巡回時に職員全員を対象としたメンタルヘルス講習会を90分程度お願いしているので必ず実施すること。
- ②配置図(事務所・出張所)の準備をすること。
- ③新規採用者、新規採用2年目の者及び他省庁からの転入者については、業務に支障がない限り、面談を予定してもらうこと。

3. 内部カウンセラーによるカウンセリング

- ①新規採用者、新規採用2年目の者及び他省庁からの転入者については、業務に支障がない限り、面談を予定してもらうこと。
- ②各出張所についても、カウンセラーが出向いてカウンセリングを行うので、各出張所内の周知等の準備をしておくこと。

なお、総務課職員による出張所への随行の必要はないものとする。

(近畿地方整備局資料より監察官室作成)

北海道運輸局においては、外部カウンセラーの利用に関して、人目を気にせずに利用できる土曜日に利用日を設け、カウンセラーと直接時間調整ができるなどを職員に周知していた。さらに、カウンセリングのネガティブなイメージを払拭するために、カウンセラーのプロフィールやカウンセリング風景を紹介するとともに、職員への周知メールの内容も工夫するなど、利用しやすい環境づくりに努めていた。（資料Ⅲ－10）

資料Ⅲ－10 外部カウンセラーの紹介

北海道運輸局職員様

いつもお世話になっております。人事課の〇〇です。

外部カウンセラーのご案内です。**いつでも 何度も 利用料金無料 です**

電話（面談なし）によるカウンセリングも行っております。

時間はカウンセラーとの調整によります。お気軽にお申込みください。

お申込み電話番号 〇〇〇-△△△-□□□□

■今月の利用（面談あり）日程は、次のとおりです。

24年 1月14日（土）時間はいずれも 13:00～14:00、14:30～15:30
21日（土）

曜日、時間等は調整可能となっておりますので、お申込みの際直接カウンセラーにお伝えください。

お申込み電話 〇〇〇-△△△-□□□□

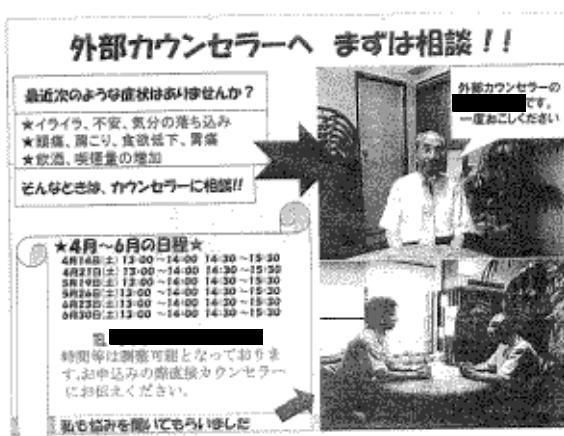
外部カウンセラーに関する詳細は、下記をご覧ください。

→（略）

ストレスの発散・解消法は様々あります。スポーツやアロマテラピー、音楽、近場への旅行、1日中健康ランドに入り浸るというのも良いですね。自分なりの発散・解消法を見つけましょう。

ストレスがたまると食べることにはしる人、お酒にはしる人がいます。これは度が超すと肥満や過食症を招いてしまいます。お酒もたしなむ程度程度なら体によいのですが、溺れるほど飲んではいけませんね。

そこで予防策の一つとして「外部カウンセラー」を利用し兆候が現れる前（現れた時点）に早めのケアをするということもよいのではないでしょうか。



（北海道運輸局資料より監察官室作成）

これらは、敷居を高く感じてしまうカウンセリングに関して、職員の理解促進を図る上で工夫を凝らした取組として高く評価できる。

(3) 北海道開発局及び国土地理院における講演会等の実施に関し工夫した取組

北海道開発局においては、平成23年度に医療講座を「血圧は健康のパロメーター」、「健康診断を上手に活用する方法」、「病気の頭痛とただの頭痛」をテーマに年3回開催していた。

本講座の実施後には、受講者を対象にアンケート調査を実施しており、その結果、専門家による講演は、職員の意識啓発効果が高いことが見受けられること等が判明した。さらに、同アンケートによる受講者からの講演内容に関する希望を基に、職員の関心の高いテーマ等で次回の講演内容を企画していた。また、管理監督職員を対象として実施した「メンタルヘルス勉強会」においては、事前に出席予定者から講演内容の要望や部下職員との対応に関する問題点等を報告させ、より職場の実情に即した講演内容となるよう工夫を図っていた。

国土地理院においては、メンタルヘルス講演会の実施に関し、精神疾患者が増加している現状を踏まえ、療養のため長期間職場を離れている職員が職場復帰するに当たって、職場の対応、周りの職員の対応、自己管理の方法等について、分かりやすく講演内容に取り入れてもらい、実際に職場で応用できるように職場の実情等を含めて講師と事前に綿密な打合せを行った上で講演会を開催していた。

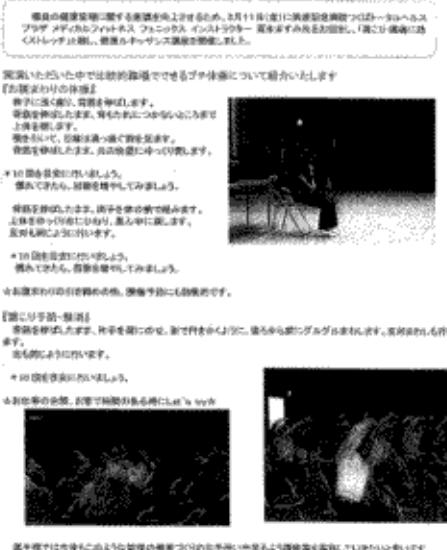
また、生活習慣病対策として、健康な生活習慣の重要性に対する関心や理解を深め、当事者意識を高める目的で「健康ルネッサンス講座」と銘打ち、講義とストレッチ運動などを合わせた身体健康に関する啓発活動を定期的に実施していた。(資料III-11)

さらに、院内の保健師を講師として、筑波大学の「減量教室」に参加した職員の3か月間の実際の成果を題材にした「生活習慣病の予防と対策」の講演会を実施するとともに、参加した職員の体験データを講演会資料として電子掲示板に掲示していた。本講演会については、職員の実体験を題材にしたことで職員の関心も高くなり、実際に次年度の「減量教室」への参加にもつながるといった効果が確認できた。(資料III-12)

これらは、職場の実情を踏まえた啓発効果が高い工夫した取組として、高く評価できる。

資料 III-11 健康ルネッサンス講座

健康ルネッサンス講座



腰筋では今後もこのような普段の腰痛についての手強い治療法を実践していくたいと思います。

(参考文献)

(国土地理院資料)

資料 III-12 健康に関する講演会及び減量教室

健康に関する講演会

平成22年12月14日(木)、平成22年度国民健康と医療に関する公表会議「健康運営行動の一環として、地域的医療政策の実現等、医療費の見直し等の医療費削減による、「生活習慣病予防と対策」についての講演会を開催いたしました。

死因の多くは生活習慣病

講演では、はじめに、主な生活習慣病の死因や原因についての梗概が取り上げられました。平成22年度の日本人の死因の割合は、1位ががん(20.5%), 2位が心疾患(11.8%), 3位が糖尿病患者(10.3%), 4位が脳疾患。糖尿病はそれもあるようですが、夫差して、食生活の乱れや喫煙、規律などが多く影響しているようです。

一次予防: 生活習慣改善・生活習慣予防が重要

糖尿病の予防対策 第一予防 症度を増進し、発病を予防する
一人一人が生活習慣を改善し、健康増進に努めることが基本
第二予防 病魔を退、早期発見、早期治療を目的

次に、糖尿病における早期発見と早期治療に加え、健診を増進し、歩曲の実施を予防する「第一次予防」が大切であり、生活習慣病の早期には、「バランスの良い食事や適度な運動による肥満改善の必要性」と腰痛の予防策である腰が良いました。今回の講演会では、既往について詳しく説明がありました。減量が最も効果的な方法であることが、カロリー消費や運動の手引書等、医師の意見で参加した方の紹介が多くありました。また、実際に減量指導の専門の方が減量体験に参加し、大きめの体型を減らしたことにより、生活習慣病も改善されたというデータも紹介され、とても興味深かったです。

脂肪肝判定

- Body Mass Index判定
- 脂肪肝判定
- 脂肪肝判定

1日10分歩いたら…
10分 = 100歩 = 30kcal
30kcal × 100歩 = 3000kcal
3000kcal × 200歩 = 60000kcal
つまり、1時間、1500歩が6000kcal

○検査結果の結果が同じでも、検査者はひとりと違うようです。
自分の生活習慣を意識して自分にあった検査をみてみませんか?
ご相談はお気軽に検査所へどうぞ。(内線25745)

筑波大学田中研究室 減量教室

●運動不足を解消したい
●体重・体脂肪の増加が気になる
●バランスよい食事を取りたい…
●検診の結果が気になる
こんな悩みを抱えている男性は、是非一緒に
減量教室に参加しませんか？

●参加性別：12歳～64歳の男性
② 体高（cm）から体積（kg）を計算する場合の目安
③ おもその腰囲でウエストが90cm以上の方
●腰と股の大きさで腰を下ろすと、3ヶ月間腰痛に悩まされる（腰痛が強め、腰痛から腰痛が強まること）
●減量教室内容：運動指導と食事指導の両面からサポートします
- 運動指導：有酸素運動およびレジスタンス運動を組みこむにつける
- 食事指導：バランスの良い食事改善者に対する
●対象：員：40名、対象者を絞った場合、参加者の決定は検討にておこないます。ご了承ください。
●費用：検査費、料金等すべて無料
●開催場所：筑波大学総合研究館 6階 フィットネスルーム
●開催期間：5月16日（土）～6月30日（火）の約1ヶ月間、週3回（火・水・土曜日）
●開催時間：
○開催日：4月26日（火）19:00～20:00
○接 着：腰痛の原因分析や腰痛改善、内臓脂肪、骨密度など
○受講料：5月16日（火）～5月22日（火）のうち1日（約3000円）
●申込方法：4月22日（火）17:00まで
お問い合わせ・申込み
筑波大学田中研究室 担当:江藤(えとう)
電話番号:080-3249-3694(募集専用)

(国土地理院資料)

(4) 北海道開発局における健康安全管理計画策定に関する取組

北海道開発局においては、生活習慣病対策、メンタルヘルス対策等に関し、組織全体として健康管理に取り組むべき重点事項について、毎年度当初に北海道開発局健康管理計画を策定しており、その策定に当たっては、幅広く職員から意見を求め、また、多数寄せられた意見等にはすべて回答するとともに、インターネットに掲示し共有していた。(資料III-13)

このような職員との連携を含む組織一体としての取組は、職場の実情に応じた健康管理対策として有効であるとともに、健康管理に対する職員の关心や理解を高め、意識の向上にもつながる取組として高く評価できる。

資料III-13 健康安全管理計画の策定

別添1	機密性又は情報 開示規制情報欄																								
平成24年度 北海道開発局健康管理計画																									
平成24年3月21日																									
<p>「北海道開発局職員健康安全管理規則」(平成13年1月6日北開局職第122号)第14条第1項の規定に基づき、次のとおり健康管理計画を定める。</p>																									
<p>■ 重点事項</p> <p>1. 生活習慣病対策 生活習慣病の予防に着目するため、一般定期健康診断における血漿検査を全職員を対象に実施することとともに、要更扶養者に対する便診指導等の相談を受ける。また、医師等による講習会の開催等を通じて、必要な知識の付与、意識の啓発を図る。(職務)</p> <p>2. 健康行動の促進活動を行った職員の健康診断 既婚者の配偶者活動を行った職員の健診を認めたため、既婚の健診診断及び面接指導を実施する。(範囲は、平成24年度から実施基準の一覧について統一を図る。)</p> <p>3. 公務上の健康の確保 (1) 特に運転での業務(車両、機械、荷役等)に携わる職員などの安全確保を図るため、安全運転に関する講習会の開催等を通じて、特に保護具の着用等に向け、必要な知識の付与、意識の啓発を図る。(職務) (2) 特に自転車運転を行う職員を対象にした交通安全教育の徹底を図る。(通勤)</p> <p>4. メンタルヘルス 職員の心の健康づくりのため、カウンセリング制度、健康管理制度(精神科疾患)等を活用した健康・精神的支援と、一般社員並びに障害者等を対象としたカウンセリング制度等の実施(主に職員)</p>																									
<p>1. 健康安全管理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">被用員種別</th> <th style="width: 20%;">被用員主体</th> <th style="width: 20%;">実施期間</th> <th style="width: 50%;">実施概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 健康管理委託等に 付する健康安全管理 幹部</td> <td>本局</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> - 健康安全管理について、健康監視室、毎回被用者による調査会を開催し、必要な知識の付与、意識の啓発を図る。 - 開催の1回目及び障害発達段階の健康管会議及び安全管理委員会 - 開催の2回目及び障害発達段階の新任の健康管理主任者及び安全管理主任者会議 </td> </tr> <tr> <td>② 医療講座 〔重点事項〕</td> <td>本局及び 障害発達段階</td> <td>随時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> - 特に生活習慣病対策について、医師等による講習会を開催し、必要な知識の付与、意識の啓発を図る。 </td> </tr> <tr> <td>③ 安全管理に付す る研修会等 〔重点事項〕</td> <td>本局</td> <td>第2四半期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> - 特に健康への業務(車両、機械、荷役等)に携わる職員などの安全確保について、保護具の着用等に向け、有識者による講習会の開催等を通じて、保護具の着用等をチェックし、必要な知識の付与と意識の啓発を図る。 </td> </tr> <tr> <td>④ 交通安全講習会 〔重点事項〕</td> <td>本局及び 障害発達段階</td> <td>年2回 〔第1・第3の 各四半期〕</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> - 特に自転車運転による交通事故の危険性について、運転者による講習会を開催し、必要な知識の付与と意識の啓発を図る。また、対象者全員の着用等をチェックし、運転者に必要な知識の付与を図る。 - アイドリッシュセイフティ等の交通安全講習会に提出して運転證を更新するなど、運転の方況により、交通事故・違反防止に関する文書を提出する。 </td> </tr> <tr> <td>⑤ 健康教育及び 情報提供</td> <td>本局及び 障害発達段階</td> <td>随時</td> <td> <p>ア 健康安全管理に関するDVD等の教材を活用した講習会等、国公務員健康講習会の機会を利用して実施する。 イ 健康安全管理に関する情報をインターネットを通じて提供する。 - 制度: 自治会企画会</p> </td> </tr> </tbody> </table>		被用員種別	被用員主体	実施期間	実施概要	① 健康管理委託等に 付する健康安全管理 幹部	本局		<ul style="list-style-type: none"> - 健康安全管理について、健康監視室、毎回被用者による調査会を開催し、必要な知識の付与、意識の啓発を図る。 - 開催の1回目及び障害発達段階の健康管会議及び安全管理委員会 - 開催の2回目及び障害発達段階の新任の健康管理主任者及び安全管理主任者会議 	② 医療講座 〔重点事項〕	本局及び 障害発達段階	随時	<ul style="list-style-type: none"> - 特に生活習慣病対策について、医師等による講習会を開催し、必要な知識の付与、意識の啓発を図る。 	③ 安全管理に付す る研修会等 〔重点事項〕	本局	第2四半期	<ul style="list-style-type: none"> - 特に健康への業務(車両、機械、荷役等)に携わる職員などの安全確保について、保護具の着用等に向け、有識者による講習会の開催等を通じて、保護具の着用等をチェックし、必要な知識の付与と意識の啓発を図る。 	④ 交通安全講習会 〔重点事項〕	本局及び 障害発達段階	年2回 〔第1・第3の 各四半期〕	<ul style="list-style-type: none"> - 特に自転車運転による交通事故の危険性について、運転者による講習会を開催し、必要な知識の付与と意識の啓発を図る。また、対象者全員の着用等をチェックし、運転者に必要な知識の付与を図る。 - アイドリッシュセイフティ等の交通安全講習会に提出して運転證を更新するなど、運転の方況により、交通事故・違反防止に関する文書を提出する。 	⑤ 健康教育及び 情報提供	本局及び 障害発達段階	随時	<p>ア 健康安全管理に関するDVD等の教材を活用した講習会等、国公務員健康講習会の機会を利用して実施する。 イ 健康安全管理に関する情報をインターネットを通じて提供する。 - 制度: 自治会企画会</p>
被用員種別	被用員主体	実施期間	実施概要																						
① 健康管理委託等に 付する健康安全管理 幹部	本局		<ul style="list-style-type: none"> - 健康安全管理について、健康監視室、毎回被用者による調査会を開催し、必要な知識の付与、意識の啓発を図る。 - 開催の1回目及び障害発達段階の健康管会議及び安全管理委員会 - 開催の2回目及び障害発達段階の新任の健康管理主任者及び安全管理主任者会議 																						
② 医療講座 〔重点事項〕	本局及び 障害発達段階	随時	<ul style="list-style-type: none"> - 特に生活習慣病対策について、医師等による講習会を開催し、必要な知識の付与、意識の啓発を図る。 																						
③ 安全管理に付す る研修会等 〔重点事項〕	本局	第2四半期	<ul style="list-style-type: none"> - 特に健康への業務(車両、機械、荷役等)に携わる職員などの安全確保について、保護具の着用等に向け、有識者による講習会の開催等を通じて、保護具の着用等をチェックし、必要な知識の付与と意識の啓発を図る。 																						
④ 交通安全講習会 〔重点事項〕	本局及び 障害発達段階	年2回 〔第1・第3の 各四半期〕	<ul style="list-style-type: none"> - 特に自転車運転による交通事故の危険性について、運転者による講習会を開催し、必要な知識の付与と意識の啓発を図る。また、対象者全員の着用等をチェックし、運転者に必要な知識の付与を図る。 - アイドリッシュセイフティ等の交通安全講習会に提出して運転證を更新するなど、運転の方況により、交通事故・違反防止に関する文書を提出する。 																						
⑤ 健康教育及び 情報提供	本局及び 障害発達段階	随時	<p>ア 健康安全管理に関するDVD等の教材を活用した講習会等、国公務員健康講習会の機会を利用して実施する。 イ 健康安全管理に関する情報をインターネットを通じて提供する。 - 制度: 自治会企画会</p>																						

別添2	平成24年度北海道開発局健康管理計画(案)に対する職員の意見について(抜粋)	平成24年3月 開発局職員	
<p>平成24年度計画(案)について、平成24年2月15日から3月22までの間、職員の意見募集を行いました結果、83件のご意見が寄せられましたので、回答、取扱いと併せてお知らせします。たくさんのご意見、ありがとうございました。</p> <p>(※今後開局員の意見に付する意見・回答(12件)については、以下の開局職員の表示板へ掲載しています。なお、職員の意見内容については、要旨を記載し、また、開局の意見をとりまとめて記載していますので、ご参照願います。)</p> <p>(※) 被用員に付する所会社: 開発局職員(厚生・共済掛合)(内緒5-273)又は被用種別(厚生・共済掛合)(内緒5-254))</p>			
計画(案)	職員の意見等(要旨)	備考(勘違い等)	
1. 健康安全管理	1. 各種講習会の開催時期については、実往時間などに変化なく出欠票を受け取しい。0月末に開催されるが、開催場所が異なるため、本局と支局とで開催地が異なる事務所については、事務所所在地で児童虐待対策会議として実施してほしい。(職員意見2件)	講習の日程等の都合もありますが、実施日・実施場所については、開催場所を避けてひとまとめで、多数の職員が参加できるようにしてほしい。また、本局と支局とで開催地が異なる事務所については、事務所所在地で児童虐待対策会議として実施してほしい。(職員意見2件)	
	2.(2) メンタルヘルス	1. 病院でのメンタル疾患の増加阻止に向けて、具体的に今どう取り組んでいくのか。	予約に関しては、カウンセリング制度や健康管理係(精神科疾患)の積極的活用のほか、職員や、特に管理者に対するメンタルヘルス入教育を重点的に実施していくべきです。
	3. 安全管理	<p>1. 安全管理に関する計画は、部署で作成し、点検すべきではないか。</p> <p>2. 保護具等</p>	<p>計画(案)には、安全管会議に関する部署の基本的な事項を定めているのであり、各部署において、必要があれば、これまでの事項について毎日に計画し、実施してほしい。</p> <p>今後、保護具の取扱いに関するガイドライン等を作成して予定です。また、安全部門に関する研究会を開催し、有識者による講習会を通じて知識の付与と意識の啓発を図ることとしています。</p>

(左)健康安全管理計画(抜粋)

(右)健康安全管理計画(案)に対する職員の意見及び回答

(5) 九州地方整備局における継続可能な健康の維持増進等に関する取組

九州地方整備局においては、生活習慣病対策として、「階段フィットネス」と銘打ち、上った階段数に応じたカロリー計算ができる様式をイントラネットに掲示するとともに、本局の各フロアに、1階から各フロアまでの階段数及び消費カロリーを掲示して、職員の参加意欲を高めている。このような無理のない範囲で生活習慣病対策を継続して行うことにより効果が発揮される取組を推奨し、健康管理の啓発に努めていた。(資料III-14)

これは、毎日の生活の中における健康の維持増進に関する取組として、各職員が気軽に行えるものであり、手軽に実施できる点からも有効な取組であり高く評価できる。

資料III-14 階段フィットネス

階段フィットネス カロリー等計算表

1回分の運動に合わせて
書類を貼りましょう。

「階段登攀」階段フィットネス・チャレンジへGO!

月	曜日	日付	距離	段階	歩数	消費カロリー	目標
1月	月	1日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
2月	火	2日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
3月	水	3日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
4月	木	4日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
5月	金	5日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
6月	土	6日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
7月	日	7日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
8月	月	8日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
9月	火	9日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
10月	水	10日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
11月	木	11日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
12月	金	12日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
1月	土	13日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
2月	日	14日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
3月	月	15日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
4月	火	16日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
5月	水	17日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
6月	木	18日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
7月	金	19日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
8月	土	20日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
9月	日	21日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
10月	月	22日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
11月	火	23日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
12月	水	24日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
1月	木	25日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
2月	金	26日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
3月	土	27日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
4月	日	28日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
5月	月	29日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
6月	火	30日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m
7月	水	31日	100m	10段	300歩	15kcal	1000m

階段登攀チャレンジへGO!
毎日10段の階段を登った場合は、1000m相当です。
毎日歩くことがポイントです！
ハイヒールは危険！相談しないで！
階段登攀併用して健脚を目指すように！
エレベーターは原則として使用しないこと！

監修：総務課 健康課 健全化課

(九州地方整備局資料)

左上：階段フィットネス カロリー計算表の説明

左下：階段に1階からの段数、消費カロリーが掲示されている

右：階段フィットネス カロリー計算表

(6) 北海道開発局、中国運輸局及び四国運輸局における現地調査等における安全管理の研修に関する取組

北海道開発局においては、監督、検査等といった現場での業務に従事する職員を対象に、作業を遂行する上で必要な安全管理に関する知識を習得させ、公務上災害の防止に資することを目的として、平成23年度は、北海道開発局における公務上災害対策等の現状についての説明や、労働安全に関する外部コンサルタントから労働災害防止のための具体的対策等についての講演を行っていた。

中国運輸局及び四国運輸局においては、地方公共団体の技術センターや民間企業の安全教育施設を使用して、船内、造船所等において業務に携わる海事技術専門官等の現場業務中における公務災害を防止するため、現場で発生する危険な状態又は行動の排除に必要な知識と技量を習得させることを目的として、座学のほか、高所危険体験、電気危険体験、足場昇降及び足場上の移動体験といった体験型の安全体感訓練を行っていた。

これらは、現地調査等に従事する職員の安全管理を目的とした積極的な取組として評価できる。

(7) 国土地理院における作業安全心得の作成

国土地理院においては、測量等の業務に携わる職員の安全確保を図るため、測量作業等における災害・危険を防止し安全かつ快適に作業を遂行できるよう、登山や道路上での作業等の作業安全心得に加え、雷、毒蛇、スズメバチ、災害用伝言ダイヤル等について記載した「測量作業安全心得」等を各部門で取りまとめ作成し、職員に配布を行っていた。(資料III-15)

資料III-15 測量作業安全心得（国土地理院測地部）（一部）

資料4

スズメバチ

1. 生態

鳥や毒蛇と並んでスズメバチは危険な野生生物です。これは、毎年何人の人が、このスズメバチに刺されて死ぬ心からです。見ようによつては、鳥や毒蛇に比べて遭遇する確立が高いので「日本でも最も危険な野生生物」とも言えます。

スズメバチの中でも特に危険なのがオオスズメバチで体長は、3～5cmもあります。おもに地中に巣を作り、女王バチを中心に行食生活をします。体色は胸部が黒褐色、腹部は黄褐色で黒い横縞があります。

詰冬した女王蜂は、独立で巣作り、産卵をします。5月～10月にかけてがハチが活動する季節です。スズメバチは木の枝や地中、家の天井裏や軒先にポール状の巣を作り、秋に最大の大きさ（直径60mm）になります。スズメバチは、巣を守る本能が強く興奮すると巣で人間攻撃するので、巣にいたずらしたり、むやみに近づいたりしないことです。香水の香りやジュースの匂いがハチを誘引するケースもあります。

2. 毒性と症状

毒液は、アミン、アミノ酸、ペプチド、酵素を含む蛋白質で、これらの蛋白質はいずれも抗原性を有しています。最初に刺されたとき、その蟲に対する抗体が体の中にできるため、次に刺されたときに、毒（抗原）に抗体が激しく反応して強いショック（アナフィラキシーショック）症状を起こします。また、スズメバチとアシガバチのアミンの主成分はセロトニンとヒスタミンなので刺されると非常に強いわけです。

3. 刺されたら

蜂に刺されたら応急処置をして速やかに医師の診断を受けます。応急処置としては、まず、毒液をすぐにかつ出来るだけ多く取り除くことです。ハチの毒は水に溶けるので、刺された部分を両手の指で強くつかんで蟲を絞り出しながら水で洗い流します。この際、銀鏡が入るといけないので、汚い水は避けます。アンモニア水はあまり効果はありません。

薬としては、抗ヒスタミン剤を含有した軟膏が有效です。

4. 手防法

被害が多いのは秋です。ハチの攻撃はパターン化されます。まず巣に近づくと必ず巣の表面にバットと出でます。この攻撃は絶対大丈夫です。さらに近づくと周囲を飛び始めます。そのときも大丈夫です。これ以上近づかずにじっとしてハチが落ち着いてからそっと離れましょう。

スズメバチやミツバチは、黒くて動くものに対して攻撃する性質

があります。これは、よく巣を築くクマに対する防衛本能だといわれています。スズメバチがいそりな場所へ行くときは、黒い服装は避けましょう。黒髪も帽子をかぶるなどして隠すべきです。なるべく明るい色の服装がいいと思います。

5. 駆除

作業の都合上どうしても巣に近づかなければならないときは巣を駆除します。まずは、市町村や消防署、保健所等に相談してみるとです。できるだけ専門家に駆除してもらうのが一番です。

しかし、どうしても自分でやらなければならない場合は、

1) 自分で駆除する場合

- ・單独では行わない
- ・夜間は活動しないので日没後2～3時間たってから駆除します。

・殺虫剤は、スプレー式か撒き式で行ないます。ハチは薬剤に弱く数秒かければ10分以内に死にます。

・防護服を身に着け（市町村によつては貸し出してくれるところもある）。ヘルメットかぶりその上の透明なビニールか専用ネットなどで覆い、首筋にはタオルを巻く。長靴や手袋（スズメバチの針が皮膚までとどかないもの）も着用します。

・スポンジの福は長靴の中に入れ柄を體でしづり、完全に肌の露出を防ぎます。服装は長靴も含めて白っぽいものにします。

・照明は懐中電灯を必ず用意し、ハチは灯りの方へ飛んで行くので明るいセロファン紙を前面に張り付けます。

・地中の場合は、殺虫剤のほか、瓦火や杀虫剤も有効です。

2) 駆除剤（ハチ防禦スプレー等）の性能と使用方法

- ・どんな種類のハチに有効か（効力）
- ・1本でどれくらいの時間保つか（継続時間）
- ・どのくらいの大きさ風まで処理できるか（処理能力）
- ・何メートル離れて有効か（噴射能力）など商品を具体的に確かめておかなければなりません。

IV. 大規模災害発生時の対応に関する取組

1. 報 告

(1) 趣 旨

国土交通省では、大規模災害発生時の対応に関し、災害対策基本法（昭和36年11月法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、防災に関してとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定めた「国土交通省防災業務計画」を作成し、様々な災害に対する予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に定め実施している。

地方整備局、北海道開発局、地方運輸局及び国土地理院（以下「地方支分部局等」という。）においては、国土交通省防災業務計画等に基づき、その所掌事務に関する防災業務計画等を作成するとともに、常日頃から、大規模災害への対応体制や関係機関との協力・連携体制を整え、訓練を繰り返すことによって職員の対応能力の向上を図るとともに問題点の検証と必要な措置を講じる等、万全の準備をしておくことが必要である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対し、国土交通省では総力を挙げて災害対応にあたっており、その中でも、特に、国土交通省において現場を管轄する地方支分部局等は大きな役割を果たしている。

以上を踏まえ、各地方支分部局等における大規模災害発生時の対応に関する取組について監察を実施した。

(2) 危機管理体制の整備状況

各地方支分部局等における、大規模災害に関する危機管理体制の整備状況について監察を実施した。

1) 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の整備・運用の状況

緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等に対して、円滑かつ迅速に災害対応の支援を実施することを目的に、平成20年4月に創設された。

緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、国土交通省防災業務計画において、「大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」（平成24年国土交通省訓令第

31号)に基づき、本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局(航空交通管制部を除く。)及び気象庁に、それぞれ緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を設置するものとする」とされている。

各地方支分部局等においては、国土交通省防災業務計画や緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣について(国土交通省防災会議決定)、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)設置細目(国土交通省災害対策連絡調整会議申し合わせ)等により緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)(以下「TEC-FORCE」という。)を整備・運用しており、その取組状況について監察を実施した。

① TEC-FORCEに関する体制の整備状況

TEC-FORCEに関する体制については、国土交通省防災業務計画において、「本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局(航空交通管制部を除く。)は、大規模自然災害の発生時に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備する」とされている。また、緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令等においても、体制の整備に関し規定している。

地方整備局、北海道開発局及び国土地理院(以下「整備局等」という。)においては、TEC-FORCEの派遣、組織、活動内容等を明確化したTEC-FORCE活動マニュアル等を作成し体制を整備していた。

各運輸局においては、地方公共団体等への緊急輸送支援を主な任務とするTEC-FORCEの組織及び運営に関する要綱等を定め体制を整備していた。

② TEC-FORCEに関する活動計画の作成状況

TEC-FORCEに関する活動計画については、国土交通省防災業務計画において、「本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局(航空交通管制部を除く。)は、大規模自然災害の発生時に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が迅速に活動できるよう、事前に(略)、想定災害、支援対象及び隊員の運用計画等を定めたTEC-FORCE活動計画を作成する」、「大規模災害発生時における地方支分部局間の支援や被災地方公共団体に対する技術的な支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、マニュアルを整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする」とされている。

また、緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令等において、TEC-FORCEは、被災状況の調査、災害緊急対応(緊急輸送路の確保及び緊急湛水排除)、被災地方自治体の支援(情報連絡担当官(以下「リエゾン」という。)の派遣、

衛星通信車等の派遣による通信網確保及び災害復旧に関する技術指導や助言)及び二次災害の防止(応急対策の立案・実施及び被災箇所の危険度予測)といった活動を行うこととされている。

四国地方整備局及び九州地方整備局ではTEC-FORCE活動計画を作成しており、北陸地方整備局、近畿地方整備局及び北海道開発局ではTEC-FORCE活動計画の作成に向け検討を進めていた。

近畿地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局では、平成24年8月に公表された「南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域及び被害想定」を踏まえ、見直しを検討していた。

九州地方整備局では、地域的な特性を踏まえ、洪水氾濫、日向灘沖地震、新燃岳噴火及び桜島噴火といった大規模災害を対象に、整備局各部及び事務所毎に役割を明確化した上で、事前準備や初動対応等時系列に活動内容をきめ細やかに記載するなど工夫して作成していた。

北陸地方整備局では、TEC-FORCE隊員の携行品や事故・病気の際の対応等を記載した「TEC-FORCE隊員手帳」を、九州地方整備局では、「TEC-FORCE隊員手帳」や「TEC-FORCE現地支援班ロジ担当者&総務室業務マニュアル」、「TEC-FORCE派遣手続きに関するチェックリスト」を作成し、職員を指導し支援していた。

運輸局においては、東北運輸局では、東日本大震災における対応を踏まえた課題に対する措置として、TEC-FORCEの任務・活動計画を作成していた。一方、その他の運輸局ではTEC-FORCEに関する活動計画は作成していなかった。

③ TEC-FORCEに関する研修や訓練の実施状況

TEC-FORCEに関する研修や訓練については、国土交通省防災業務計画において「TEC-FORCEについては、活動計画等に基づき訓練を行うものとする」とされているとおり、平時に研修や訓練を行うことにより、大規模災害発生時におけるTEC-FORCEの対応能力の向上を図る必要がある。

各整備局等においては、様々な研修や訓練、講演会を実施していた。

近畿地方整備局では、東日本大震災への隊員派遣を踏まえ、整備局職員間の情報共有や隊員の能力向上を目的にTEC-FORCE講習会を開催し、現地における活動報告を行うとともに活発な意見交換を行っていた。また、これまでの活動実績を踏まえて、災害対策用機材及び通信機器の操作訓練をより実践的な形で実施していた。

九州地方整備局では、災害時の現地映像をリアルタイムに伝送し地方公共団

体と共有する訓練を実施しシステムの操作員を養成していた。

各運輸局においては、中国運輸局では、総合防災訓練の際にT E C – F O R C E を広島県に派遣する訓練や四国運輸局と連携した緊急輸送訓練を実施していた。また、東北運輸局では、東日本大震災における課題と対応方策をT E C – F O R C E の隊員で検討する会議を開催していた。

一方、その他の運輸局では、T E C – F O R C E に関する研修や訓練は行われていなかつた。

④ T E C – F O R C E の活動状況

T E C – F O R C E の創設以降、東日本大震災をはじめ様々な災害が全国各地で発生しており、国土交通省では、平成24年10月末まで、2万8千人・日（のべ総数）にのぼるT E C – F O R C E の隊員を被災地に派遣し、被災状況の調査、災害緊急対応、被災地方自治体の支援及び二次災害の防止といった活動を行っている。（**資料IV-1 及び資料IV-2**）

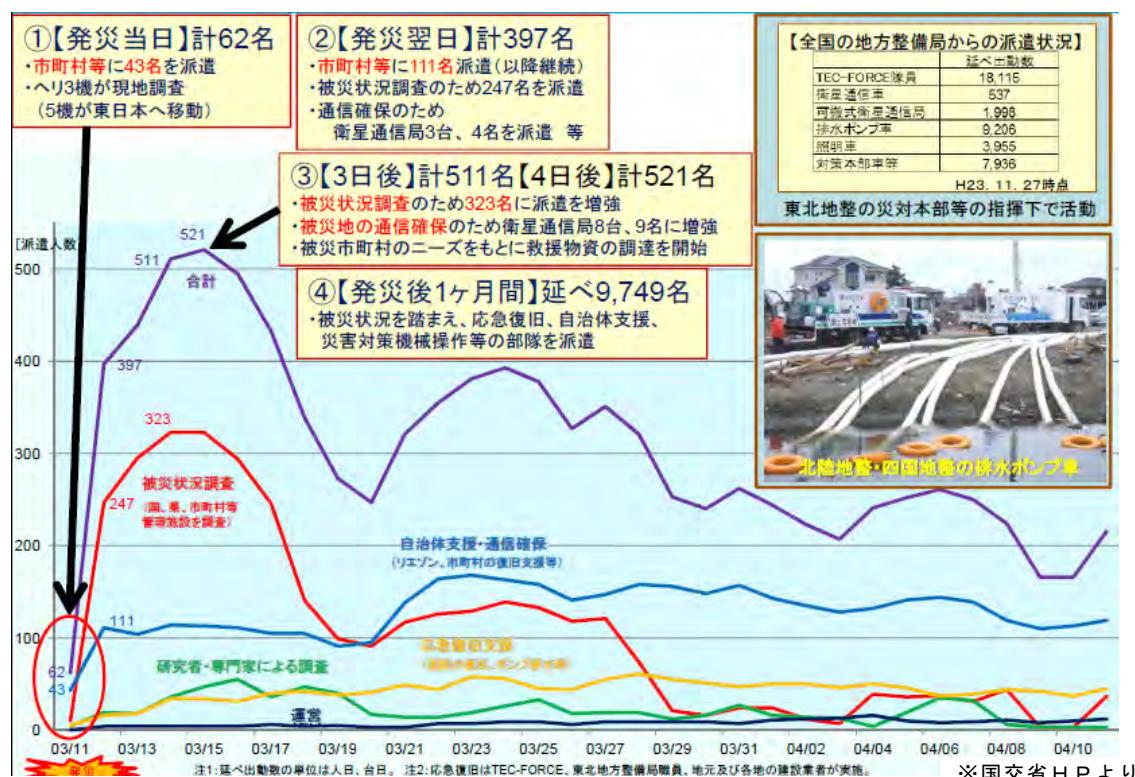
資料IV-1 TEC-FORCEの活動内容

各班(任務)	活動内容
先遣班	被災直後から先行的に派遣し、被災状況や必要応援規模を把握するとともに、派遣元への情報連絡により支援体制の強化を図る
被災自治体支援班(リエゾン)	被災直後から先行的に派遣し、被災状況や被災自治体の支援ニーズを把握し、被災地方整備局等の災害対策本部に伝達するほか、自治体業務の支援を実施
現地活動調整班	現地のTEC-FORCE各班と災害対策本部との連絡調整、技術支援に係る派遣元の地方支部局等との連絡調整、災害情報、応急対策活動等との情報収集
情報通信班	国が保有する衛星通信車、Ku-SAT(小型画像伝送装置)等の機材を活用し、被災地の映像情報配信や災害対策に係る被災地の通信回線を確保
高度技術指導班	特異な被災事象等に対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導を実施
被災状況調査班(ヘリ調査)	災害対策用ヘリコプターにより、広域にわたる被災状況調査を実施
被災状況調査班(現地調査)	踏査等により、公共土木施設等の被害状況を調査し、被災箇所の早期把握を実施
応急対策班	国が保有する照明車、排水ポンプ車、応急組立橋梁等の資機材を活用し、被災地の応急対策を支援する



隊員は河川、砂防、道路、港湾、建築、電気、機械、下水道等の専門技術者等で構成され、緊急事態に迅速かつ的確に対応できるよう体制を整備している。 ※国交省HPより

資料IV-2 東日本大震災発災後1ヶ月におけるTEC-FORCEの活動状況



各整備局等においては、TEC-FORCEの隊員に加え、災害対策用ヘリコプターや災害対策用機材等についても被災地へ派遣している。（資料IV-3及び資料IV-4）

資料IV-3 災害対策用ヘリコプターの配備状況

愛称	ほっかい	みちのく	あおぞら	ほくりく	まんなか	きんき	愛らんど	はるかぜ
運用	北海道開発局	東北地整	関東地整	北陸地整	中部地整	近畿地整	四国地整	九州地整
機種	ベル412EP	AS332L2	ベル214ST	ベル412EP	ベル412EP	ベル412EP	ベル412EP	ベル412EP
最大搭乗者数	6人	16人	11人	8人	8人	5人	8人	5人
最大巡航速度	180km/h	220km/h	220km/h	180km/h	180km/h	180km/h	180km/h	180km/h
最大航続時間	1時間30分	3時間10分	4時間00分	1時間30分	1時間30分	1時間40分	1時間30分	1時間40分
吊り下げ能力	630kg	2700kg	1700kg	950kg	985kg	850kg	950kg	850kg
駐機場所	丘珠空港	仙台空港	東京 ヘリポート	新潟空港	名古屋空港	八尾空港	高松空港	福岡空港

※巡航速度、航続時間、吊り下げ能力は、気象条件等により変動する。



災害対策用ヘリコプターの配置

円はそれぞれのヘリコプターが約1時間で到達できる範囲を示す。

※国土交通省HPより

全国に災害対策用ヘリコプターを8機保有し、上空からの被害状況調査を迅速に行う。

資料IV-4 災害対策用機材の配備状況

地整名	排水ポンプ車	照明車	指揮車 (対策本部車、待機支援車)	衛星通信車	Ku-SAT (固定局含む)	ヘリコプター	備考
北海道	27	17	8	4	24	1	
東北	45	29	10	4	46	1	
関東	40	41	25	9	89	1	
北陸	39	37	11	4	36	1	
中部	35	32	15	6	47	1	
近畿	31	26	17	7	30	1	
中国	32	23	5	5	24	0	ヘリは四国地整と共同管理
四国	32	27	11	6	20	1	
九州	59	23	9	6	24	1	
沖縄	1	3	1	1	7	0	
計	341	258	112	52	347	8	



その他の機材

土のう造成機(22台)、応急組立橋(24橋)、無人化施工機械(24台)の他、散水車、橋梁点検車、側溝清掃車、路面清掃車、海面清掃・油回収船など

※国土交通省HPより

大規模災害発生時には全国の機材を集めし支援を実施。

各整備局等においては、T E C – F O R C E として被災地に派遣された職員がレポートを作成し課題や参考になった点を明確化し、これらを報告書としてとりまとめるとともにマニュアル等の改善を図っていた。また、活動実績や課題、参考になった点等を報告会で報告することやインターネットへ掲示することで、職員間でノウハウや教訓を共有し、職員の意識の高揚を図っていた。

北海道開発局では、国土交通省の職員に加え、地方公共団体等関係機関の防災担当者や災害時における協力協定を締結している民間団体の職員で構成される防災協議会等において報告会を開催し、関係者間でノウハウの共有と意識の高揚を図っていた。

北陸地方整備局では、T E C – F O R C E の活動状況を逐次インターネットに掲載し、更新していた。

四国地方整備局では、T E C – F O R C E による支援活動等を専属的に情報収集・記録し報道発表資料を作成する「T E C – F O R C E 災害記録班(広報班)」を新たに設置し、自衛隊に属する広報班へ活動内容に関するヒアリングを行う等、広報能力の向上を図っていた。

各運輸局においては、東北運輸局では、東日本大震災や岩手・宮城内陸地震において、地方公共団体が開設する避難所へ職員を派遣し、発災からの時間の経過に伴う状況の変化に応じて変わる避難所にいる被災者の緊急支援物資に対するニーズの把握等を行うとともに、支援物資の搬入状況を調査し、物資の供給と被災地のニーズのミスマッチの緩和を図っていた。

2) 被災状況調査を行うヘリコプター等の運用マニュアルの整備状況

被災状況調査を行うヘリコプター等の運用マニュアルについては、国土交通省防災業務計画において、「地震等により甚大な被害が発生した場合、又は発生が想定される場合、災害対策用ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等は、直ちに災害対策用ヘリコプターを出動させるものとする」とされている。

各整備局においては、災害発生後のみならず災害が想定される場合においても円滑に対応できるように、近畿地方整備局を除き防災業務計画は修正されていたが、ヘリコプターに関するマニュアル等は修正されていなかった。

国土地理院においては、従来より、測量用航空機の運行マニュアル等に規定していた。

3) 職員の危機管理意識及び危機管理対応能力を向上させるための取組の実施状況

職員の危機管理意識及び危機管理対応能力を向上させるための取組については、国土交通省防災業務計画において、「防災教育、防災訓練等の実施による職員等の

資質の向上に努める」、「防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関する職員の研修を強化するものとする」、「職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする」とされている。

各地方支分部局等においては、工夫を凝らしながら、様々な研修や訓練、講演会等を実施していた。

四国地方整備局では、大規模災害発生時に各地の被害状況に関する情報の共有を図るため、公用携帯電話所有者が付近の被害状況を写真で撮影し、G P Sによる位置情報を加えた上で画像データを災害対策本部のサーバーへ伝送する「災害フォトシステム」を活用し、定期的に操作訓練を行っていた。

北海道開発局の旭川開発建設部では、より実践的な訓練として、参加者へ事前にシナリオを示さないロールプレイング方式による十勝岳噴火危機管理訓練を関係する地方公共団体とともに積極的に実施していた。（資料IV－5）

資料IV－5 十勝岳噴火危機管理訓練

訓練想定（十勝岳大規模噴火と大規模泥流）



4) 防災業務計画の修正状況及び防災関係資料の職員への周知状況

① 防災業務計画の修正状況

防災業務計画の修正については、国土交通省防災業務計画において、「施設等機関及び地方支分部局の長は、防災基本計画及びこの計画に基づき、その所掌事務に関し必要に応じて防災業務計画を作成するとともに、毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」とされている。

近畿地方整備局を除く各地方支分部局等においては、防災業務計画について内容を見直し必要に応じ修正していた。近畿地方整備局においては、平成23年8月の紀伊半島における豪雨災害等への対応を踏まえた課題に対する改善事項の検討を行っていたが、防災業務計画を修正していなかった。

② 防災関係資料の職員への周知状況

防災関係資料の職員への周知状況については、近畿地方整備局、北海道運輸局、関東運輸局及び四国運輸局を除く各地方支分部局等において、防災関係の資料を職員がいつでも確認できるようにインターネットにおいて見やすく整理していた。また、東北運輸局を除く各地方支分部局等において、防災関係の資料を冊子形式で配備していた。

(3) 業務継続計画（BCP）に関する取組状況

業務継続計画（以下「BCP」という。）は、国土交通省防災業務計画において、「発災時に国土交通省の所管する事務に係る機能が停止もしくは低下した場合においても、防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす重要業務を継続するための業務継続計画を策定し、そのために必要な業務の実施体制を整えるものとする。なお、策定した業務継続計画については、不断の見直しを行うものとする」とされている。

国土交通省の地方支分部局等は、国民生活や経済活動に直接関わる、道路、航空、港湾等のライフラインやインフラ施設の多くを所管若しくは管理しており、経済・社会活動の継続性の確保を図る上で重大な責務を負っている。

以上を踏まえ、各地方支分部局等におけるBCPに関する取組状況について監察を実施した。

1) BCPの策定及び周知状況

BCPについては、災害応急対策等を行える体制を迅速に確立することを目的に、全ての地方支分部局等及び整備局等の事務所等でBCPを策定していた。

BCPの職員への周知状況については、近畿地方整備局を除く各地方支分部局等において、BCP及び関連資料をインターネットもしくは共通サーバーに掲載し職員がいつでも確認できるように整理していた。また、近畿地方整備局では、BCP及び関連資料を冊子形式にして職員に配布していた。

2) BCPに基づく体制等の整備状況

① 災害時の本部長代行等の権限及び指揮命令系統等の整備状況

災害時の本部長代行等の権限及び指揮命令系統等については、責任者となる本部長が不在の場合でも適切に意思決定がなされるように、あらかじめ本部長代行等の権限を定めておく必要がある。また、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統を確立しておくことが必要である。

各地方支分部局等においては、防災業務計画やBCP、災害対策本部運営要領等に災害時の本部長代行等の権限及び指揮命令系統等を定めていた。

② 本部長及び本部長権限委任代理者等の参集予定方法及び参集予定時間

本部長及び本部長権限委任代理者等の参集予定方法及び参集予定時間については、大規模災害発生時に迅速に対応するために必要な人員を確実に参集させるため、あらかじめ把握しておく必要がある。

近畿地方整備局、四国地方整備局、四国運輸局及び国土地理院においては、BCPにおいて参集予定方法及び参集予定時間を一覧表にまとめていた。その他の各地方支分部局等においては、非常参集訓練等において参集予定方法及び参集予定時間を確認していた。

③ 職員及び家族の安否確認の方法

職員及び家族の安否に関する情報は、災害対応等にあたる職員の確保とその職員が安心して業務に携わるために必要なものである。

各整備局等においては、災害発生時において、所属課所の安否確認・報告用メールアドレスへ、職員の携帯電話から安否状況を送信し報告することとしていた。

安否確認の方法として、管内で震度6弱以上又は気象庁による大津波警報の発表といった条件を満たすと、近畿地方整備局では、防災担当職員による操作により職員の携帯電話に安否確認メールを発信することができる独自のシステムを活用していた。また、四国地方整備局及び国土地理院では、職員の携帯電話に安否確認メールを自動発信することができる民間企業のシステムを活用するとともに、四国地方整備局では、同システムに家族のメールアドレス等の連絡先についても登録していた。

各運輸局においては、運輸局災害対応マニュアルの携行及び災害用伝言ダイヤル等の活用により安否確認を行うこととしていた。災害発生時に万が一職員と連絡が取れない等の事態が発生した際には、あらかじめ登録している家族の連絡先において安否確認を行うこととしていた。

3) 情報の収集・連絡体制、通信手段等の整備状況

情報の収集・連絡体制、通信手段等の整備については、各整備局等においては、全国に多重無線通信網（マイクロ）及び光ファイバ通信網を整備しており、これに加え、NTTの災害時優先電話や災害時優先携帯電話、衛星小型画像伝送装置（Ku-SAT）、国土交通省移動通信システム（K-COSMOS）、衛星携帯電話等複数の経路による通信網を備えていた。これにより大規模な災害が発生した場合においても、本省及び各整備局等へ防災関連情報を確実に提供できる体制や、保有するデータのバックアップについても確実に行える体制を整備していた。

北海道開発局では、北海道内の伝送路として道南地域、道東地域及び道北地域と3つのループを構成にするとともに、多重無線通信と光ファイバ通信を相互に接続することで、伝送路に障害が生じたとしてもデータを迂回させることができる体制

を整備していた。北陸地方整備局では、CCTVシステム等を活用した情報収集体制を整備していた。

四国地方整備局では、災害発生初動時に取り組む、「30分ルール（初期被害情報報告）」「災害対策本部の設営及び情報機器稼働による情報収集」「関係機関への情報連絡」「防災ヘリによる被害調査」「通信手段の確保」「情報ネットワークの多重化」といった内容をBCPにおいて明確に規定する等の工夫をしていた。

各運輸局においては、通信手段として、衛星携帯電話を本局及び各支局等に配置するとともに、NTTの災害時優先電話を活用することとしていた。

4) 執務環境等の確保の状況

① 庁舎及び通信施設等の耐震対策の状況

庁舎については、各地方支分部局等の本局及び本院では、既に耐震構造の庁舎となっているか又は耐震対策が行われていた。

通信施設等については、北陸地方整備局、九州地方整備局及び国土地理院では耐震対策が行われていた。近畿地方整備局、四国地方整備局及び北海道開発局の一部の通信施設等については、耐震対策が行われていなかったが、耐震対策を順次実施するため予算の確保等の措置が検討されていた。

② 職員及び来訪者も含めた食糧、飲料水等の備蓄の状況

職員及び来訪者も含めた食糧、飲料水等の備蓄については、各地方支分部局等においては、発災後職員が帰宅困難な状況が生じ最低1～2日は庁舎内に留まらざるを得ない可能性があることも考慮し、継続すべき優先業務従事者に限定せず、全職員が3日間必要とする食料、飲料水等を備蓄し、災害時に適切に供給できる体制を整備していた。

これに加え、これまでの大地震の状況を踏まえると庁舎の周辺住民や帰宅困難者が庁舎に避難してくることが十分想定されるため、大規模災害発生時における災害対策業務等の実施に支障が出ないよう、一般住民用の食料、飲料水等の備蓄の必要量についても検討する必要がある。

各運輸局では、来訪者や庁舎周辺の一般住民等へ提供する食料、飲料水の備蓄量について職員の1割程度の人数と想定し検討を行っていた。

一方、各整備局等では、来訪者や庁舎周辺の一般住民等へ提供する食料、飲料水等の備蓄量について検討を行っていなかった。

5) BCPに基づく訓練の実施状況及び訓練結果等を踏まえたBCPの見直し状況

① BCPに基づく訓練の実施状況

B C Pに基づく訓練については、各地方支分部局等では、安否確認訓練や非常参考訓練、情報収集・伝達訓練等を定期的に実施し、大規模災害発生時における初動期の対応を確認していた。また、総合防災訓練等において、大規模災害発生時における初動体制を迅速に確立するため、災害対策本部の設置訓練を実施していた。

② 訓練結果等を踏まえたB C Pの見直し状況

訓練結果等を踏まえたB C Pの見直しについては、北海道開発局では、抽出された課題に対する検討を踏まえ、必要に応じて速やかに被災地方公共団体へリエゾンを派遣することや、災害発生時の広報においては視覚的に分かりやすい情報内容になるよう映像・画像等を活用することを新たに位置付けるなど、関係する規定を修正していた。また、四国地方整備局では、大規模災害発災時の応急対応や継続すべき重要業務を円滑に実施できるように、「災害応急対策業務チェックシート」を作成し、継続的なP D C Aサイクルを通してスパイラルアップを図っていた。

(4) 関係機関との連携等に関する取組状況

関係機関との連携等に関する取組については、国土交通省防災業務計画において、「本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする」「災害予防、災害応急対策、復旧・復興の各段階において関係機関との連携及び情報共有を図ること」とされている。また、災害が発生した場合には、関係機関と連携し、迅速かつ適確な対応を行う必要がある。

このため、各地方支分部局等において、大規模災害発生時における、警察、自衛隊、消防、地方公共団体等関係機関（以下「関係機関」という。）との連携等に関する取組状況について監察を実施した。

1) 整備局等における関係機関との連携及び情報共有に関する取組状況

① 関係機関との連携等に関する取組状況

各整備局等においては、各道府県や市町村、気象庁、海上保安庁、警察、自衛隊等関係機関と災害時の連携等に関する協定を締結、又は締結に向けた調整を行っていた。

近畿地方整備局では、近畿自動車道の印南サービスエリアのヘリ着陸利用に関する協定をNEXCO西日本と締結し、光ケーブル接続についても年内の協定締結を目指して調整を行っていた。

北陸地方整備局と九州地方整備局では、金沢大学、九州大学等の地元大学と協定を締結し、災害時における产学研の連携・協力についての取組を積極的に進めている。九州地方整備局においては、協定に基づき、東日本大震災への対応やタイ王国洪水復旧支援活動について合同で報告会を開催していた。

各整備局等の事務所等においても、道路災害や水害の防止に関し、連絡協議会等を設置し、地元の地方公共団体等関係機関と情報交換等を行い密接な連携を図っていた。

② 関係機関との情報共有に関する取組状況

各整備局等においては、災害時の情報交換に関し、関係機関と連絡協議会を設置するとともに協定を締結していた。

国土地理院では、発災時の関係機関への地理空間情報の提供について、都道府県等との協定締結を進めていた。また、災害時の空中写真の緊急撮影について対象機関のニーズ調査が速やかに実施できるよう手順書を整備していた。

北海道開発局では、平成24年4月の融雪出水時に、気象情報や応急復旧状

況等の情報を各機関で共有しながら災害対応を行っていた。

北陸地方整備局では、火山活動監視の強化を目的として関東地方整備局と連名で気象庁と協定を結び、焼岳の映像情報の共有化を図っていた。また、リアルタイムに防災情報を提供することを目的に、地方公共団体や放送事業者等へ光ファイバを接続し、CCTVカメラの画像やヘリコプターの画像等を提供していた。

九州地方整備局宮崎河川国道事務所では、平成23年の新燃岳の噴火への対応において、監視カメラを設置し、火山活動や土石流発生の監視映像を宮崎県を通じて市町村に情報提供していた。

四国地方整備局と九州地方整備局では、防災関係機関が所有する各種情報を一元化し「防災ポータルサイト」としてリンク集をホームページに掲載し情報提供していた。

③ 地方公共団体への支援に関する取組状況

各整備局等においては、災害時に、地方公共団体からの要請に基づき、災害現場調査員や排水ポンプ車、照明車等災害対策用機材を派遣していた。

九州地方整備局では、口蹄疫対策や鳥インフルエンザ対策といった自然災害以外の災害についても、災害対策用機材を派遣していた。

④ 地方公共団体へのリエゾンの派遣に関する取組状況

リエゾンの派遣については、「災害時における地方公共団体への情報連絡担当官（リエゾン）派遣について」（平成22年8月30日河川局防災課長通知）が整備局等に対し通知されている。当該通知において、各整備局等は、地方公共団体へのリエゾンの迅速かつ積極的な派遣、リエゾンの派遣に関するマニュアルの作成、地方公共団体へのリエゾンの迅速な派遣に関する協定締結の推進及び普段から的地方公共団体との連携強化を図ることとされている。

以上を踏まえ、各整備局等における地方公共団体へのリエゾンの派遣に関する取組状況について監察を実施した。

各整備局等においては、必要に応じて地方公共団体にリエゾンを派遣する体制を整備していた。

各整備局等では、リエゾン派遣者を事前に選定しリスト化していた。

北陸地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局及び北海道開発局では、リエゾンの派遣に関するマニュアルを作成していたが、近畿地方整備局においては、リエゾンの派遣に関するマニュアルを作成していなかった。

北陸地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局及び北海道開発局では、平常時から、首長との意見交換会や職員に対する説明会の開催を通じて、地方公共

団体と顔の見える関係の構築に努めていた。

北海道開発局では、リエゾン派遣候補者として、派遣先の地方公共団体の地理や実情に詳しく派遣先の防災担当職員と面識がある職員をあらかじめ選定していた。

北陸地方整備局では、新潟福島豪雨災害や長野県における土砂災害において、リエゾンを派遣し、迅速な情報収集を行っていた。

九州地方整備局では、九州北部豪雨災害時に九州の各県や被災市町村に多くの職員をリエゾンとして派遣し、地方公共団体からの応援要請を的確に把握し、本局の災害対策本部に伝達していた。また、九州地方整備局宮崎河川国道事務所では、新燃岳噴火や鳥インフルエンザ対策において宮崎県や高原町にリエゾンを派遣し、迅速な情報収集を行っていた。

各整備局等においては、今後も引き続き、関係機関との連携を密にして、防災情報の共有を図るとともに、効果的な防災対策を講じる必要がある。

2) 整備局等における民間団体との協定の締結状況

民間団体との協定の締結については、国土交通省防災業務計画において、「災害予防、災害応急対策、復旧・復興の各段階において、建設業者等の関係事業者（民間団体）との連携により対策に当たること」とされている。以上を踏まえ、各整備局等における民間団体との協定の締結状況について監察を実施した。

各整備局等においては、建設業界等の団体と災害時における緊急災害対策に係る協定を締結していた。また、東日本大震災における対応事例を踏まえ、管外への派遣も可能とする等必要な協定の見直しを行っていた。

国土地理院では、（社）全国測量設計業協会連合会との「災害時における緊急測量に関する協定書」をはじめ、複数の民間団体との間で協定を締結していた。また、懸案事項の検討とともに東日本大震災の発生も踏まえ意見交換を実施する等、協定の見直しの検討に着手していた。

北陸地方整備局及び近畿地方整備局では、整備局のO Bを活用した防災エキスパート制度による応援態勢を整備し活用していた。

近畿地方整備局では、平成24年4月から堺泉北港堺2区の基幹的広域防災拠点の供用が開始されることに伴い、当該拠点の緊急応急措置の対応が出来るよう日本埋立浚渫協会等3団体と業務の実施範囲の見直しのための協定の変更を行っていた。

九州地方整備局の各事務所では、毎年、河川や道路における災害時等の応急対策工事等の協力会社を報道発表などにより公募し、執行体制に関する要件等を審査した上で、災害協力会社を決定していた。この体制により、宮崎河川国道事務所では、

新燃岳の噴火の際に緊急的に砂防ダムの土砂を撤去する等迅速に対応していた。また、筑後川河川事務所では、九州北部豪雨災害の際に花月川や矢部川の決壊に対し24時間体制で緊急復旧が行われ、特に花月川においては緊急復旧を早期に完成させたことで7月中旬の豪雨による被害の拡大が防止された。

3) 運輸局における関係機関との連携及び情報共有に関する取組状況

運輸局における関係機関との連携及び情報共有に関する取組については、国土交通省防災業務計画において、「発災時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送ネットワークに係わる計画の策定に際し、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、被災地への輸送及び被災地内の輸送に係わる実施体制の整備、異なるモードを含めた事業者間の協力体制の構築等について指導・助言する」とされている。以上を踏まえ、各運輸局における、関係機関との連携及び情報共有に関する取組について監察を実施した。

① 関係機関との連携等に関する取組状況

関係機関との協定の締結状況、被災地等への交通手段の確保のあり方（公共交通の運行再開、復旧や緊急支援物資等の輸送など）、公共交通施設等の被害状況や公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報提供のあり方及び災害時における自動車関係諸手続等の弾力的な取扱い等に関する取組状況について監察を実施した。

(i) 関係機関との協定の締結状況

関係機関との協定の締結については、北海道運輸局を除く運輸局では、災害時における迅速な対応を図るため、整備局との間で災害情報の共有に関する協定を締結していた。

北海道運輸局においては、関係機関との協定は締結していなかったが、北海道内で大規模災害が発生した場合に、住民の避難や防災関係機関等が行う救助・救援活動、救援物資輸送及びライフラインの確保等の災害対応が、各機関の緊密な連携により効率的に行われるよう、災害対策に関する情報の共有及び施策の連携方法等について検討を行うことを目的とする「北海道大規模災害対応連絡会（仮称）」の設立に向け、関係機関と検討を進めていた。

(ii) 被災地への交通手段等の確保

被災地への交通手段等の確保については、国土交通省防災業務計画において、「被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各

輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共機関、関係事業者に対し、「必要な指導、調整を行う」、「必要に応じ、又は政府本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う」とされている。

各運輸局においては、緊急輸送マニュアルを整備し、災害時において迅速かつ適確な応急対応が図られる体制になっていた。また、所管事業者のマーリングリストを作成し、情報の収集及び伝達体制を構築していた。

(iii) 自動車関係諸手続き等の弾力的な取扱い等に関する取組状況

自動車関係諸手続き等の弾力的な取扱い等に関する取組については、国土交通省防災業務計画において、「被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の陸運支局での車検の実施、船舶検査証書の有効期間の延長等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める」、「被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口に寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める」とされている。

中国運輸局及び四国運輸局では、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害が発生した際に公的諸手続き等がより円滑に行われるよう、弾力的な取扱いについて検討を進めていた。

北海道運輸局、東北運輸局及び関東運輸局では、東日本大震災において、自動車や船舶の検査証等の有効期間の延伸、被災地に自動車関係諸手続き等の相談を受け付ける「移動自動車相談所」の開設及び電話による特設相談窓口の設置など、状況を見ながら臨機応変の迅速な対応を行っていた。

(資料IV-6)

資料IV－6 移動自動車相談所（東北運輸局）



（iv）公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報提供

公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報提供については、国土交通省防災業務計画において、「災害発生時において適切な判断及び行動に資するため、災害に関する情報を一般住民等に伝達するための体制及び施設、設備の整備を図る」、「一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする」とされている。

各運輸局においては、ホームページに各地方公共団体や所管事業者等のリンク集を掲載し、迅速かつ正確に情報を提供できる体制を整備していた。

特に、東北運輸局では、迅速に情報を提供するため、担当者が不在時においても、ホームページに運行（航）状況等の更新作業が容易にできるよう、作業マニュアルを整備していた。

② 関係機関との情報共有に関する取組状況

大規模災害発生時においては、関係機関との連携を密にし、防災情報の共有を図り、効果的な防災対策を講じる必要があることから、関係機関との情報共有に関する取組状況について監察を実施した。

各運輸局においては、次のとおり、関係機関との間において防災情報に関する協定を締結し、あるいは防災情報の共有に関する連絡会等を設置していた。

北海道運輸局では、北海道開発局が所有する防災情報共有システムの活用を

図るため、広域支援を図る国、道などの関係機関で構成される「防災情報共有推進会議」に参画し、事務レベル会議の開催により、共有すべき防災情報（気象情報の他、道路の通行止、通行規制情報等）の入手について意見交換を行っていた。

東北運輸局では、東北管内において災害等が発生し、または発生するおそれがあるときに、それぞれが有する情報を相互に提供し、両者が提供された情報を活用することにより、適切な災害対処に資することを目的として、平成21年度に東北地方整備局との間で、「防災関連情報の共有に関する協定」を締結していた。東日本大震災時においては、同協定に基づき、防災関連情報相互提供システムを活用し、東北地方整備局、本省緊急災害対策本部及び同運輸局間においてテレビ会議を実施するなど、映像によりリアルタイムに情報を共有していた。

また、発災時に地震、津波等の気象情報を安定かつ確実に入手するため、専用回線を利用し、仙台管区気象台が所有する防災状況共有システムより重要な気象情報を入手し、関係機関等へ情報提供を行っていた。

関東運輸局では、防災に関わる各種情報の共有に関し、関東地方整備局との間で「防災関連情報の共有に関する協定書」を締結していたが、現在、関東地方整備局の有する道路や河川等の情報（光ケーブルによる画像情報）の閲覧が限られているため、非常時に閲覧できるよう、アクセス強化を図ることを検討していた。また、関東甲信地域の国の機関、交通・ライフライン事業者等で構成する「関東防災連絡会」を設置し、各機関で保有する防災情報を共有する取組が行われていた。

中国運輸局では、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、それぞれが保有する災害に関する情報を共有するとともに、相互に連携して災害情報を収集することにより、迅速な災害対策の実施に資することを目的として、平成17年度に中国地方整備局との間で「災害時における中国地方整備局と中国運輸局の連携に関する申し合わせ」を締結していた。

また、中国地域の国の機関、地方公共団体及び交通・ライフライン事業者等で構成する「中国地方の防災に関する連絡会」を設置し、各機関で保有する防災情報を共有する取組を行うとともに、広島地方気象台が所有する防災情報提供システムを通じて、地震、津波等の気象情報を入手し、関係機関等へ情報提供していた。**(資料IV-7)**

四国運輸局では、四国地方整備局及び国土地理院四国地方測量部との間で「大規模災害時における情報交換に関する協定」を締結していた。

また、防災関係機関が所有する各種情報を一元化し、「防災ポータルサイト」としてリンク集をホームページに掲載し情報提供していた。

資料IV－7　中国地方の防災に関する連絡会（中国運輸局）



③ 地方公共団体への支援に関する取組状況

地方公共団体への支援に関する取組については、国土交通省防災業務計画において、「地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言を行う」とされている。

各運輸局においては、地方公共団体と関係団体との間で締結している「緊急支援物資輸送に関する協定」等の締結状況を確認し、協定締結に向けた働きかけを行っていた。

東北運輸局及び関東運輸局では、大規模災害が発生した際に、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティックスの構築を図るため、国の機関、地方公共団体や関係団体等で構成する協議会を設置し、同協議会を通じて物流専門家派遣等に関する協定の新規締結や既存協定の内容の充実に向けた働きかけを行っていくこととしていた。

中国運輸局では、局内に「緊急輸送対策プロジェクトチーム」を設置し、運輸事業者と地方公共団体との緊急支援物資輸送等の協力のあり方について検討を行い、検討結果を踏まえ管内全県に運輸事業者団体と協定を締結するよう調整を進めていた。

各運輸局においては、東日本大震災の教訓も踏まえ、関係団体と地方公共団体との間の物流専門家派遣に関する協定の新規締結や既存協定の内容の充実に向け、より一層の働きかけを行う必要がある。

④ 地方公共団体へのリエゾンの派遣に関する取組状況

大規模災害発生時においては、地方公共団体にリエゾンを派遣し、各自治体

のニーズを迅速かつ適確に把握することが重要であることから、地方公共団体へのリエゾンの派遣に関する取組状況について監察を実施した。

中国運輸局では、平成24年6月に「中国運輸局リエゾン派遣要員の指名について」を作成するとともに、リエゾン派遣リストを作成していた。また、リエゾンの基礎知識の習得を目指すため、リエゾン研修プログラムを作成し、リエゾンの派遣要員を対象に研修を実施していた。

北海道運輸局、東北運輸局及び関東運輸局においては、東日本大震災の折には、各自治体のニーズを適確に把握するため、リエゾンを派遣し、迅速な情報収集を行っていた。

一方、中国運輸局を除く各運輸局においては、リエゾンの派遣に関するマニュアルは作成していなかった。

各運輸局においては、今後も引き続き、関係機関との連携を密にして、防災情報の共有を図るとともに、効果的な防災対策を講じる必要がある。

(5) 訓練や実災害への対応を踏まえた課題に対する措置状況

訓練や実災害への対応を踏まえた課題に対する措置については、国土交通省防災業務計画において「災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施する」ものとし、「訓練後には評価を行い、次年度以降の課題等を明らかにして、訓練の充実を図るものとする」とされている。

また、訓練のみならず、実際に発生した災害への対応についても評価を行い、課題等を抽出した上で改善事項について検討し、防災業務計画等の見直しを行うといった取組を継続的に実施することで、大規模災害発生時における対応能力を向上させていく必要がある。

各地方支分部局等においては、B C Pに関する訓練や関係機関との合同防災訓練等様々な訓練を実施しており、これらの訓練を踏まえて課題を抽出していた。また、東日本大震災など災害対応を踏まえた課題についても抽出していた。さらに、これら抽出した課題への対応についても検討を進めており、近畿地方整備局を除く各地方支分部局等においては防災業務計画を修正していた。

一方、防災業務計画以外の防災関係の計画書やマニュアル等への措置状況については、各地方支分部局等では、対応を検討中若しくは現在修正を行っているものがあった。

各地方支分部局等においては、抽出された課題に対して速やかに対応を検討し、防災関係の計画書やマニュアル等にもその都度遅滞なく反映する必要がある。

(6) 大規模災害への対応に関する各機関における独自の取組状況

各地方支分部局等では、大規模災害への対応を迅速かつ円滑に行うため、地域の特性を踏まえつつ次のような取組を行っていた。

表IV－1 大規模災害への対応に関する各機関における独自の取組状況

機関名	取組状況
北陸地方整備局	<p>地形が急峻かつ脆弱で全国的にも土砂災害が多く発生している地域であるという管内の特性を踏まえ、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、北陸地方整備局から被害の想定される区域や時期の情報を迅速かつ正確に提供できるよう、ヘリコプターを使って河道閉塞の高さ等をレーザー距離計で計測する訓練、河道閉塞決壊後の氾濫解析訓練及び市町村に提供する土砂災害緊急情報作成訓練を実施し、職員の対応能力の向上を図っていた。</p> <p>平成23年8月に発生した紀伊半島における豪雨災害時には、T E C – F O R C E を派遣し、訓練成果を生かして迅速に調査を実施していた。</p> <p>大量油流出事故に伴う緊急出動に備えるため、新潟港湾・空港整備事務所所属の大型浚渫兼油回収船「白山」を使用し、苦小牧、輪島、酒田等訓練場所を変えて、毎年、外洋航海訓練を実施していた。また、油回収を実施する場合の現場海域における効率的な配置、連絡方法、関係機関との連絡調整等を確認するため油回収訓練を実施していた。訓練に併せて、油回収業務について一般市民等への理解を深めるため乗船見学等も行っていた。</p>
近畿地方整備局	<p>近畿地方の港湾における地震・津波対策の基本方針の策定等を目的に「近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議」を設置し、平成24年10月の基本方針策定に向け、東海・東南海・南海3連動地震等による津波発生を前提とした防災目標と減災目標を明確化するための検討、また、これらを踏まえ、護岸や防波堤等の津波防災施設の整備方針を必要に応じて見直すとともに、避難対策の強化を含めた総合的な防災対策や被災時の港湾活動を継続するための港湾機能の早期復旧に向けた関係者間の連携体制の構築に関する方針を明確化するための検討を進めていた。</p>
四国地方整備局	<p>地震や津波が発生した際、庁舎や宿舎の安全性及び宿舎入居者の安全を確保するため、「地震・津波チェックシート」を作成し、これにより各庁舎・宿舎の地盤高情報や自家発電用設備の状況、電源引き込み地盤高等の状況を調査し、浸水等の可能性がある庁舎・宿舎への対策資料として活用していた。</p> <p>また、宿舎周辺の避難所一覧及び避難場所への経路を図示した地図を作成し各宿舎に配布しており、津波浸水想定区域内に存する宿舎を表示した地図についても配布することにしていた。</p>
九州地方整備局	<p>九州地方整備局長が管内の各市町村の首長と締結を進めている「大規模災害時の応援に関する協定書」に関する取り組みとして、筑後川河川事務所では、平成24年2月に、事務所の防災担当者と沿川の神埼市及び久留米市の防災担当者がとともに事務所の会議室に集まり、共同で「筑後川危機管理訓練」を実施していた。この災害対応訓練は、共通の</p>

	<p>被害シナリオにより共同で実施し、河川事務所及び沿川地方自治体が行う災害時の対応を相互に確認しながら進めることで、互いの業務内容を把握するとともに災害対応への共通認識も図られ、相互の防災体制が強化された。また、筑後川河川事務所では沿川の19の市町村長と事務所長が年に2回懇談会を開催し、顔の見える関係を作っていた。</p> <p>このような取組を行ってきた結果、平成24年7月の九州北部豪雨災害時において、事務所長から直接沿川地方公共団体の首長に避難勧告の発令に関する助言等を行うなど、地方公共団体と連携した災害対応を行っていた。</p>
北海道開発局	北海道における津波対策の方向性を示す「津波対策ビジョン」を策定し、この中の一つの施策である「災害に強い地域づくり」に取り組むに当たり、全道の市町村に対し防災上の課題認識等について聞き取り調査を行っていた。これに加え、沿岸地域の地方自治体の首長と津波への対策に関し具体的に意見交換を行う「トップセミナー」を道内各地で開発建設部ごとに実施し、地域防災力の強化を図っていた。
北海道運輸局	東日本大震災における東北運輸局の貴重な体験を学ぶため、防災や危機管理を担当する職員を被災地に派遣し、現地視察を行うとともに、防災・危機管理のあり方について相互に意見交換を行い、情報と認識の共有を図っていた。
東北運輸局	東日本大震災を経験した現地の運輸局として、「1. 確実な支援物資輸送の確保」、「2. 円滑な旅客輸送の確保」、「3. 交通ネットワークの迅速な復旧」、「4. 被災者支援」という緊急対応並びに復旧へ向けた対応を行っていた。 また、現在は、「1. 沿岸部の鉄道の復旧に向けた取組（JR在来線、BRTの検討、三陸鉄道）」、「2. 観光復興に向けた取組」、「3. 地域交通の確保（被害を受けた地域公共交通に対する支援）」、「4. 関係事業者への支援」といった復旧復興へ向けた取組を進めていた。
関東運輸局	東日本大震災への対応状況と課題について運輸局の各部・各運輸支局から意見を集約し、地震発生直後の対応、地震発生当日の対応及び地震発生当日から翌日以降の対応と時系列に分け一覧表に整理した上で、進捗状況を管理しながら、防災関係の計画書やマニュアルへの反映といった改善に向けた取組を鋭意進めていた。 大規模災害の発生に備え、関東運輸局防災行動計画アクションプラン（具体的な行動計画）を作成し、同アクションプランに記載された行動事項について、毎年度フォローアップし、災害発生時の具体的行動のスキルアップを図っていた。
中国運輸局	平成23年6月に「中国運輸局危機管理見直しチーム」を設置し、東日本大震災への東北運輸局などの対応を踏まえ、中国運輸局における防災関係の規定を再点検した上で、検討課題を抽出するとともに課題への対応策を整理し、進捗状況を管理しながら改善に向けた取組を鋭意進めっていた。 平成24年2月に局内に「緊急輸送対策プロジェクトチーム」を設置し、運輸事業者と地方公共団体との協力のあり方について検討を進めるとともに、検討結果を踏まえ管内全県に運輸事業者団体と協定を締結するよう調整を進めていた。

四国運輸局	職員の危機管理意識及び危機管理対応能力を向上させるため、平成23年4月より局内の各部課長等からなる「防災対策検討委員会」を設置し、東日本大震災における東北運輸局等の対応や教訓を踏まえ、発生が想定される大規模な地震への備え等について検討を進めていた。
国土地理院	東日本大震災への対応を踏まえ、評価点、課題及び対応策・対応方針について細かく把握・検討した上で、「東日本大震災の災害対応記録」をとりまとめていた。

関東運輸局では、未曾有の大震災を経験した運輸局として、その経験を記録し、今後いつまた起こるかわからない震災への教訓とするために、「東日本大震災に関する関東運輸局管内の被害状況と取組みの現状」を作成していた。今後は、他の運輸局も含めた関係者間でノウハウの共有を図っていく必要がある。

引き続き、各地方支分部局等では地域の特性を踏まえて大規模災害への対応に関する取組を的確に実施していく必要がある。

(7) 大規模災害への対応に関する各機関の長の取組状況【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】

地方支分部局等の長は、国土交通省防災業務計画において、「災害が発生するおそれがある場合若しくは災害が発生した場合に、所掌事務に係る防災対策を推進するため、必要に応じて、非常本部及び緊急本部に準じた組織を設置するものとする。また、必要に応じ、現地に災害対策本部に準じた組織を設置するものとする」とされている。

また、地方支分部局等の長は、緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令第4条(指揮監督等)において、「国土地理院、地方支分部局（略）の緊急災害対策派遣隊の事務を統括する」とされている。

大規模な災害が発生した場合、各地方支分部局等の長等の幹部職員は、各機関の指揮官として職員の先頭に立ち、部下職員に対し的確に指示し、組織が一丸となって総力を挙げて災害対応に当たれるよう、リーダーシップを發揮して災害対応に当たることが求められている。

よって、大規模災害が発生した場合若しくは平時における幹部職員の指揮官としての役割や心構え、リーダーシップのあり方、また、部下職員への指導状況や組織としての取組状況を確認するため、幹部職員（表IV-2）に対する個別ヒアリングを実施した。

表IV-2 大規模災害への対応に関する個別ヒアリングの対象者

対象機関名	対象者
北陸地方整備局 富山河川国道事務所 金沢河川国道事務所	局長
	事務所長
	事務所長
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 大阪港湾・空港整備事務所	局長
	事務所長
	事務所長
四国地方整備局 徳島河川国道事務所 小松島港湾・空港整備事務所	局長
	事務所長
	事務所長
九州地方整備局 筑後川河川事務所 宮崎河川国道事務所	局長
	事務所長
	事務所長
北海道開発局 旭川開発建設部 網走開発建設部	局長
	開発建設部長
	開発建設部長

北海道運輸局	局長
東北運輸局	局長
関東運輸局	局長
中国運輸局	局長
四国運輸局	局長
国土地理院	院長

個別ヒアリングの結果、幹部職員は、次のように、いずれも組織のトップとして高い認識の下、工夫を凝らしながら様々な取組を行っていた。

- ・大規模災害発生時には、指揮官が対策本部の中央に構え冷静沈着に振る舞う姿を見せることで、混乱しがちな部下職員を落ち着かせる必要がある。
- ・大規模災害発生時には、いち早く登庁し、災害対策本部長として、正確な情報を共有した上で迅速かつ的確に判断し部下職員を指示することや地方公共団体の首長や運輸業界トップ等と意思の疎通を図りながら要請に対して迅速に対応することが必要である。
- ・大規模災害発生時には、現場でどのようなことが起こりうるか想像し、早めに対応していくことが必要である。特に、初動期における迅速な判断や対応に万全を期す必要がある。
- ・管内で想定される災害に対し、過去の大災害の記録等も参考にしつつ、現場のトップとして、いつどのような判断を求められるか、どういった体制で対応していくのかという点についてシミュレーションを行うなど、常に災害発生に備えた意識をもっておくことが必要である。
- ・大規模災害発時にトップ同士が直接連絡を取りつつ迅速に意思決定を行うことができるよう、日頃から管内の地方公共団体の首長と顔の見える関係を構築することが重要である。
- ・国土交通省が行った災害対応に関し、外部から評価された点や成功例などを全職員に伝えることで、職員を鼓舞し士気の高揚を図っていくことも必要なことである。
- ・まず自己と家族の安全の確保を最優先に行うよう日頃から指導している。
- ・大規模災害が発生した際、国民の生活や社会経済活動を確保するために、国土交通省の地方支分部局等が、国民から何を期待され何をすべきか、ということを国民目線で考えるよう部下職員を指導している。
- ・大規模災害が発生した際、国土交通省の地方支分部局等が発信する情報に關

し、その利用者を意識して迅速に提供することが重要であり、組織内で協力して対応するよう部下職員を指導している。

- ・大規模災害発生時に被災地を管轄している運輸局がどのように対応したのか等、その取組状況を分析し自らの組織の防災対策に反映するよう部下職員を指導している。
- ・実際の災害対応はマニュアル通りに進むものではないので、マニュアルがあることで安心してしまうという職員の雰囲気を戒め、むしろマニュアルを作る過程が事前の訓練として重要であること、また、マニュアルによらない想定外の事態が発生しても焦らずに柔軟に対応できる心構えを持つよう部下職員を指導している。
- ・実際の災害対応は事前に訓練をしていたか否かが重要であるため、実際に起こりうる最悪な事態を想定し具体的な問題点を挙げつつ訓練や研修を実施し、訓練等を踏まえた対応策をとりまとめている。
- ・T E C – F O R C E や災害対策用機材の派遣について地方公共団体へ説明会を行うとともに、日頃から災害が発生した場合に即座に対応できる体制を整備している。
- ・全職員を対象にした情報伝達訓練を、勤務時間外や休日も含めて、事前に通告せずに毎月実施し、災害の発生に備えている。
- ・休日においても指導的な立場にある者を必ず職場近辺に常駐させる体制を整備し、災害の発生に備えている。

幹部職員は、平常時から、非常時における自身の役割や心構え、リーダーシップのあり方等について認識を高めておくとともに、部下職員の危機管理意識や組織としての対応能力の向上を図るために取組を継続して実施していく必要がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災や平成24年7月の九州北部豪雨災害といった大規模災害発生時において、国土交通省の現場を管轄する地方支分部局等は、相互に連携して大きな役割を果たしたところであり、地域住民の方々にも認識していただいたところである。

平成24年8月に「南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域及び被害想定」が公表されるなど、地震や津波等による大規模災害への社会的な関心や切迫感が高まっている状況を踏まえると、大規模災害発生時の対応についてはこれまで以上にスピード感をもって取り組んでいく必要がある。

今後も、非常時に大きな力を発揮できるよう、各地方支分部局等においては、大規模災害への対応体制や関係機関との協力・連携体制を万全に整え、研修や訓練を

繰り返すことによって職員の危機管理意識や対応能力の向上を図るとともに、問題点の検証とこれを踏まえた必要な措置を早期に講じる等、万全の準備を平常時から行っていく必要がある。

2. 提示意見

- ア 各地方支分部局等においては、非常時に大きな力を発揮できるよう、大規模災害への対応体制や関係機関との協力・連携体制を万全に整え、研修や訓練を繰り返すことによって職員の危機管理意識や対応能力の向上を図るとともに、問題点の検証とこれを踏まえた必要な措置を早期に講じる等、万全の準備を平常時から行っていくこと。
- イ 各地方支分部局等の長等の幹部職員は、平常時から、非常時における自身の役割や心構え、リーダーシップのあり方等について認識を高めておくとともに、部下職員の危機管理意識や組織としての対応能力の向上を図るための取組を継続して実施すること。
- ウ 各地方支分部局等においては、訓練や災害への対応を踏まえ抽出された課題に対して速やかに対応を検討し、防災関係の計画書やマニュアル等にその都度遅滞なく反映すること。
- エ 北海道運輸局、関東運輸局、中国運輸局及び四国運輸局においては、T E C – F O R C Eに関する活動計画を作成すること。
- オ 北海道運輸局、関東運輸局及び四国運輸局においては、T E C – F O R C Eに関する研修や訓練を行うこと。
- カ 北陸地方整備局、近畿地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局及び北海道開発局においては、ヘリコプターに関するマニュアル等を修正すること。
- キ 近畿地方整備局においては、平成23年8月の紀伊半島における豪雨災害等への対応を踏まえ、防災業務計画を修正すること。
- ク 近畿地方整備局、北海道運輸局、関東運輸局及び四国運輸局においては、防災関係の資料をイントラネットで見やすく整理すること。
- ケ 東北運輸局においては、防災関係の資料を冊子形式で配備すること。

- コ 近畿地方整備局、四国地方整備局及び北海道開発局においては、通信施設等の耐震対策を実施するため予算の確保等の措置を引き続き検討すること。
- サ 各整備局等においては、来訪者や庁舎周辺の一般住民等へ提供する食料、飲料水の備蓄量について検討を行うこと。
- シ 近畿地方整備局、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局及び四国運輸局においては、リエゾンの派遣に関するマニュアルを作成すること。
- ス 各運輸局においては、東日本大震災の教訓も踏まえ、関係団体と地方公共団体との間の物流専門家派遣に関する協定の新規締結や既存協定の内容の充実に向け、より一層の働きかけを行うこと。
- セ 関東運輸局においては、「東日本大震災に関する関東運輸局管内の被害状況と取組みの現状」について、他運輸局も含めた関係者間でノウハウの共有を図ること。

3. 推奨事例

(1) 九州地方整備局における T E C – F O R C E の拠点整備に関する取組

九州地方整備局では、大規模災害時における対応の一層の高度化及び円滑化を図るため、「九州防災センター」を平成24年4月に設置し、災害時にはT E C – F O R C E 隊員や災害用対策機械の派遣及び後方支援の拠点として活用していた。

また、平常時には、T E C – F O R C E 隊員等の災害対応能力の向上を図る各種訓練や研修の企画・運営、管内の防災関係資機材の管理及び機能維持、地方公共団体との連携及び支援体制の強化を図るために共同防災訓練や防災セミナーの実施、災害対応の経験・知見や災害情報を収集整理した災害情報データベースの構築等を行っていた。

平成24年7月の九州北部豪雨災害時には、九州防災センターをT E C – F O R C E や災害対策用機材等の派遣拠点基地として活用し、効率的かつ迅速に派遣を行っていた。 (資料IV-8)

資料IV-8 九州北部豪雨災害時における九州防災センターの活用状況



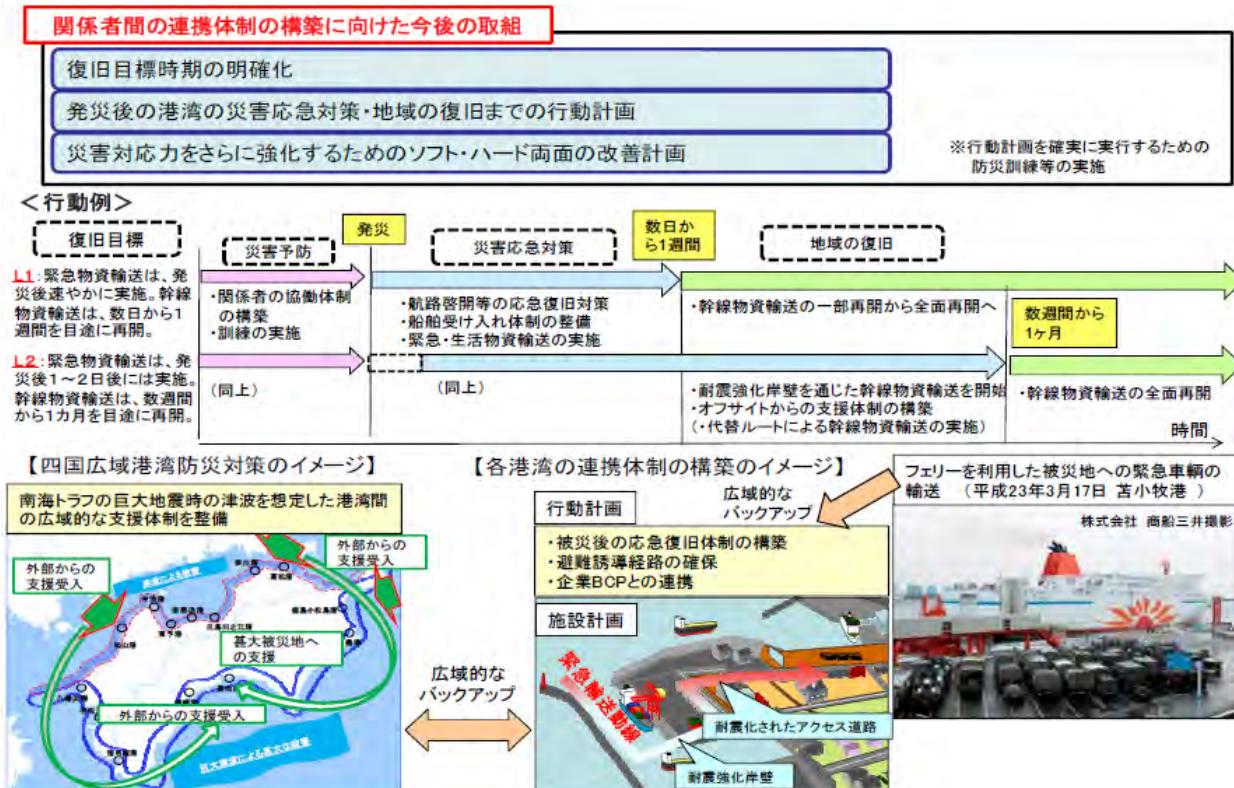
(2) 四国地方整備局における港湾機能の早期復旧に向けた関係者間の連携体制の構築

平常時の港湾は、様々な関係主体のネットワークが機能することによって正常な物流活動が成り立っているが、大規模災害発生時には、一部関係主体の機能不全やネットワークの途絶によって利用可能な港湾施設が限定され、また、物流機能が麻痺する恐れがある。

四国地方整備局では、大規模地震・津波発災時の緊急時の広域海上輸送の確保を目的として、漂流物の拡散影響、航路啓閉等の手法、船舶の避泊計画、広域復旧計画等を策定するための検討ワーキンググループを立ち上げ、有識者・港湾管理者・港湾関係企業等と検討を進めていた。その検討結果である「四国の港湾における地震・津波対策に関する基本方針（中間とりまとめ）」において整理した地震・津波における危機管理体制の構築の中で、「港湾機能の早期復旧に向けた関係者間の連携体制の構築」を今後の対策方針として位置付けた。（資料IV-9）

また、四国地方整備局管内の各港湾においても、先行的に策定されている高松港における「港湾機能の早期復旧に向けた関係者間の連携体制の構築」を踏まえ、各港湾の現状や課題を整理した上で、関係機関との協議が整った港湾から当該連携体制の整備を進めていた。

資料IV-9 港湾機能の早期復旧に向けた関係者間の連携体制の構築



(3) 北陸地方整備局における大学との連携・協力に関する取組

北陸地方整備局では、管内の工学系大学で先端的・総合的な知見・技術を有する長岡技術科学大学、金沢工業大学、新潟大学及び金沢大学と、災害関連情報の相互利用や平常時・災害時における技術的・学術的な連携・協力をを行うこと等を内容とする災害協定（包括協定含む）を締結し、各大学とともに金沢市や新潟市において「防災技術セミナー」を開催する等、災害に係る官学の連携・協力に関する取組を積極的に進めていた。（資料IV－10）

資料IV－10 大学との協定締結式及び防災技術セミナー



H23.5.12長岡技術科学大学との協定締結式



H24.4.10金沢工業大学との協定締結式



H24.6.15新潟大学との協定締結式



H24.6.26金沢大学との協定締結式



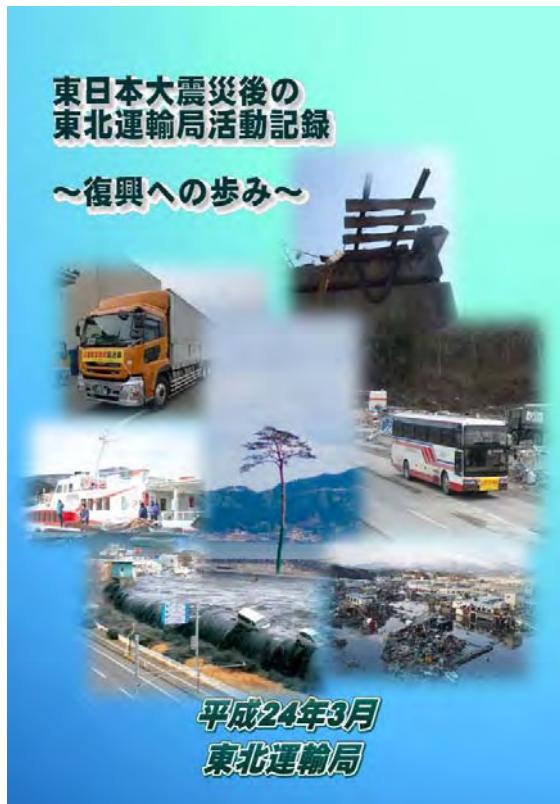
H24.6.28 防災技術セミナー2012in金沢 開催の模様

(4) 東北運輸局における今後の防災対策向上に向けた取組

東北運輸局では、未曾有の大震災を経験した運輸局として、その経験を記録し、今後いつまた起こるかわからない震災への教訓とするために、T E C – F O R C E 等の活動状況等をまとめた「東日本大震災後の東北運輸局の活動記録～復興への歩み～」を作成し、他運輸局も含めた関係者間でノウハウの共有を図っていた。（資料IV-11）

また、同活動記録を基に、初動体制、緊急救援物資輸送、旅客輸送等7つの分野毎に、対応の成功事例、失敗事例及び留意点を整理しとりまとめた「東日本大震災に対する東北運輸局の教訓集」及び派遣職員が事前に準備すべき内容や派遣先での業務内容、その他留意点等を一覧表にまとめた「防災対応ハンドブック」を作成し、他運輸局も含めた関係機関並びに職員間で共有することにより、災害の発生に備えていた。

資料IV-11 東日本大震災後の東北運輸局の活動記録～復興への歩み～



目次 (抜粋)	
第1編 総論	
第1章	東日本大震災の被害状況
第2章	東北運輸局の被害と緊急対応
第3章	復興への取り組み
第2編 各分野での取組	
第1章	緊急物資輸送・倉庫・トラック
1.	関係機関の被害状況
2.	東北運輸局の緊急対応
3.	復興への取り組み
4.	今後の課題
第2章	鉄道
第3章	バス
第4章	タクシー
第5章	離島航路・旅客船
第6章	港湾運送
第7章	造船
第8章	自動車検査・登録
第9章	船舶検査・登録測度・船員
第10章	観光
第3編 現場からの声	
1.	現場で見えた緊急物資輸送の課題【東北運輸局次長 菅野孝一】
2.	あの時から…【総務部長 菊池憲満】
3.	忘れもしない3月11日【安全防災・危機管理調整官 鴨田幸志】
⋮	
15.	東日本大震災時におけるいわき自動車検査登録事務所の状況 【いわき自動車検査登録事務所 首席運輸企画専門官 伊藤重三】
資料編	
1.	東日本大震災（災害情報 第75報）
2.	東日本大震災の経験をふまえた防災対応チェック表
3.	関係連絡
4.	東日本大震災の発生後における東北運輸局の取組みについて
5.	3.11東日本大震災に係る主な視察者・視察先等
編集後記	

(5) 四国運輸局における津波対応型救命艇の開発に関する取組

四国運輸局では、東日本大震災の教訓を踏まえ、近い将来に発生すると予測されている東南海・南海地震対策に関し、高齢者などの災害時要援護者や高台等のない避難困難地域の津波対策のひとつとして、船舶用の救命艇の技術を応用した「津波対応型救命艇」に着目し、平成24年2月に学識経験者、地方公共団体及び造船業界等で構成する「津波対応型救命艇に関する検討会」を設置し、その開発に向けた検討を進めていた。

これは、緊急時における避難手段の多様化という面で意義あるユニークな取り組みであるとともに新たな発想であることから、利用目的に応じた構造等多くの点で開発要素が存在するが、今後、開発に向けより具体的に検討を進めていくことが期待される。（資料IV-12）

資料IV-12 津波対応型救命艇の開発に関する検討

